

平成 25 年 9 月会議

津幡町議会会議録

平成25年 9 月 4 日再開

平成25年 9 月11日散会

津 幡 町 議 会

平成25年津幡町議会 9 月会議会議録 目 次

第1号（9月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案等上程（議案第59号～議案第74号、認定第1号～認定第13号）	4
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 決算審査特別委員会の設置	9
1. 決算審査特別委員会委員の選任	9
1. 町政一般質問	10
1 番 八十嶋孝司議員	10
4 番 荒井 克議員	15
3 番 黒田英世議員	19
1. 休 憩（午前11時54分）	24
1. 再 開（午後1時00分）	24
2 番 西村 稔議員	24
5 番 中村一子議員	27
9 番 塩谷道子議員	38
1. 休 憩（午後2時51分）	47
1. 再 開（午後3時10分）	47
12 番 道下政博議員	47
16 番 洲崎正昭議員	57
1. 閉 議（午後4時29分）	63

第2号（9月11日）

1. 出席議員、欠席議員	65
1. 説明のため出席した者	65
1. 職務のため出席した事務局職員	65
1. 議事日程（第2号）	66
1. 議事日程（第2号の2）	66
1. 本日の会議に付した事件	66

1. 開 議（午前10時00分）	67
1. 議事日程の報告	67
1. 会議時間の延長	67
1. 議案等上程（議案第59号～議案第74号、請願第7号～請願第11号、陳情第6号）	67
1. 委員長報告	67
1. 委員長報告に対する質疑	70
1. 討 論	70
1. 採 決	76
1. 同意上程（同意第5号）	78
1. 質疑・討論の省略	78
1. 採 決	79
1. 議会議案上程（議会議案第7号～議会議案第9号）	79
1. 質 疑	80
1. 討 論	80
1. 採 決	80
1. 質 疑	81
1. 討 論	81
1. 採 決	81
1. 質 疑	82
1. 討 論	82
1. 採 決	82
1. 休 憩（午前11時11分）	82
1. 再 開（午前11時12分）	82
1. 議案上程（議案第75号）	82
1. 議案に対する質疑	83
1. 委員会付託	83
1. 休 憩（午前11時17分）	83
1. 再 開（午後1時10分）	83
1. 委員長報告	84
1. 委員長報告に対する質疑	84
1. 討 論	84
1. 採 決	85
1. 議会議案上程（議会議案第10号～議会議案第11号）	85
1. 趣旨説明・質疑・討論の省略	85
1. 採 決	85
1. 閉議・散会（午後1時19分）	86
1. 署名議員	87

平成25年9月4日（水）

○出席議員（18名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	岡 本 昌 広	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	田 縁 義 信	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	兼教育総務課長	
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次	生涯教育課長	吉 岡 洋

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	総務課長補佐	山 崎 明 人
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第 1 号）

平成25年 9 月 4 日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第59号～議案第74号、認定第 1 号～認定第13号）

（質疑・委員会付託）

議案第59号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第60号 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第61号 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第62号 平成25年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第63号 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第64号 平成25年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第65号 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算
（第 1 号）

議案第66号 津幡町税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について

議案第67号 津幡町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例について

議案第68号 津幡町環境整備基金条例について

議案第69号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第70号 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第72号 市と町との境界変更について

議案第73号 町道路線の認定について

議案第74号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（萩坂分団車）C D－I 型）

認定第 1 号 平成24年度津幡町一般会計決算の認定について

認定第 2 号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第 3 号 平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計決算の認定
について

認定第 4 号 平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第 5 号 平成24年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について

認定第 6 号 平成24年度津幡町簡易水道事業特別会計決算の認定について

認定第 7 号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計決算の認定について

認定第 8 号 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計決算の認定について

認定第 9 号 平成24年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について

認定第10号 平成24年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

認定第11号 平成24年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について

認定第12号 平成24年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計決算の認定
について

認定第13号 平成24年度津幡町水道事業会計決算の認定について

日程第 4 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○南田孝是議長 ただいまから、平成25年津幡町議会 9 月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数18人中、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○南田孝是議長 本日再開の 9 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 9 月11日までの 8 日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜会議録署名議員の指名＞

○南田孝是議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本 9 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において 5 番 中村一子議員、6 番 森山時夫議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○南田孝是議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。

本 9 月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による

報告第14号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定による

報告第15号 資金不足比率の報告について。

以上、報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第 7 号から請願第11号までおよび陳情第 6 号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による平成25年 6 月分および 7 月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による平成24年

度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議案等上程の件を議題とし、議案第59号から議案第74号までおよび認定第1号から認定第13号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成25年津幡町議会9月会議として本会議が再開されるに当たり、町政の概況と提出議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、7月から30度を超す猛暑日が続いていた本年の夏でありましたが、8月下旬から一転して大雨警報が頻繁に発表され、各地で集中豪雨による災害が発生しております。津幡町ではきのうも56ミリの時間雨量を記録し、平野部を中心に排水路が一時的に増水し、11か所において土のう積みなどにより家屋等の浸水に対処いたしました。以前からの大雨により土壌雨量指数もかなり高まっており、今後がけ崩れなどの土砂災害も警戒しているところでございます。8月23日早朝から降り始めました雨では、菩提寺観測地点におきまして正午からの1時間で67ミリ、24時間で241ミリを記録する局地的な集中豪雨でありました。特に大海川上流の河合谷地区や能瀬川上流の種谷地区では河川が増水し、家屋14棟で床下浸水の被害が発生したほか、河川堤防付近の水田約3ヘクタールが冠水いたしました。また、英田地区の下矢田集落では家屋2棟が床下浸水し、一時9世帯、14名の方が自主避難いたしました。そのうち4世帯、6名の方は集落の集会場で不安な一夜を過ごされました。町内の中山間地域を中心に、町道では23か所、河川では13か所において被災したほか、農地や農道施設においては160か所以上、さらに林道でも30か所以上において崩落等の災害が発生しております。現在のところ、概算ではございますが、4億円を超える被害額と推計しているところでございます。幸いにも人的被害はなかったものの、被害に遭われました皆さまには心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧に町も全力を上げて取り組んでまいる所存でございます。

また、この豪雨災害の2日後となる8月25日に、住吉公園を主会場として18回目となる津幡町防災総合訓練を実施いたしました。被害に遭われた方の心情を思いますと中止すべきではないかという迷いも当然あったわけですが、十分に検討し、最終的には「こんなときだからこそ、訓練が必要である」との思いから開催させていただきました。議会の皆さまにも早朝より巡視をいただき、まことにありがとうございました。当日は、自主防災クラブを中心に約870名の参加のもと、19種目の訓練と4種目の体験をしていただきました。参加者の皆さまには、従来の訓練を踏襲していただいたほか、新たに携帯型防災無線機を使用し、避難想定者との情報収集訓練を行い、さらに学校に備えてある半固定型防災無線機を使用して、学校や生徒の安全確認訓練なども新たに行いました。訓練には、8月22日に災害時に飲料水の優先供給を受けるべく支援協力協定を締結いたしました北陸コカ・コーラボトリング株式会社にも参加していただいたほか、東北被災地中学生派遣交流事業で命の大切さと防災教育の重要性を肌で感じ、学んで来ていた

いた中学生6名も参加し、被災地の様子を伝えるパネル展示もしていただきました。中学生の報告に「日ごろから避難訓練を行っていた保育園では、一人の犠牲者も出なかったとの話を聞き、訓練の大切さをあらためて痛感しました」という言葉がございましたが、これこそ被災地を目の当たりにした生徒の生の声であり、防災訓練の必要性を表現する言葉だと思いました。防災対策は何より訓練を継続することが肝要であり、それが防災意識の高揚につながり、東日本大震災のような大きな災害発生時でも被害が最小限となるものと考えております。

さて、本年も8月15日から10日間、中学生海外派遣交流事業を実施いたしました。10名の中学生が姉妹校であるオーストラリア、タウンズビル市のノーザン・ビーチス・ステイト・ハイスクールにホームステイをしながら体験通学し、英語や国際文化を学んできていただきました。また、この姉妹校であるノーザン・ビーチス校の生徒8名と引率教師4名が、9月24日から6日間、初めて津幡町を訪れます。津幡町でもホームステイをしながら、受け入れ交流先となる津幡中学校、津幡南中学校に登校し、授業を体験していただくほか、稲刈り体験や日本文化に触れ合いながらの国際交流を地区の皆さまとともに行っていただくことになっております。この姉妹校交流推進事業は、全生徒が生徒の英語や他国の文化に触れる絶好の機会を生み出すとともに、ホームステイ受け入れ先や地域の方々との交流機会も提供されることになります。異なる文化に理解を深め、国際的視野も広がると思っているところでございます。

6月会議で答弁させていただきました定住促進対策であります。通勤や通学の利便性や優位性を前面に「住んでいてよかった、住んでみたい」をコンセプトに進めているところでございます。若い世代の方が津幡町を選んでいただけるようなまちづくりを推進する一方、最高で10万円の結婚祝い金や新築住宅等の購入取得者には5年間で最大130万円の助成を行います。また、空き家バンクの利用促進を合わせた定住助成や町内雇用者の拡大を図るための雇用助成も行います。基本的に平成26年1月1日を基準日としての施行を目指しておりますが、現在、一部前倒しも含めた最終要綱案を調整中でございます。予算は来年度以降から本格化する予定であります。一部本年度に発生する助成見込み額につきましては、本9月会議にその予算をお示しできませんでした。固まり次第、早急に予算計上いたしたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第59号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億9,347万円を追加するものでございます。

まず初めに、歳入からご説明申し上げます。

9款地方特例交付金120万3,000円の減額は、同交付金の本算定に伴う額の確定によるものでございます。

10款地方交付税7,089万2,000円の増額は、普通交付税の本算定に伴う額の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金減額124万1,000円は、都市計画費分担金で8万6,000円、農林施設災害復旧費分担金で34万円の増額となるものの、農業費分担金において土地改良維持管理適正化事業が翌年度施工となったことにより166万7,000円が減額となるためでございます。

13款使用料及び手数料10万円の増額は、井戸設置許可申請手数料に係る環境衛生手数料の増額でございます。

14款国庫支出金のうち、国庫負担金1,783万7,000円の増額は、障害児発達支援給付事業に係る民生費国庫負担金1,050万円と土木施設災害復旧事業に係る災害復旧費国庫負担金733万7,000円でございます。また、国庫補助金減額526万6,000円は、道路橋梁費に係る土木費国庫補助金で870万7,000円、理科教育等振興など教育費国庫補助金で350万円の増額となるものの、次世代育成支援対策に係る民生費国庫補助金が県補助金に振りかわることから1,747万3,000円の減額となるものでございます。

15款県支出金6,069万1,000円のうち、県負担金540万4,000円の増額は、障害児発達支援事業費などに係る民生費県負担金でございます。また、県補助金5,528万7,000円の増額は、国庫補助金から振りかわった地域子育て支援拠点事業や保育環境整備事業に係る民生費県補助金2,803万5,000円や緊急雇用創出事業に係る労働費県補助金934万4,000円、さらに経営体育成支援事業などに係る農林水産業費県補助金498万8,000円や農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費県補助金1,190万円などでございます。

16款財産収入2,058万3,000円の増額は、舟橋地内の町有地約2,838平方メートルをオーダーメイド型企業誘致により売却した収入でございます。

18款繰入金5,203万円の減額は、財源調整による財政調整基金繰入金の減額でございます。

19款繰越金4,460万8,000円の増額は、平成24年度からの純繰越金7,507万2,000円のうち、既決予算を除いた額の残額でございます。

20款諸収入増額633万7,000円は、翌年度施工となった土地改良維持管理適正化事業に係る農業基盤整備事業推進交付金の減額があるものの、ミニボートピア津幡に係る環境整備協力費1,500万円の増額などによるものでございます。

21款町債3,216万2,000円の増額は、消防救急デジタル無線整備事業に係る消防債1,600万円、実質的な普通交付税と言われる臨時財政対策債986万2,000円のほか、農林施設および土木施設の災害復旧事業に係る災害復旧債630万円でございます。

続いて、歳出のご説明を申し上げます。

2款総務費2,720万8,000円の増額補正の主なものは、本年6月10日にオープンいたしましたミニボートピア津幡における6月10日から9月30日分までの売上見込額の1パーセントを環境整備協力費に積み立てるための環境整備基金積立金1,500万円や町有地売り払いのための確定測量費、太白会館と成光会館の修繕費に係るものなど、一般財産管理費で160万円、さらに法人町民税の還付に係る過年度過誤納金返還金530万円や地方税法の改正に伴う電算システム改修に係る町税電算機器管理費339万7,000円でございます。

3款民生費3,860万7,000円の増額補正の主なものは、利用者の増加に伴う障害児発達支援給付費2,103万円や私立住吉保育園における病後児保育施設拡充に伴う保育園整備事業費1,575万円などでございます。

4款衛生費49万9,000円の増額補正の主なものは、旧老人医療保険の過年度給付の一部返還に伴い、財源となる国・県、支払基金に対する返還金を計上した老人保健医療費26万円やリサイクル収納庫2基を購入するごみ減量化資源対策事業費9万9,000円などでございます。

5款労働費934万4,000円の増額補正は、ネットスーパーによる買い物支援事業を実施する起業支援型地域雇用創造事業費の追加によるものでございます。

6款農林水産業費減額528万円の主なものは、経営体育成支援事業219万円の追加や農地集積協

力促進事業100万7,000円、町単土地改良事業263万6,000円などの増額があったものの、土地改良維持管理適正化事業費が翌年度施工となったことによる1,396万円の減額が増額分を上回ったためなどでございます。

7款商工費197万8,000円の増額補正は、町内に立地した2事業者に対する産業創出支援事業112万1,000円と地域伝統芸能全国大会出場費など観光宣伝推進費85万7,000円でございます。

8款土木費4,977万9,000円の増額補正の主なものは、町道51路線の修繕に係る道路維持修繕費2,745万円や区道整備費459万6,000円、さらに地区公園の修繕に係る地区公園管理費282万2,000円や住宅リフォーム助成事業費1,000万円などでございます。なお、昨年度から2か年事業として実施しました住宅リフォーム助成事業は、本年10月31日をもちまして申請受付を終了することといたしております。

9款消防費2,027万9,000円の増額補正の主なものは、緊急防災・減災事業による消防救急無線のデジタル化事業費追加に係る消防救急無線デジタル化整備事業費1,932万3,000円のほか、倶利伽羅分団の小型動力ポンプ等の更新に係る消防用資機材等購入費82万1,000円などであります。

10款教育費2,115万1,000円の増額補正の主なものは、小学校および中学校費の就学奨励費926万9,000円、国庫補助金の追加内示に伴う小学校および中学校の理科教育等振興費310万円のほか、津幡中学校および津幡南中学校の全国大会等派遣費572万円、幼稚園の就園奨励費492万5,000円などでございます。

11款災害復旧費2,990万5,000円の増額補正は、7月29日および8月1日の豪雨による農林施設および公共土木施設の災害復旧事業費でございます。

第2表地方債補正は、消防救急デジタル無線整備事業ほか3件について限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、**議案第60号** 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5,981万7,000円を追加するもので、河北中央病院の医療機械購入に対する国庫補助内示があったことに伴う直営河北中央病院事業会計繰出金4,000万円のほか、前年度事業費の確定に伴う償還金436万2,000円および前年度繰越金を積み立てる事業調整基金積立金1,530万2,000円が主なものでございます。

次に、**議案第61号** 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,320万4,000円を追加するもので、前年度繰越金を積み立てる介護給付費準備基金積立金1,129万円が主なものでございます。

次に、**議案第62号** 平成25年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加するもので、前年度からの繰越金を各水道補修基金に積み立てるものでございます。

次に、**議案第63号** 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ3,889万9,000円を追加するもので、前年度からの繰越金などを積み立てる公共下水道整備基金積立金4,127万円のほか、污水管渠の修繕に係る污水管渠管理費などが主なものでございます。

第2表地方債補正は、公共下水道事業について限度額を変更するものでございます。

次に、**議案第64号** 平成25年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ262万9,000円を追加するもので、前年度からの繰越金を積み立て

るバス事業調整基金積立金でございます。

次に、**議案第65号** 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）について。

本補正は、収益的収支で93万8,000円、資本的支出で2,000万円を予定し、地域医療の貢献を目的とし、新たに整形外科用手術用機器の整備費用を追加するとともに、当初予算に計上いたしました電子カルテ導入費用に生理検査システムを追加し、増額するものでございます。

次に、**議案第66号** 津幡町税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法等の改正に伴い津幡町税外収入金の延滞金徴収条例ほか3条例について、延滞金等の割合を改正するものでございます。

次に、**議案第67号** 津幡町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例について。

本案は、牛首地内の移動通信用鉄塔施設整備にあたり、鉄塔を使用する電気通信事業者から分担金の徴収を行うための条例を整備するものでございます。

次に、**議案第68号** 津幡町環境整備基金条例について。

本案は、ミニボートピア津幡の勝ち舟投票券の売り上げに関し、津幡町に納入される環境整備協力費について有効活用を図るため、基金を設置するものでございます。

次に、**議案第69号** 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法および地方税法施行令等の一部改正により、公的年金特別徴収制度を見直すとともに、金融所得課税の一本化に伴う規定の整備を図るものでございます。

次に、**議案第70号** 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、租税特別措置法等の改正により、半島振興対策実施地域内の製造業など、事業の用に供する設備を新增設した場合の固定資産税の特例の適用について、期限の延長などを改正するものでございます。

次に、**議案第71号** 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本案は、上場株式等に係る配当所得などの分離課税について地方税法施行令および地方税法施行規則が一部改正されたことにより、関連する本条例の一部を改正するものでございます。

次に、**議案第72号** 市と町の境界変更について。

本案は、県営ほ場整備事業かほく市多田地区の事業の施工に伴う津幡町とかほく市の境界を変更するものでございます。

次に、**議案第73号** 町道路線の認定について。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、潟端688番1地先を起点とし、潟端687番3地先を終点とする道路を潟端78号線として町道に認定編入をお願いするものでございます。

次に、**議案第74号** 財産の取得について。

本案は、平成5年に購入し、老朽化が著しい萩坂分団の消防ポンプ自動車を更新するもので、車両1台の購入について、指名競争入札により1,438万5,000円で長野ポンプ株式会社が落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**認定第1号**から**認定第13号**までは、平成24年度津幡町一般会計決算のほか10件の特別会

計決算および2件の事業会計決算の認定に係るものでございます。

このほど、各決算書のとおり会計管理者および2事業会計から提出がありましたので、監査委員の意見をつけて本議会の認定に付するものでございます。

以上、本9月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明を申し上げますので、原案どおり決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第59号から議案第74号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜決算審査特別委員会の設置＞

○南田孝是議長 日程第4 決算審査特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号 平成24年度津幡町一般会計決算の認定についてから認定第13号 平成24年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまでについては、津幡町議会委員会条例第5条の規定により、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第13号までの決算の認定については、委員7人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

＜決算審査特別委員会委員の選任＞

○南田孝是議長 これにより、選任第7号 決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり議長において、八十嶋孝司議員、荒井 克議員、森山時夫議員、角井外喜雄議員、酒井義光議員、塩谷道子議員、向 正則議員、以上7人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人の諸君を、決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

＜町政一般質問＞

○南田孝是議長 日程第5 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋です。

通告に従い、私のほうからは3点質問させていただきます。

その前に、先ほど町長さんのお話にもございますとおり、今夏のゲリラ的な豪雨により津幡町でも甚大な被害が起きております。被災された皆さまには心からお見舞いを申し上げます。そしてまた、行政当局ならびに消防関係者が速やかに被害対応に当たられたことに対しまして、心から敬意を表します。速やかに対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは質問の第1番、学校現場に教員防災士を育成せよという観点から質問させていただきます。

学校現場に防災士資格者、すなわち教員防災士が必要との観点から、以下ご質問いたします。

東日本大震災を踏まえ、金沢市は小中学生が被害に遭遇した際に、状況に応じて適切な行動ができる危機管理能力を育成するため、昨年度から金沢、命名は「絆」なる防災教育の実践に取り組んでいます。今年度新たに防災体制の整備として、市立小中学校の教職員を対象に防災士資格取得講習会を開催、避難所となる各学校に防災士資格取得者を配置し、地域と連携した防災体制の強化ならびに各学校の防災教育の充実を図ることを目的とし、すでに今夏から講習会が始まっていると聞きます。

この教員防災士の育成の根本には、1番目、学校現場における教員防災士は、大規模災害が発生した場合、避難所となる学校施設をまず熟知している立場として、児童生徒の安全の確保は無論、地域の自主防災組織との連携の点からも大変重要な資格であるということ。2番目、教員防災士は、資格試験を通じて従来の防災マニュアルの見直しやより実践的訓練を行うための企画立案、さらにはリーダー的役割を果たしてもらうことで防災教育の一層の充実が期待できる。3つ目、学校現場には多くの女性教員がいます。男女共同参画の視点からも、この資格取得により、男性にはない女性の立場としてのきめ細かい防災への参画が期待できる。以上のことが根本にあると私は考えます。

今、学校現場では、日ごろから児童生徒に対し、避難訓練、消火訓練などを通して、みずからの命を守る行動を身につけるための防災教育を行っていると聞きます。日ごろからの訓練に加え、教員が防災士資格をとり、その講習、資格試験を通じて、学校の防災力を一層高めることは、大変重要なことと私は思います。町として率先して金沢市のように育成に取り組むべきと考えます。

教育長には以下の点も含めてご見解を伺います。

1 番、現在、当町での防災士資格を持った先生は何名いるか。

2 つ目、防災士資格を取るための条件と取得後防災士をどう評価、支援されるのか。

3 番目、学校現場に防災士なる教員防災士が私は必要と考えます。育成する考えはあるか。

この 3 点を含めて、教育長のご見解をお願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 八十嶋議員の学校現場に教員防災士を育成せよとのご質問にお答えいたします。

ご質問にありますとおり、学校には児童生徒の生命を守る使命があります。また、有事の際には、学校が地域住民の避難所として活用されることになります。当然、教員が果たす役割は大きいものであり、状況に応じて適切な行動がとれる危機管理能力の育成は重要ととらえております。

津幡町の学校現場での取り組みですが、防災士資格の取得を目的としているものではございませんが、多くの研修、訓練を実施し、教員の危機管理能力の育成を図っております。平成23年度末に各学校の危機管理マニュアルを大きく見直し、有事の際の行動をきめ細かく具体的に明示したものといたしました。平成24年度には、その新しいマニュアルに沿って地域、保護者の参加をいただきながら児童の保護者への引き渡し訓練などを実施いたしました。また、萩野台小学校では県から派遣を受けた学校防災アドバイザーの指導のもと避難訓練を実施するなど、体験的な防災教育を行っております。今年度、平成25年度は中条小学校で実施する予定といたしております。そしてご承知のとおり、さきの7月29日から31日にかけて実施いたしました東北被災地中学生派遣交流事業では、中学生6人とともに教員2人を派遣し、避難所となった中学校の教員や生徒から直接の体験談を聞き、さまざまな対処、対応について研修をしたところでございます。

さて、当町の防災士資格を持った先生、教員は何名いるかとのことですが、現在、防災士の資格を持った教員はおりません。

次に、防災士資格をとるための条件と取得後の防災士をどう評価、支援するかについてでございますが、条件につきましては、特に必要となるものはないのではと考えております。防災士としての評価ですが、防災教育、防災体制構築への意欲、貢献、実績に対し評価していくものと考えます。どのような支援ができるかについてですが、県の職員、県職ということもあり、津幡町だけではなく、県全体での取り組みが必要なのではないかというふうに考えております。

最後に、教員防災士を育成する考えはあるかとのことですが、現在、津幡町には防災士の有資格者は一般町民の方が59人、そして担当業務から必要ということで取得した町職員の有資格者は7人となっております。教育委員会事務局にも防災士有資格者1名が在籍しております。学校の防災体制、防災教育について協議、助言を行っております。教員につきましては、先ほども申し上げましたが県職員ということで、実は人事異動という課題もございます。津幡町だけではなく、県全体の中で検討されるものだというふうに考えております。

町では今後も防災士有資格者を育成していくことといたしており、教育委員会といたしましても関係機関と協議をしつつ、町防災体制の整備全体の中で、学校現場の整備も進めてまいりたいと考えております。加えて、東日本大震災から2年半を過ぎようとしている今、被災した学校現場の体験、事例、考察をまとめた記録文献も数多く出版されております。これらの実際の記録を教員の危機管理能力の向上に活用することも有効であり、それも含めた研修機会のさらなる充実

に努めてまいりたいと思っております。

答弁終わります。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

今、学校関係での防災教育の実践、ルールを説明していただきまして、ありがとうございます。確かに、この防災士資格は、実はお金もかかります。これが、私は教育長にぜひお願いしたいのは、津幡町からぜひ、そういう防災士資格者を教員にということを県レベルで、何かこう、いろんな教育長会議がございましたら、ぜひ発信していただきたいなど。津幡町から発信していただきたいというふうに思います。そして、学校と学校の教員防災士と地域の防災士が連携して、より高度といいますか、そういった形の連携で組織がなされたらいいなというふうに私は思っております。ぜひ教育長のほうから発信をよろしく願いいたします。

では、質問の2番目に移らせていただきます。

再生エネルギーの推進を問うということで質問させていただきます。

町有地や公共施設の屋根を貸して、太陽光発電をする事業が各地で活況を呈しています。本町での取り組み姿勢を伺います。

昨年7月より再生エネルギーの固定価格買い取り制度が開始され、建物所有者がみずから太陽光発電を設置する従来の手法だけでなく、発電事業者が一定の面積を有する屋根を借りて太陽光発電を設置し、建物所有者が賃料を得る屋根貸しビジネスの手法が関心を高めています。

石川県では本年5月、再生可能エネルギーを普及させるため、学校や県有施設の屋上に太陽光パネルを設置する考えを示し、施設をさまざまな角度から検証し、広さや日当たり発電量など、設置に適した施設を絞り込んだ上、国の補助事業を活用し、年度内の設置を目指しています。最近では輪島市、さらに内灘町を含めて、県内自治体が随所に太陽光発電を取り入れ、再生エネルギーへの取り組みへの積極的な姿勢を示しています。

これは言うまでもなく、福島原発事故が代替エネルギーの必要性を説いたのは言うまでもありません。さきの参議院選挙直前の原発再稼働の意識調査では、再稼働への反対が半数を超えたことが報道されていきました。まだまだ国民には、原発エネルギーに対してはアレルギー感があり、慎重姿勢でもあるわけです。このような原発への再稼働が不透明感を漂う中、代替、再生エネルギーへの取り組みは少なからず、大なり小なり、国民が期待することであると考えます。

公共施設での屋根貸し、土地貸しは日照時間や降雪等、その地域が置かれている自然環境も大きく作用します。そしてさらには、屋根の強度化も大きな問題となるでしょう。しかしながら、全くできないこともないと思います。県内、他県の同様な自然環境に置かれた自治体の取り組み姿勢や先進地における太陽光発電導入の事例も参考に推進すべきと考えます。さらに、資金的には国の補助事業の活用も含めて、他の自治体を大いに参考にしながら、津幡町でも屋根貸し、土地貸しを積極的に進めるべきと考えます。

矢田町長にお伺いいたします。再生エネルギーへの取り組み姿勢を下記の点を含めてご見解をお伺いいたします。

1番、公共施設の屋根貸しや町所有地にメガソーラー誘致を検討してはどうか。

2番目、再生エネルギーのあり方を自治体としてどのように拡大していくか。具体的の中長期計画として定めるべきと思うが、いかがなものか。

町長さんをお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再生可能エネルギーの推進についてのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーは太陽光や風力、水力など、自然環境の中で繰り返し起こる現象を活用するエネルギーであり、今後のエネルギー問題と地球温暖化対策に有効であることはご承知のとおりでございます。

町の公共施設の屋根貸しやメガソーラーを町有地に誘致してはどうかとのことでございますが、発電容量1,000キロワットを超える、いわゆるメガソーラー発電所を建設するためには、日射を遮る山林などのない平坦地が約2万平方メートル必要とされております。これまでも民間企業からの問い合わせがありましたが、要望に見合う場所がなく、今のところ具体的な計画はございません。また、民有地につきましても一部働きかけをしておりますが、現在のところ採算に合う場所がないようでございます。町も過去に津幡中学校と条南小学校について太陽光発電設備の設置を検討したこともありますが、屋根の強度不足などに課題があり断念しております。公共施設の屋根貸しや町有地の貸し出しにつきましても、今後も引き続き技術革新など、その可能性について調査、研究してまいりたいと思っております。

次に、再生可能エネルギーのあり方を自治体としてどのように拡大していくか、具体的に中長期計画として定めるべきということについてでございますが、今年度、地元石川高専と小水力発電の導入に向けての共同研究を実施しており、再生可能エネルギー導入促進に向けての具体的な取り組みをしているところでございます。今年度中には津幡町に最も適した導入形式が示されるものと期待をしているところでございます。なお、中長期計画につきましては、今後の共同研究を踏まえながら、また社会の動向を注視しながら検討したいと思っております。

今後とも低炭素・循環型社会の構築を目指し、環境負荷が少ないまちづくりを推進するため、総合的な環境問題の一つとして再生可能エネルギーのあり方を考えてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

地元に適した、その環境のもとでの再生可能エネルギーということになりますと、先ほど石川高専とのタイアップで小水力ということで推しはかっているのかなと思いますし、また可能な限り、これからも計画の中にそういったエネルギー政策を盛り込んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、質問の3番目に移らせていただきます。

先ほど冒頭にもゲリラ豪雨の対策について申しましたが、関連性がございますので、よろしくお願いいたします。

山間地河川の安全対策を県に要望せよということで質問させていただきます。

近年の異常気象等でのゲリラ的な豪雨により、全国各地で甚大な被害が報告されています。先ほど申しましたように今回、我が町においても経験したことがない大雨により、能瀬川上流の上矢田地区を初め、山間部で土砂崩れ、さらに刈り取り時期を迎えた田への冠水など、甚大な被害

が出ています。幸い、命にかかわることがなくよかったものの、被害に遭われた関係各位に心からお見舞い申し上げます。さらに、先ほどと重複しますが、この豪雨に当たり、いち早く駆けつけ人命救助に当たった消防関係者、情報収集に当たった行政関係者に深く敬意を表します。行政当局には住民の安心、安全の見地から、復旧、復興に向け、早期の対策をされることをお願いいたします。

さて、今回のゲリラ的豪雨を教訓に、一部山間地河川の安全対策が必要ではとの観点からお伺いいたします。

津幡川の支流ならびに上流となる山間地河川や河北潟に流れる能瀬川の山間地または上流は、それぞれ何年も何十年も前から改修工事がなされ、川幅も広がったと推測されます。しかしそれ以降、地区の河川によっては堆積土砂の除去が余りなされておらず、長年積まれた堆積に雑草が生え、川の流れが狭くなり、その結果、豪雨時には堤防が大変危険な状況になることが多々あるように見受けられます。また、改修等で河川敷が広がったため、クズ葉類等、根が強い雑草のふえる範囲も多く、草刈り作業も集落の高齢化から大変苦勞している現状もここにあります。さらに、狭い地域においては、豪雨時には河川の流れがせきとめられ、集落付近の堤防が危険になる状況もあるのではと予想もします。今回の豪雨は突然のことかもしれません。しかしながら、河川の堆積土砂や雑草は、除去しない限りどんどんどんどんふえていく現況があります。放置すれば、今回のようにはんらんする危険性も伴うわけです。

そこで再三ですが、矢田町長にお尋ねいたします。今回の集中豪雨の被害対策を早急に講じていると思うが、具体策を示していただきたいと思います。先ほどご報告にはありましたが、再度お願いしたいと思います。

2番目、河川の安全対策上から町として山間地の河川を中心に堆積土砂の除去、雑草の除去を調査の上、関係機関に要望すべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 山間地の河川の安全対策を県に要望せよとのご質問にお答えいたします。

今回の集中豪雨によりまして、公共土木施設におきまして町道、町管理の河川また県管理施設、農地、農業施設や林道においても近年にない数多くの災害が発生いたしました。提案理由でもお話ししましたが、現在のところ4億円を超える被害額と推計いたしております。

災害発生後の具体的な被害対策といたしましては、道路において土砂崩れが数多く発生したため、早急に土砂を除去し、通行の確保を行いました。また、速やかに被災箇所を集計し、現在早期の復旧に向け、国の補助災害としての申請作業を進めているほか、補助災害の採択基準に合致しない被災につきましても、単独災害として復旧するための予算計上をお願いしたいと思っております。

今回、河川のはんらんに至った能瀬川の種谷地区ならびに大海川の河合谷地区の上流域に位置する中山間地では、下流域に比べると川幅が狭く、河川断面も小さくなっております。これは河川計画上、上流域のほうが下流域に比べて流域面積が小さく、流量も少なくなるため、そのような構造と当然なっております。今回のように中山間地で短時間の集中豪雨となった場合、河川断面の小さな河川は急激に増水し、はんらんに至るのだと思っております。

八十嶋議員のおっしゃいますように、中山間地の河川におきましては、堆積土砂や雑草などが

障害となり、河川機能が低下している箇所が多く見受けられます。現在、県および町の河川の維持管理状況といたしましては、地域の要望を受け、緊急性、優先順位の高い箇所において堆積土砂の除去等を順次実施しておりますが、地元からの要望が多く、対象河川の延長も長いため、単年度での処分が困難な状況となっております。しかしながら、今回の集中豪雨災害を目の当たりにして、洪水に備えるための迅速な河川管理が急務であることを再認識いたしております。八十嶋議員のご指摘のとおり、中山間地の河川を中心とした現況調査を早急に実施し、危険箇所の把握を行い、堆積土砂の除去や阻害物の撤去など、適正な河川管理を最優先に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、県管理の河川につきましても、6月から8月にかけて県内において豪雨が相次いだことから、県は10月から県単独事業で防災を目的とした河川改修に乗り出すようでございます。県の9月補正案には24の河川、計27か所で土砂除去や堤防ならびに護岸のかさ上げを行う事業費を計上する方針というそんな報道がございました。先日、県の担当部署に確認いたしましたところ、津幡川および能瀬川につきましても対象河川であるとのことであり、住民の安全、安心が図られるものと思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

今、町長さんのお話にもございましたように、石川県も豪雨被害を受けて9月補正予算で河川の堤防整備、それから堆積土砂の除去に大幅な予算を計上するというのを聞いております。町としてもですね、県への要望も含めて、できる限りの対策を講じていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけども、今夏のゲリラ的豪雨は確かに予想をはるかに超える雨であったかもしれませんが。しかしながら、私たちは現実を直視しながら今後も自然の脅威に我々は立ち向かっていかなければなりません。行政も大変かと思いますが、住民の安心、安全のために、さらにご努力をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井 克です。

私からは2点について質問をいたします。

まず1点目は、デジタル防災行政無線について質問をいたします。

先月、8月23日に石川、富山で豪雨に見舞われ、県内15市町に大雨洪水警報が発令されました。また、かほく市では記録的な豪雨が観測され、津幡町においても菩提寺では1時間で67ミリを記録しております。そして、各所での土砂崩れ、道路の冠水、下矢田地内では能瀬川であふれた水が迫り、地元住民がゴムボートで救出され自主避難をするといった、近年にない被害に襲われました。また昨日、9月3日には、先ほど町長さんもおっしゃってましたけれども、60ミリ近い雨量が観測されたと聞いております。津幡町においては昭和39年の大水害以来、津幡川の河川改修

が進み、以後そのような記録的な水害は起きてはおりませんが、今回各地で冠水も多く見られ、河川の水位も限界を超えていたところも多くありました。被害に遭われた地域の方のみならず、町民全体が不安な時間を過ごしたのではないのでしょうか。

そこで、当町では、ことし4月1日よりデジタル防災行政無線システムが導入され、町内には75か所にスピーカーが整備されておりますが、今回の豪雨で防災無線が各地域でどのように機能を果たしたのかお聞きしたいと思います。

このシステムの重要な役割は、予測されることを住民に知らせて災害を最小限に防ぐことであると考えます。それでいち早く避難ができ、一命を取りとめることができたならば、その機能性が生かされることであると思います。また、各地域の被害状況はどうであったか。それに対して町の対応はどのようにしたのかということも含めて、長総務部長に質問をいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 荒井議員の災害時における防災行政無線の機能性はとのご質問にお答えいたします。

本年の4月に運用を開始しました防災行政無線は、住民の皆さまへ迅速な情報伝達を行えるよう屋外拡声子局を町内75か所に整備したものであります。また、災害時に固定電話や携帯電話による通信手段が途絶した場合に備え、双方向通信機能を備えることにより、町と指定避難場所や集会所などとの通信手段を確保することも目的としております。防災行政無線は全国瞬時警報システム、J-ALERTとも連動し、緊急地震速報や武力攻撃事態等にも対応しております。4月4日に発生した彦太郎島地内を震源とする震度4を観測した地震の際にも、発生直後に注意喚起する放送が自動で流れております。8月8日の緊急地震速報は気象庁の誤報ではありましたが、その際にも町内一斉に放送されております。また、クマが出没した際にもその周辺の屋外拡声子局を使用し、注意を呼びかける放送をしておりますし、気象庁から気象警報が発表された際にも町内一斉に警報発表を周知する放送を実施しております。

次に、8月23日の豪雨災害につきまして、町の対応ならびに被害状況のご質問にお答えいたします。

町の対応につきましては、午前9時30分に消防署に連絡があり、中須加地内に土のうを配置した浸水防止措置から始まっております。10時31分の大雨洪水警報発表により、防災行政無線およびメール配信サービスによる警報発表の情報提供を行いました。その後、石川県総合防災システムによる雨量情報や河川水位情報、ウェザーニュース、気象庁などの情報の収集とともに、消防署による水防活動を行っております。得られた情報により、引き続き降雨が予想されることから、13時から防災対策の緊急会議を行い、パトロールの強化と土のうの追加作成など、浸水対策の強化を決定いたしました。13時15分には下矢田集会場に2名が自主的に避難したとの情報があり、続いて下矢田区の現地を確認した消防職員より、川の増水により分断される住家の住民を集会場に移動するため、救命ボートの準備要請がありました。河川の水位が落ちついた15時05分に移動を開始し、15時40分に8名が集会場に移動を完了いたしました。また、14時20分には下矢田、上矢田、中山、種区に設置してある屋外拡声子局を使用し、増水してる川に近づかないよう注意喚起の放送をしております。その後も消防署および消防分団による水防活動、町職員によるパトロールおよび現地確認を含めた情報収集を行っております。16時30分から2回目の防災対策緊急会

議を行い、被害状況の確認と自主的避難者への毛布や食料の提供などの決定を行いました。

被害状況につきましてですが、下矢田区において自主的に避難された方が23日の18時で9世帯、14名の方が避難され、そのうち4世帯、6名の方が翌日の朝まで過ごされました。建物被害では、下矢田区と上矢田区、中山区、種区で家屋を含め床下浸水が16棟であります。町道被害につきましては11路線、23か所であり、その内訳は笠谷地区2件、英田地区4件、河合谷地区16件、俱利伽羅地区1件であります。河川被害は5河川、13か所で、その内訳は笠谷地区4件、河合谷地区9件であります。林道被害は河合谷地区の8路線、36か所となっております。農地等の農林被害は169件で、その内訳は笠谷地区17件、英田地区57件、河合谷地区85件、俱利伽羅地区10件となっており、農地の冠水被害が上矢田区で約3ヘクタールとなっております。これらの被害状況につきましては9月2日現在で集計したものでございますので、今後、多少の変更は生じるかと思っております。

防災行政無線は、平常時には各種の行政情報を提供することもでき、町民の皆さまへのサービス向上にも役立つものと思っております。今後も災害時におきましては初動体制を含め、被災者の避難誘導、情報の収集や伝達などに活用し、より一層安全、安心のまちを目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

災害はいつ、どんなふうにかかるかわかりません。安全、安心に暮らすためにも、町民みずからが日ごろの防災意識を高めることも必要であると思っております。そんな中で、防災無線にもっと敏感になることも必要であるかと私は思います。

次に、2点目といたしまして、全国市町村交流レガッタについて質問をいたします。

平成27年に第24回全国市町村交流レガッタが津幡町で開催される予定であります。この交流レガッタはボートを通して各地の交流やまちづくりを進めることを目的に、平成4年に福井県美浜町で第1回大会が行われました。当町においては、平成6年に第3回大会が開催されており、今回21年ぶりの開催で、大会の盛会はもとより、津幡町の魅力を再び全国発信をする大きなチャンスでもあります。2日間の大会期間ですが、宿泊を初め、会場や駐車場に至るまでの事前準備は大変な労力と時間を費やさなければなりません。800人を超える人々が競技を楽しみ、また津幡町で楽しい時間を過ごしてもらうためにも的確な企画、計画を期待するわけであります。早期の計画の中で先進地のノウハウも取り入れながら進めていくことが大会の成功につながっていくことではないでしょうか。

そこで、2年後の大会に向けての計画、準備をどのように進めているのか。コース内においては、既存スタートゲートの変更や中間地点の距離表示の整備などをして、来年度からの競技に取り組んでいくべきではないでしょうか。また、管理棟の整備について県に要望しているのか。

全体的に具体案があるのか、矢田町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 全国市町村交流レガッタ津幡大会への取り組みにつきましてのご質問にお答えをいたします。

津幡町は河北潟東部承水路に石川県内唯一の公認コースとして石川県津幡漕艇競技場を有しており、昭和51年と60年には高等学校総合体育大会漕艇競技を、平成3年には国民体育大会漕艇競技を開催いたしております。両大会を契機に町民の融和を深め、地域連携と健康意識を高め、明るく住みよい地域づくりと町のシンボルスポーツとして昭和63年よりつばた町民レガッタを開催しており、ことしで26回を数えております。近年、町外からの参加者も増加しており、8月18日に開催されました本大会から大会名称をつばたレガッタに変え、ことしは石川県、富山県の両県議会からも初めて参加をいただくなど、合わせて123クルー、690名の選手の熱戦により、大変盛り上がった大会となりました。改めて議員の皆さま初め、参加者、関係者の皆さまに御礼を申し上げる次第でございます。

荒井議員のおっしゃるとおり、全国市町村交流レガッタは平成6年に津幡町で第3回大会を開催して以来、21年ぶりに開催することとなります。北陸新幹線の平成27年開業に合わせ、開催を予定している津幡大会は、全国から多くの選手、役員をお招きしてボート競技を楽しんでいただき、市町村間の交流を図り、津幡町の魅力をさらに全国にアピールし、町を活性化させる最大の機会と考えているところでございます。平成4年の第1回大会では37クルーの参加でしたが、近年では100を超えるクルーが参加しており、開催市町村はそれぞれに工夫し、大会運営を行っております。

さて、津幡大会に向けての準備ですけれども、同大会開催は平成27年であることから、平成26年度に正式に実行委員会を立ち上げ、計画、準備に取り組む予定としているところでございます。その前に、本年9月28日から29日にかけて新潟県阿賀町津川漕艇競技場におきまして開催されます第22回全国市町村交流レガッタ阿賀大会に実行委員会の各部門の中心的役割を担う課長級の職員を視察団として派遣し、式典やレセプション、競技進行など、詳細に視察を行い、計画、準備に万全を期したいと考えているところでございます。

コースや競技場施設整備に関しましては、平成24年度にゴール付近を中心に石川県においてしゅんせつ工事を実施していただき、今月中にはC級公認コース認定が更新される予定と聞いております。また、全国規模の大会の誘致を可能とするため、B級公認コース認定に向け、中間距離表示の設置など、コース整備について石川県教育委員会へ要望しているところでございます。

さらに、老朽化が進行しております管理棟につきましても新築または大規模改修の要望をしておるところでございます。

今後も機会をとらえ、県に対し漕艇競技場整備に関する要望を継続していきますが、町としても桟橋の整備やコース周辺の環境整備を実施し、良好な競技場の環境づくりを図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

スタートのゲート、今、スタートは後ろの舟で引っ張ってスタートしているわけですが、ゲートが必要かなと思います。ゲートとかはなるべく早い時期にそういうものをつくって、早い経験を、早いうちに地元の競技として経験を積んでいくべきではないかと私は思います。それから過去の交流レガッタにおいて、閉会式やレセプションの時間の問題とか、また宿泊場所へつく時間帯など、ハードスケジュールでもあります。そして、表彰式やら閉会式の時間帯などもトラ

ブルのないようにスムーズに執り行っていくようお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田英世です。

3つの質問をさせていただきますが、その前に今回の豪雨で被災された方々には心からのお見舞いを申し上げますとともに、いち早く現場に駆けつけられ、被害を最小限に食い止められた消防職員の方々あるいは行政の担当の方々については、心からの敬意と慰労を申し上げたいと思います。

それでは、具体的に質問をさせていただきます。

森林公園の活性化と交流人口の増加につなげよということでございますが、町の活性化と財政の健全化に向けた取り組みは、定住人口増加促進策に加え、交流人口の増加に関しても行政として重要な課題であると考えます。

幸いにも当町の北部丘陵地から三国山に至る総面積1,150ヘクタールに及ぶ全国屈指の規模を誇る森林公園があります。ご存じのとおり、園内にはテニスコートやフィールドアスレチック場、芝生の広場、三国山キャンプ場、炊飯広場など、さまざまな施設のほか、広大な雑木林や湿性植物園などもあり、四季折々の変化に富んだ里山の自然を楽しむことができます。森林公園におけるイベントは、年間を通してMISIAの森プロジェクトや森林浴リレーマラソン、マコモ飛ばしなど、さまざまなイベントが企画、実行されておりますが、この全国屈指の規模を誇る資産が津幡町にとって十分に有効利用されているとは思われません。

森林公園は石川県の資産であり、運営管理は森林公園地域振興会・金沢森林組合エコグループが行っているという実態があります。津幡町独自での施設の拡充には、さまざまな課題があると推察いたします。しかしながら、ほかにはないこの全国有数の資産をより有効に利用し、津幡町の活性化につなげていくべきと考えております。そのために、より一層魅力ある施設としなければなりません。

それには、現行施設の拡充や社会のニーズに合った新しい施設の増設が必要だと考えます。

その一つに、オートキャンプ場があります。では、なぜ今オートキャンプ場なのか。キャンプといえば夏の遊びで、林間や海岸で1、2泊程度のレジャーと思われるがちですが、今では冬を除く3シーズンの遊びになりつつあります。例えば近年、三国山キャンプ場でも夏以外に利用する方々もふえているのではないかというふうに推察いたします。加えて、団塊の世代が退職期を迎え、いわゆる老後のスローライフをキャンピングカーなどで好きなときに好きなところへ行くといった生き方や若いファミリーの一部にもアウトドア派がふえてきております。

これらの裏づけとしては、毎年一度、地場産業センターで開催されるキャンピングカーの展示会ですが、これは有料であるにもかかわらず、年を追うごとに来場者がふえており、ことしも6月に開催されましたけれども、熟年夫婦や若い子ども連れの夫婦など、来場者であふれるほど盛況でありました。

そして、オートキャンプ場の利用の仕方が変わってきております。これまでの単なる1泊や2泊をキャンプ場で過ごすというスタイルから、連泊し、そこを拠点として周辺の観光やイベント

に参加するといった方が多くなってきております。例えば青森市の中心部から約10キロのところに一年じゅう遊べるFOUR-SEASONS PARKと名づけられ、モヤヒルズというスキー場や室内プールを初め、インドアテニス場など、実にさまざまな設備を備えた大きな施設があります。その中の一つにオートキャンプ場があります。大変設備のよい施設でありますので、四季折々に利用者が多くいらっしゃいます。青森のねぶた祭りのときはこのキャンプ場が満杯になりますし、ここを基点にねぶた祭りを見に行く、そして参加する。また、八甲田山や紅葉で有名な奥入瀬にも通じており、青森市周辺観光の基点になっております。

例えば森林公園のオートキャンプ場を基点にして、百万石まつりや能登や金沢市周辺の観光の基点として、観光としての拠点としての機能は十分あります。津幡町以北では規模の大きいオートキャンプ場は珠洲のりふれっしゅ村鉢ヶ崎や能登島家族旅行村Weランドがありますが、これらの施設から金沢まで同様の施設はありません。また、金沢周辺には医王の里オートキャンプ場がありますが、いずれも森林公園の周辺環境や余暇を過ごす施設や市街地からのアクセスのよさは比べようありません。さらに、海にも近い、町内には幾つかの入浴施設もある、滞在中の買い物は町内で十分に用が足せる。このように他を寄せつけない利便性とさまざまな体験や四季を感じられる周辺の環境のよさを持つ森林公園を交流人口の増加にぜひとも生かすべきと考えます。

そこで、県を動かすだけのオートキャンプ場を一例とした森林公園活性化に向けた津幡町の熱意と意を青写真にし、県に対して要望していくべきと考えます。こうした森林公園活性化に対する積極的な活動は、県にとっても重要な関心事だと考えております。定住人口の後にすぐに交流人口かいという思いもあると思いますが、これらについて矢田町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 黒田議員の森林公園の活性化を図り、交流人口の増加につなげよとのご質問にお答えいたします。

私は以前から石川県森林公園には強い思いがあり、日ごろからいろいろな構想を持っております。例えば森林公園の中に星のレストランを開設できないのかなと。ログハウスでもいいですし、メルヘン調の建物でもいいですし、そこでフランス料理を食べていただく。そこから宿泊施設を渡り廊下でつながような形にしながら、1日限定10人もしくは20人という格好でお客さんに来てもらう。そして、フランス料理を食べていただいて、ワインを飲んでいただき、そして部屋に帰って、例えばロッキングチェアで満天の空を見ながらいろんな話をしてもらう。結婚記念日のご夫婦なんかに来ていただけると一番いいのかなというふうに思いますし、朝起きたときに窓の外でコンコン、コンコンという音がする。カーテンをあけると、そこにシカがいた。そんなような光景を思い描いているところでもございます。

そしてもう一つは、今ほど黒田議員さんのお話にもありましたように、ことしも10月にはマコモ投げ大会が開催されます。私は、この第3日曜日ということなんですけれども、毎月第3日曜日の例えば10時に森林公園の南口の運動広場へ行けば何かイベントをやっているぞ。例えば私はどんなことでもいいと思うんです。大声大会でも結構だろうと思いますし、一言笑い話でも結構だろうと思いますし、大道芸人の人たちが集まっての大会でも結構だと思います。そんな中で、津幡町内のいろんな方々が、お店の持ってらっしゃる方々がテントを出して、そこでお菓子を売

ったり、野菜を売ったり、果物を売ったり、時には茶わんを売ったり、そんなようなことをできないのかな。とりあえず10月にはマコモを投げる大会ありますけれども、冬場の1月、2月はちょっと雪の関係もあって寒くて大変だろうと思いますから難しいかもしれませんが、春から秋にかけての例えば第3日曜日、毎月10時にはそこへ行くと何かあるぞというようなことが定着するような、そんなことが考えられないのかなという、そんなこれは夢なのかどうか何とも言えませんが、思いを持っているところでございます。

また、レクリエーションの場としての提供も当然考えているところでございますし、人が集まる場所の提供や施設の整備などにより交流の輪が広がって、森林公園活性化につながるものと思っています。その活性化への取り組みとして議員の質問の中にもございましたが、MISIAの森プロジェクトを初め、森林公園活性化津幡町連携協議会が主催する「飛べ！まこも 目指せ日本一in津幡」、先ほど申しましたが、ことしも10月に予定されております。また、本年3月には県内で初めて認定を受けました森林セラピー基地としての整備などを町議会のご協力ご理解をいただきながら、石川県を初め、関係機関と推進しているところでございます。

それらの取り組みなどが功を奏してか、来園者が平成22年度16万1,000人であったものが、平成23年度では17万600人、平成24年度では17万9,000人と増加傾向にあると聞いております。今後も石川県や関係機関と連携し、だれもが参加できる楽しいイベントなどの開催を計画してまいりたいと考えているところでございます。

次に、森林公園活性化の一例として挙げられましたオートキャンプ場の整備でございますが、森林公園管理事務所に伺ったところ、森林公園三国山園地には平成2年度にオートキャンプサイトとして12サイトが整備されているとのことでございます。しかしながら、整備されてから23年が経過し、個々のサイトには電気設備や炊飯設備が整備されていないということもあり、稼働率につきましては5月の連休やお盆のころには満車になるものの、一年を通しては20パーセントぐらいの稼働率と伺っております。

石川県への要望につきましては、森林公園三国山園地にあります既存のサイトの電気設備、炊飯設備の整備や拡充とあわせて、今後要望してまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

町長自身も森林公園については深い思いを持っておられるということでございますので、ぜひとも実現をしていただいて、津幡町の活性化につなげていただくようお願いをしたいと思います。それともう一つつけ加えますと、オートキャンプ場には、AC電源の設備は必ず必要でございますので、ぜひともこれは早いうちに設備いただくよう要望しておきます。

それでは、2番目の質問に移ります。

県水受水タンクの耐震性についてでございますが、去る6月会議で農業用ため池の耐震性に関しては質問をさせていただきました。津幡町には、農水省が改修を促進すると決めた大型の農業用ため池は存在しないということでございましたが、石川県が独自に定めた基準により、25年度、26年度にかけて耐震性の調査をすると答弁をいただきました。

農水省が2000年にまとめた現行の指針は一定の耐震性の確保を求めています。発生頻度の低い巨大地震は想定しておらず、東日本大震災では幾つかの被害を出したことを受けて、ことし見

直しされる新指針では震度 6 弱以上の地震にも耐えられることを基準としています。

そこで、津幡町は 1 日 1 万 1,000 立米の上水を個別給水しています。このうち、3 分の 1 の 4,000 立米を津幡町浄水場で処理した自己水で、残り 3 分の 2 の約 7,000 立米は石川県鶴来浄水場から給水を受け、賄っております。これらの県水の受け口として庄地区、太田地区の 2 か所に合わせて 5,000 トンの受水タンクがありますが、それぞれ下方に住宅地が広がり、万が一のときには人的、物的被害が避けられないことが想定されます。これら 2 か所の受水タンクの耐震性はいかほど担保されているか。

上下水道課長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 八田上下水道課長。

〔八田信二上下水道課長 登壇〕

○八田信二上下水道課長 県水受水タンクの耐震性はどの程度かとのご質問にお答えいたします。

本町の上水道事業は創設以来、年々増加する給水需要に対応するため、井戸採取の自己水に加え、昭和 53 年度建設の容量 3,800 トンの庄受水槽と平成 13 年度建設の容量 5,000 トンの太田受水槽の 2 か所において県水を受水し、各家庭に配水しております。

ご質問の耐震性につきまして、庄受水槽は厚生労働省が平成 12 年 2 月に制定した水道施設の技術的基準を定める省令の耐震基準制定以前に建設されたものですが、同省が平成 17 年に作成した水道施設の機能診断の手引きに基づき、平成 20 年度に想定震度を 6 として実施した簡易耐震診断では、高、中、低の 3 段階評価で中程度の耐震性であるとの結果を得ており、早急に対策が必要になるものではないと考えています。

また、太田受水槽は厚生労働省令の耐震基準に基づき設計されたものであり、同簡易診断でも高いとの診断結果でありました。

今後は、太田、庄受水槽とも、この簡易診断から数年がたった現状において、日ごろの点検では目視できない箇所もあることなどから詳細な耐震診断を行い、必要な対策を講じてまいりたいと考えています。

上水道施設は、これら県水受水槽のほかにも多くの施設を有しており現在、老朽施設の更新や修繕、さらに老朽管については下水道管渠埋設工事との同時施工など優先的に実施し、限られた予算を有効に活用しながら維持、管理に努めている現状にもご理解をお願いします。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3 番 黒田英世議員 ありがとうございます。

それぞれ耐震性が異なるということではございますが、いずれにしても耐震性を高めて、被害を未然に防いでいただきたいということで、ぜひとも工事の進捗を早めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3 つ目の質問に移りたいと思います。

特定図書の閲覧制限についてということで、ちょっと分かりにくい表題になっておりますが、昨年 12 月に島根県松江市の教育委員会が「はだしのゲン」について、松江市立の小中学校の図書館から作品を自由に閲覧できないように閉架という処置をとったことによりまして、市民はもとより、全国から多くの賛否両論を含む意見が教育委員会に寄せられておりました。

原作は、作者の中沢啓治氏による自身の原爆の被爆体験をもとにした漫画であり、戦中戦後の

激動の時代を必死に生き抜こうとする主人公中岡ゲンの姿が描かれています。同漫画をもとにして実写映画やアニメ映画、テレビドラマも制作されています。さらに18か国語に翻訳され、出版され、それぞれの国でも広く読まれておるようでございます。「はだしのゲン」は私も読ませていただきました。中には、目を背けたくなるような表現や描写は少なからずありますが、みずからの体験を通して核兵器の恐怖や戦争の悲惨さを訴えており、核兵器の廃絶や反戦を読者に切実に訴える内容だと受けとめております。

今回の問題は、8月26日に松江市の教育委員会が昨年12月16日以前の状態に戻すということで一応の結論が出たようですが、これまでの経過において教育委員会の対応のまずさに加え、一地方の教育委員会の行いについて文部科学大臣が記者会見で談話を発表するなど、首をかしげたくなるような事象もありました。

これらの背景には一切関係なく、純粋に児童教育といった立場から見た「はだしのゲン」について、津幡町の教育委員会としての考えをお聞きしたいと思います。

早川教育長に見解をお尋ねいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 特定図書の閲覧制限についてのご質問にお答えいたします。

津幡町の小中学校では、児童生徒の読書活動を積極的に推進いたしております。学校図書館司書配置等の環境整備も進める中、着実に読書時間の増、貸し出し冊数の増といった成果を上げてきているところでございます。子どもたちは読書量が多ければ多いほどその情報を知識として蓄え、分析、活用する能力をはぐくんでいくことになります。みずから考え、みずから判断する力を培いながら大人へと成長していきます。

さて、ご質問のアニメ本「はだしのゲン」につきましては、今おっしゃいましたように、その描写表現等において、県外のある市教育委員会での議論など、マスコミで報道されているのは皆さまご承知のとおりでございます。この「はだしのゲン」を児童教育の立場から見て、津幡町教育委員会としてどのようにとらえているのか、また教育委員会で協議をしていないということであれば教育長個人の見解を求めるというご質問でございますが、現在、津幡町の学校図書館に「はだしのゲン」が配架されているのは11小中学校中10校でございます。特にこれらにつきまして閲覧の制限はいたしておりません。多くの学校では10年以上前から配架いたしております。

また、これまで特段の子どもへの疑問、指摘等の声をお聞きするといったことでもございません。また、この本は違法、有害な図書に指定されているというものでもないというふうに理解しております。

したがって、これまでといたしますか、私が教育長になりまして、この問題につきまして教育委員会として特段の協議は行っておりません。また、教育長個人としての考え方でございますが、合議制をもととする教育委員会の教育長という立場で、この場で個人としての考え方を申し上げますのはお許しいただきたいというふうに思います。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございました。

今後でもですね、図書の扱いについては従来どおり良識的に、ぜひとも実施を行っていきたいと、

行っていってほしいというふうに存じますので、よろしくお願いいたします。

これで、3番、黒田の質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

ここで、この際暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕 午前11時54分

〔再開〕 午後1時00分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が議長の手元にまいっておりますので、ご報告いたします。

決算審査特別委員会、委員長に、向 正則議員。

副委員長に、酒井義光議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

それでは、一般質問を再開いたします。

2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

職員歴10年目主体の行政改革についてというタイトルで質問させていただきます。

役場に採用されてから、おおむね38年から42年間にわたり、行政員として勤務され、役場や地域の一員として常に公務に勤勉に働いておられます。ここに至り、職員の不祥事を聞いたことがあります。地域に溶け込んで隣の頼りになる役場職員として、日々ご活躍しておられるからと存じております。奉職者たる懸念な姿だと思います。8月25日の町防災訓練においても、職員の一丸となったきめ細かく機敏な指導力には敬服いたしました。

これから本題に移りますが、現在の人事を見ていると、部課長に女性もいなければ、若い人材の登用もされておられません。定年間際の熟練職員を集めて、縛りと経験があるためか、それもだめ、これもだめ、あれもだめ、その頭をとりまして、そこはだめの発想のない行政を遂行しているように思います。

若い人材の自由な発想のもと、怖いものなしの創造的な意見を取り入れるため、職員歴10年目を境にした11年、12年勤務の職員の月1回ぐらいの定例会を設けていただきたい。そして、時代に合わない風習、しきたり、縛りを撤廃すべく、また若い職員の登用を行い、閉鎖的な町でなく、人間として生活していくための自由で明るいまちづくりをしていただきたいのですが、町長のお考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 職員に対しましてのお褒めをいただいたようでございまして、ありがとうございます。

ただ、答弁をさせていただく前に、西村議員の質問の趣旨で一部理解ができない部分がございますので、反問権を使わせていただきたいと思います。

まず最初に、定年間際の熟練職員を集めて、それもだめ、あれもだめ、発想のない行政を遂行しているように思えるということなんですけれども、発想のない行政を遂行しているとは議員にはどういうふうに見えているのか具体的にお示しをいただきたい。

次に、怖いものなしの創造的な意見を取り入れるとのことですが、ちょっと理解できません。どのような意見でございましょうか。

次に、時代に合わない風習、しきたりなどを撤廃すべきとのことなんですけれども、何を指しておられるのか理解ができません。役場行政にある時代に合わない風習やしきたりについて具体的に示していただきたいなというふうに思います。

最後に、閉鎖的な町でなく、人間として生活していくための自由で明るいまちづくりをしていただきたいとの質問であります。津幡町はどんなところが閉鎖的な町なのでしょうか。西村議員が思う、人間として生活していくための自由で明るい町とは、どのような町を描いておられるのでしょうか。

こういった質問につきまして、若干理解しがたいということでご答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 西村議員、町長の反問に対する答弁のほどよろしく願いいたします。

○2番 西村 稔議員 はい。それでは私の思いをちょっと述べさせていただきますけども、役場の職員というのは、入社されてからずっと憲法、法律、条例、地域の慣習とかいろんなものを踏まえて業務に当たっておいでると思うんですけど、こと町長さんに関しては、町民の選挙で選ばれ、町長さんをやっておいでるわけなんです。その矢田町長は、石川県ではまれに見る県議会議員として県政のあり方、県の発展に対して豊富な知識と経験を持たれた町長であられるために、今もいろんなことで日々ご多忙でご活躍しておいで、我々の言っている意見が一つ通った、また通ったということで、献身的に努力しておいでるその町長さんに対して、何かこの町の縛りがあったり、私は、さっきも県森林公園をこうしたいな、夢のようであるかもしれんけどもというような、すごい想像力と発想豊かな町長さんが一体今どう思っておいでるかということでお尋ねしたわけで、その町長さんが町政を行うためにいろんな縛りで不都合な面があったりすると、やっぱり町長さんのお考えが実現しないので、住みよいまちづくりのために町長の政治手腕を発揮していただくために狭む条例とかあれば改正するなり撤退するなり、またその組織の、今の現状の、この熟練した30年以上経験されたベテランばかり、それはもちろん大事なことですけども、10年ほど役場を経験されて、本当に若い、熱い力というものを、会議として取り入れてほしいということで、それを即役職をつけるっていうんじゃないんで、そういった人の意見を集約してみるっていうのも、矢田町長であればできるんじゃないかなと、こういうふうに私が思うもんでお尋ねしたわけです。

これが答弁になったかならないか分からないですけども、そういうことなんで、はい。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今のご答弁いただきましたけれども、何となく自分自身よく分からない部分もあって、最初の質問と今言われていることが何となく違うような、そんな気もいたします。そんな中でのご質問でございまして。とりあえず西村議員が思っただけの質問に対しての答弁になるか分かりませんが、こちらのほうで事前にいただいた質問に対してのそれなりに答弁を考えさせていただいたものにつきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、部課長に女性も若い人材も登用されていないということですが、6月会議で西村議員の質問にお答えしましたとおり、現在は女性の部課長はおりません。単に女性だからという理由だけで登用していないわけではございません。来るべきときそういう人材があれば、私はいつでも登用するつもりでございます。また、若い人材につきましても同じでございます。当然ながら管理職は仕事の経験年数も必要ですが、何より部下を指導し、能力を十分に発揮させ、時間や経費を有効に活用して、効率よく仕事を進めることができる職員を私は登用しております。

また、定年間際の熟練職員を集めて何々というようなことを言われましたけれども、本日この9月会議に説明員として出席しております部課長は、当然、西村議員の言う定年間際の者もおります。部課長職に昇任して2年目の者から10年近くたつ者もおります。それぞれに意欲と能力のある職員であります。

職員は町民サービスの向上や事務効率の改善につながる提案や職場環境改善提案、さらにワンポイント提案や改善事例報告など、新しい発想をもって職員提案をしております。昨年は101件の提案報告をいただきました。また、ふるさとCM大賞や農業公園構想、温水プールなどの計画の策定に当たりましては、若い人や中堅職員を中心としたプロジェクトチームからの構想計画の提案を受け、管理職で検討し、最終的に私が判断をしております。

私が必要とする意見は、効率的かつ実現性のある企画や将来を見据えた提案でございます。目的にかない、効率的で工夫改善が見られ、着想がすぐれている意見や提案でございます。

それから、職員歴10年を境にした月1回ぐらいの定例会を設けてはどうかということでございますけれども、先ほど来いろんな話をさせていただきました。今のところそんな気持ちはございません。必要ないと思っております。性別、年齢を問わず、必要な意見はちゃんと聞いております。事案によっては課長、部課長経由ではなく、直接若い職員に意見を聞くこともございます。

それから、時代に合わない風習、しきたりということを言われましたけれども、時代に合わないという理由でいろんなものをやめたりということは、必要がないと、目的が達成され必要がなくなった、そんなものがあれば、改正や廃止をこれまでのように議会の皆さん方にもいろいろ相談をさせていただきたいというふうに思います。

閉鎖的な町でなく人間として生活していくための自由で明るいまちづくりをしていただきたいということを言われましたけれども、私は閉鎖的な町と思っておりません。今までに何度も言っておりますけれども、私の目指すまちづくりは、住んでよかったと実感できる安全、安心なまちづくりであります。

それから最後になりますけれども、役場職員の採用、昇任、後任、転任、懲戒などの人事は、町長の専権事項であります。行政の公平性と効率化が最大となるよう町長である私自身が判断をすべきことだと考えております。しかしながら、私自身が公私混同や越権行為などをしたのであれば、町議会本来のチェック機能が働くものと思っているところでございます。

答弁があっちへ行ったりこっちへ行ったりした部分もございましたけれども、そういうことでよろしく願いいたします。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 町長さんは選挙で選ばれた町長さんなもので、先ほど言いましたように、今の制度ですと部課長という縦割りの指示系統となっていると思うんで、10年たったぐらいの人だけを集めて、若い人の意見、忌憚のない意見を町長さんに取り入れてもらえないかという、そ

れをお願いしている次第なんですけれども、何とかそういう考えになっていただけんかなとこういうふうに思います。

〔「再質問か」と呼ぶ者あり〕

再質問ですね。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 先ほど来お話をさせていただきましたとおり、いろいろとお話を聞く機会をいただいております。

例えば3年前に初めて当選させていただいた、そのたしか夏か秋だったと思いますけれども、役場の係長会という会がございますけれども、その会にご案内をいただきまして、一緒にいろんなお話をしたり、そしてまた、お話をしたりというか、町長の何ですか、1時間ほど講演をしようと言われてお話をさせていただいて、その後、一緒に酒を飲み交わす、そんな機会もちょうだいをいたしました。

それから、いろんな機会をとらえながら、若い職員、今、西村議員は10年、10年ということになぜか知りませんが、こたわっておられますけれども、10年であろうと15年であろうと、20年であろうといいんだらうと思いますけれども、そういった方々といろいろとお話をさせていただく機会を持つておるということでご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 はい。今、係長会議をやっておいでるということを聞きまして、そういうこともあったのかなと今改めて分かりました。その係長会議たるものを、もっと頻繁に行って意見を吸収していただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。よろしくお願いいたします。

まず私からも、豪雨災害により被害を受けられた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

最初の質問は、中山間地域の洪水対策についてであり、八十嶋議員や荒井議員の質問と重複するところもありますがよろしくお願いします。

津幡町では、きのうも北中条、潟端、竹橋の5棟が床下浸水したということです。8月23日には、河合谷、興津、種から下矢田が水田冠水の被害を受け、下矢田、中山地区周辺では道路が冠水し、町営バスが立ち往生をし、そして集落は一時的に孤立状態になり、町消防本部部隊がゴムボートで8人の住民を救出、住民が集会場に避難するという事態になりました。この日は石川県内各地が豪雨に見舞われ、かほく市では24日朝までの24時間雨量が223.5ミリ達し、宝達志水町でも212ミリと、いずれも観測史上最大となりました。そして、菩提寺では何と241ミリも降ったんですね。

この日の津幡町は朝から激しい雨が降っていました。午後2時半ごろ、たまたまこの役場庁舎内の総務課の前で出会った町長ご本人から「町営バスが立ち往生している。県道が通行どめになっている」と聞き、現場近くまで行ってみました。大雨はやんでいましたが、下矢田地区の水田

を見ると、あぜが決壊し、稲穂を押し倒して大量の水が能瀬川に勢いよく流れ込んでいるのが見えました。翌朝、中山地区の住民に当時の状況を尋ねると、能瀬川に注ぐ用水の排水溝を上回る水量が用水路からあふれ、次いで川の水位が上昇し、排水溝から逆流した水とあふれた川からの水で道路が冠水し、床下浸水したという内容のお話でした。

これは短時間で大量の雨が降ったことで、河川だけでなく、用水の処理能力も超えてしまったことが大きな要因ではないかと考えます。中上流域での河川のはんらんのみならず、外水はんらんですね、のみならず、用水路の処理能力を超えた内水はんらんによる洪水予測というものを今後は必要だと思います。

今回の水害の原因について聞きます。この豪雨災害による被害の実態については、本会議でいろいろと説明していただきましたが、被害額4億円ということについては農作物の被害も入っているのでしょうか。また、当日の町の対応について、初動体制は的確だったのか。どのような経緯で消防本部が出動し、救助に至ったのか。避難指示はできたのか質問します。

津幡町大雨洪水警報は金沢地方気象台から23日朝10時31分に出されていて、私の携帯には10時35分に配信メールで着信しています。金沢気象台からの情報が4分後に、役場を経由して個々人の携帯にキャッチされています。この配信サービスの利用者をもっとふやすよう積極的に取り組むべきではないですか。

また、静岡県小山町では、水害を体験した人たちのその当時の状況を具体的に聞く「古老聞き取りノート」という取り組みを行っているそうです。被害を受けた現場の方々から当時の様子をしっかりと聞き取り、今後の対策に生かしてほしいと思います。

中山間地域の洪水対策について聞きます。

町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員の中山間地域の洪水対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、中上流域での内水はんらんによる洪水予測についての質問でございますけれども、内水はんらん箇所となる農業用排水や集落内排水などは、排水先となる河川の流下能力や水路の構造、暗渠などの排水の障害となる箇所の有無など、さまざまな要因が考えられます。これらの水路は通常、それぞれの機能ごとに排水量の検討がなされ整備されておりますが、今回のような集中豪雨を想定して計算されているものではございません。つまり流量も比較的小さく、その状況を古くから居住されている地区の方々のほうが熟知されており、人的被害の可能性も低いことなどから、内水はんらんによる洪水予測を町が想定する重要度は低いと考えております。また、河川の洪水はんらんにつきましては、全国的にも見られますとおり、短時間に多量の降雨があることから、河川の排水能力を超えた場合に起こるものと考えます。

今回の浸水につきましては、能瀬川下流部における水位は保たれていたことから、速やかに排水するため、河川および各水路の管理者と検証しながら、堆積土砂の除去や水路の改修など、浸水被害の減災に向け、進めてまいりたいと思っております。

町の被害の実態や対応につきましては、荒井議員のご質問に総務部長が答弁したとおりでございます。なお、農作物の被害ですけれども、4億円の中には入っておりません。

次に、メール配信サービスについてでございますが、毎月の広報やホームページに配信登録の

方法を掲載し、町民の皆さまに周知しておりますが、システムの改修後1年で約300件増加し、現在2,566件の登録をいただいております。今後も登録者の増加に向け、広報の強化に努めてまいりたいと思っております。

町といたしましては、被災者の声を含め、今回の豪雨災害の経験を生かし、施設の整備や避難訓練の実施、情報伝達の手段の強化などにより、地域と協力しながら減災に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

ちょっと確認させていただきたいんですが、先ほど総務部長が緊急会議が1時から開かれたとおっしゃったような気がしたんですが、私が当日、2時05分に役場に行ったときに、2時から始まったんだよっていう、そういう話を聞いたんですが、ちょっとこの時間帯について確認をしたいので、答弁をお願いします。

○南田孝是議長 中村議員に申し上げます。

ただいまの発言は通告にある質問の範囲を超えていますので。

○5番 中村一子議員 議長。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 私は通告にですね、当日の町の対応について質問しております。ですので、これについては、ぜひ答弁は当然されるべき内容でありますので、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 再質問にお答えいたします。

23日の会議、中村議員はどのようなことで2時からとなったのか分かりませんが、私どもが実際に会議を開催したのは1時からでございました。確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございました。

じゃきっと1時からだったと思います。私は2時05分には、そういうふうに聞いたんですね。今2時から始まったよっていうね。申しわけない。それはじゃ確認させていただきましたので、ありがとうございます。今回、短時間の豪雨で災害が発生したということを踏まえ、特にこの初動体制については、さらに検討して備えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

あがた公園の防災備蓄倉庫計画について質問します。

先ほど触れましたように、ゲリラ豪雨、集中豪雨、記録的豪雨と、降雨の記録は、全国各地で連日、観測史上初という状況が続いています。そして、8月23日の豪雨による災害は、津幡町では自然災害といえ、まず水害なのだということを改めて実感させられる出来事でもありました。

これは町作成の洪水ハザードマップです。

〔中村議員洪水ハザードマップを掲示〕

この洪水ハザードマップは、河北潟が100年に一度あるいは宇ノ気川、津幡川、森下川が50年に一度の洪水になった場合、河北潟周辺のどのあたりがどれくらい浸水するかということが想定されています。

あがた公園に防災備蓄倉庫をつくる計画が進んでいます。しかし、この洪水ハザードマップによると、あがた公園の防災備蓄倉庫の設置場所は、1メートルまでの浸水が予測されています。周辺の水田の海拔は2メートルで、ここは1から2メートルの浸水が予測されているところもあります。もし仮に、あがた公園が冠水した場合、周辺の道路も冠水し、住宅も浸水して大変な被害が想定されます。そのような水害時に、防災備蓄倉庫から物資を迅速に運ぶことができるのだろうか、あるいは倉庫内の物資そのものが浸水により被害を受けるのではないかと懸念を持たざるを得ません。またここは、地震の場合、家屋が崩壊し、液状化のおそれが高い場所でもあります。以前より一般質問や委員会でも意見してきましたが、計画中の防災備蓄倉庫は、もっと安定した高台で水害の被害を受けにくいと考えられる場所につくるべきではないですか。最近の気象状況をかんがみても、50年に一度という豪雨は、あす降ってもおかしくないようにも思われ、本当にあがた公園周辺が浸水したときのことを考えれば、ここに防災備蓄倉庫は不適切ではないか。また、防災備蓄倉庫は分散して備蓄することも大切ではないかと思います。

この洪水ハザードマップには、能瀬川のはんらんについては考慮されていませんが、その理由は何か。能瀬川のはんらんを町は想定していないのでしょうか。

最後に、直接、防災備蓄倉庫とは関係ありませんけれども、先ほど町長もおっしゃったように、その内水はんらんのことについてなんですが、市街地は、集中豪雨、ゲリラ豪雨により、内水はんらんによる浸水が懸念されるのではないかと考えます。通常なら内水は下水道の雨水管やポンプ施設によって河川へと排水されますが、施設的能力が雨量に追いつかなかったり、外水の水位の上昇により排水できなかつたりすると、建物や道路が冠水します。市街地においても排水機能をチェックするなどして、内水はんらんの危険性を調査すべきだと思います。

以上、町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 あがた公園の防災備蓄倉庫設置計画は洪水を考慮したものとなっているのかとのご質問にお答えをいたします。

まず、町の洪水ハザードマップは平成20年に県から公表されました浸水想定区域図をもとに作成しており、現在のあがた公園の箇所につきましては当時、水田が広がっている状態での浸水想定であることをご理解していただきたいと思います。現在、あがた公園として造成し、当時より地盤も高くなっておりますので、浸水に対しては問題ないと考えておりますが、そのあがた公園の中でも、より高い場所への思いから、公園内でも高い東側への変更を現在検討しているところでございます。また、分散備蓄することも大切ではないかとのことですが、現在、中条公園防災備蓄倉庫、倶利伽羅源平の郷竹橋口、種けんこう広場で備蓄をしており、あがた公園の備蓄倉庫が完成すれば、さらに分散備蓄できることとなり、防災体制の強化につながることを考えております。

洪水ハザードマップには能瀬川のはんらんについて考慮されていないが、その理由および能瀬川のはんらんを町は想定していないのかとのご質問ですけれども、能瀬川の河川管理者でもある

県が浸水想定区域図を作成するに当たり、河川の流域面積やはんらん区域内の人口等を総合的に選定した結果、能瀬川については作成には至らなかったとのことでございます。そのことから能瀬川のはんらん想定が盛り込まれていないのは、ハザードマップが県から提供された浸水想定区域図に基づいて作成すべきものであるため、河川管理者でない町が独自に想定をするわけにはいかないことをご理解を賜りたいと思います。

なお、市街地での集中豪雨ですが、1時間雨量50ミリを超える大雨では、内水による浸水は十分に懸念されると思います。現に8月1日未明から降り始めた大雨では、中須加を初め、竹橋、清水での道路冠水がございました。降雨時は防災体制を十分強化し、今後も、まずは人命を第一に対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

ハザードマップによりますと、あくまでもこのあがた公園周辺は、地震の際も洪水の際も、町内では最も危険な区域の一つになっている。それには間違いないと思います。そもそも洪水を想定しない防災備蓄倉庫というのは、津幡町にあっていいのでしょうか。もともとあがた公園は水田であり、田んぼは粘土質で保水力を高めるために水を保つようになっています。浸水被害はさらに深刻なものになるのではないかと懸念されます。本当にここに設置するのが妥当というのであれば、その理由は何ですか。その理由を教えてください。

それともう一点ですが、この防災備蓄倉庫、かなり本格的な倉庫になると思います。一体ここにどれくらいの物資をどのくらい備蓄する予定なのか。

この2点にわたって答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再質問にお答えいたします。

物資がどれだけ入るのかっていうことにつきましては、担当のほうから答えさせますので、よろしく願いいたします。

なぜここにあがた公園なのかというご質問でございますけれども、災害のことを中村議員いろいろ言われましたけれども、公園はすべてがそうだというわけじゃないですけれども、ご案内のとおり、もし万が一大きな災害が発生したときに、仮設住宅等をたくさん建てなきゃならんことになった場合には公園がベストだということも言われておりまして、そういうこともあり、あがた公園をあの地域につくらせていただいたということも理由の一つだろうというふうに私は思っております。

以上です。

○南田孝是議長 河上総務課長。

〔河上孝光総務課長 登壇〕

○河上孝光総務課長 防災倉庫にどれくらいの規模の備蓄を思っているのかということでございますが、まず現在、町で備蓄している数量、私どものホームページにも出ておりますけれども、アルファ米が5,750食、乾パンが3,600食、保存水、2リットルの瓶でございまして204本、それから簡易トイレ等があります。毛布についても900枚ございます。今、備蓄しているこの数字

につきましては、当然まだ少ないと考えております。その中で徐々に備蓄をしていくわけですが、今の数字よりも2割、3割、できるだけふやしていくというの中で、あがた公園につきましては、平成27年の予定でございますので、そのときになったときに、これもまたふやしながら分散をして備蓄するということですので、細かい数字は今この場でちょっと述べることはできませんけども、今の現状よりもさらにふやした上で、分散の備蓄をするということをお願いをいたします。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

町長は、仮設住宅をつくとそういう意味で防災備蓄倉庫が近くにあるといいというようなお話だったのではないかなと思いますが、この防災備蓄倉庫に蓄えられる、備えられるものというのは、緊急事態、緊急に早急に必要なものばかりだと思います。ですので、そういうものは、例えば交通の便利なところ、例えばあがた公園は一度道をおりなきやいけないですよ。非常に道路も狭いですし、危ないのではないかな。ですので、道路、交通の便利なところ、もしくは避難場の近く、避難場と想定される近く、それで高台、そういったところが適切ではないのかなということと思うのですが、いかがかということが1点。

それともう1点ですけど、実はこのあがた公園は、ずっと昔から防災公園としてうたわれています。これ私ちょっと質問したいんですが、国からの補助金の関係でどうしてもここに防災備蓄倉庫が設計上必要なものなのか。もしもこれをとってしまったら交付金がおりにないとかというような問題にまでつながっていくのかどうか。

この点についてお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員が災害の話ばかりの中でされるもんですから、私もその気になって仮設住宅の話ばかりをしてしまったんですけども、当然地域の皆さん方の遊ぶ場所であったり、地域子どもたち、お年寄りたちが散歩する場所であったり、当然それもあがた公園の大きな目的でございますし、先日はふわふわドームも完成いたしました。今、噴水も完成いたしました。この後またさらにグラウンドゴルフ場等もできることになっております。そういう利用があるということも当然、これは中村議員も分かっていると思いますけども、当然大きな目的であるということをご理解を賜りたいなというふうに思っております。

それから、道路のことを言われましたけども、バイパスのすぐ隣、すぐ隣といえばすぐ横でございますから、私は決して交通事情が悪いところではないというふうに思っておりますし、大型の自動車も十分にそこには乗り入れ可能であるというふうに思います。ですから、そういう点につきましては問題はないというふうに思っております。

また、2つ目の質問につきましては、担当課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 岩本都市建設課長。

〔岩本正男都市建設課長 登壇〕

○岩本正男都市建設課長 中村議員さんのご質問なんですが、これは当然中村議員さんも地元の方で、まちづくり委員会のメンバーとしていろいろなお話は知っているかと思いますが、公園の

計画に当たりましては、津幡町全体を見ながらバランスよく配置をして、防災公園としての位置づけもありますし、これはあがた公園としては地域交流の場、新旧交流の場という目的で設置させていただいたものでございます。補助金があるなしというもんじゃなくて、そういう目的の中で動いているものでありまして、ご理解を願いたいというふうに思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 もしも仮にあがた公園から防災備蓄倉庫を設置しないということになったとしても、それは交付金等には関係しないということなのかなと理解しました。これについてはまた検討していただきたいなと思っております。

すでに質問を終わりましたので、次の町立小学校の少人数学級化へのビジョンはということで質問いたします。

石川県教育委員会の説明によると、小学1年生は35人以下学級、小学校2年から中学3年までは40人以下学級が国の基準ですが、石川県では加配教員を利用して、小学2年生から4年生までと中学1年生は35人以下学級を推奨しており、県内の公立小学校1年生から4年生は35人以下学級、中学1年生も35人以下学級を実現しています。

津幡町も小学校1年から4年生までと中学1年生は35人以下学級です。しかし、5年生、6年生は40人以下学級となるため、進級に際して、生徒数によっては学年のクラスが減って、1クラスの人数が倍近くにふえるということがあります。例えばことしは、太白台小学校については、去年4年生は1クラス26、27人の計3クラスだったのが、1学年80人のため、5年生になって1クラス40人の計2クラスになりました。また、英田小学校でも昨年4年生のときは、1クラス20人の計2クラスで勉強していたのが、5年生になって40人の1クラスになりました。条南小学校の5年生も、4年のときは24、25名の3クラスだったのが、5年生になって37名、計2クラスになっています。太白台学校は1クラス二十六、七名の学級から40人となり、英田小学校は1クラス20人から40人に倍増しました。太白台小学校の5年生を持つある保護者の方は、4月に授業参観に行ったら、40人が教室いっぱい座っていて窮屈そうだった。当初、子どもはストレスを抱えていたというお話でした。程度の差はあれ、5年生の1クラスの学級人数はふえることとなりますが、生徒や保護者、教員からどのような意見、反応がありますか。また、教育長としてどのような見解を持ち、対応していますか。

県内では独自に自治体が負担して、白山市は小学校1年生の30人以下学級を、内灘町は小学校1年生と2年生の30人以下学級を、そしてかほく市は小学校5年生の35人以下学級を実現しています。近隣自治体の少人数学級化への取り組みをどのように考えていますか。予算があることでもあり、慎重に考えるべき問題ですが、体格も大きくなった上級生へと進級したら、二十数人がいきなり40人にふえることは、保護者が感じたように確かに窮屈であり、児童や教員にとって弊害も考えられ、問題があるのではないかと。

これらの現状を踏まえた教育長の少人数学級化へのビジョンについて答弁を求めます。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 町立小中学校の少人数学級化へのビジョンはとのご質問にお答えいたします。

小中学校の学級編制についてですが、今、中村議員おっしゃったように、国の基準では小学校

1年生は35人以下、小学校2年から中学3年生までは40人以下となっております。そして、石川県はそのところを少し緩和したいということで、国の加配教員の配置により、小学校2年生から4年生と中学校1年生についても、35人以下学級ということで行っております。

津幡町の小中学校、町立小中学校の学級は、この石川県の加配措置を申請し、小学校1年生から4年生までと中学校1年生を35人以下学級で編制、小学校5、6年生と中学2、3年生は40人以下学級の編制としております。ご質問にもありますが、5年生に進級後、学級の人数が変わるという場合があるのは、当然こういうことからでございます。

生徒や保護者、教員からどのような意見、反応がありますかとのことですが、人数が多過ぎるのではという声もありますし、指導上大きな問題があるわけではないという声も聞きます。入るまじっております。

次に、町としてどのような見解を持ち、対応しているか。児童や教員にとっても問題があるのではないかとのことですが、各学校では、児童生徒、保護者アンケートを実施し、学校評価の資料といたしております。その中で「学校は楽しいですか」、「授業はよく分かりますか」といった質問もしておりますが、「学校が楽しいか」という質問では、おおむね90パーセント以上の小学生、保護者が「楽しい」あるいは「楽しみに行っている」と答えておりますし、「授業がよく分かるか」という質問でも、おおむね80パーセント以上の小学生、保護者が「分かる」、「分かりやすいと言っている」と答えております。また、平成25年度の全国学力調査の際に行われました小学校6年生の意識調査でも「学校が楽しい」と答えた児童の割合は、石川県全体よりも高くなっております。こうした質問、回答は、学級の人数について特定したものではございませんが、学校、学級の様子をうかがえるものではないかと考えております。ご質問にもありますように、人数がふえたことによる戸惑いやストレス、窮屈感も時としてある中、子どもたちがそれを乗り越え、成長しているということなのではないかというふうに考えております。今後もこうした回答割合がさらに高まるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、近隣自治体の少人数化への取り組みをどのように考えているかについてですが、それぞれの自治体の状況をそれぞれの自治体が検討した上で取り組まれていることと理解をしております。津幡町教育委員会では、校長会等で課題や要望について検討し、それぞれ優先的課題を学校現場と共通理解を認識をし、取り組んできているところでございます。例えばスクールカウンセラーの増員、学校図書館司書の配置も優先順位が高いということでそういう中で進めてまいりました。近隣自治体同様、少人数学級の推進も大切な課題としてはとらえておるわけでございますけれども、近年、津幡町の学校現場におきましては、特別に支援を必要とする児童生徒は増加の傾向にあります。こうした支援体制の充実が急務だと考えております。

したがって、来年度の学級編制につきましては、引き続き、国の施策を注視しながら、石川県への加配措置を申請するといった形で取り組んでいきたいというふうに考えております。ともかく、一つ一つ着実に課題解決を図っていく思いでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問なんですが、ということは、当分そういった取り組みは行わないということだと思んですが、仮にちょっと私は何名ぐらいの教員が必要なんだろうっていうことを計算してみたんですね。そうすると今、条南小学校の2年生と3年生は1クラス26から27名

です。でも5年生になると、やはり39人、40名になります。それから津幡小学校の2年生も今1クラス26人なんですけども、5年生になると、今の人数でいうと39人にふえます。ことしの太白台小学校や英田小学校と同じように、やはり1クラスの人数が40人というふうに、一気にふえていくという現状が想像、想像っていうか、分かります。それで教員をどういうふうに増員できるものかということで、これを避けるためにですね、例えば英田小学校に1人、太白台に6年生で1人、合計2名を来年は増員して、再来年度は条南小学校の5年生が1クラス40人になりますので1人を増員すると。そしてその翌年、つまり3年後には、条南小学校の5、6年生は1クラス40人になりますし、津幡小学校の5年生も39人になりますので、3人の先生を増員すれば、1クラス26から27人となります。このようにすると、来年は2名、再来年は1名、3年後には3名の教諭の給与等を自治体が負担するということになるんですが、教育長として先ほど難しい、優先順位があるということでしたけれども、こういうことについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 再質問にお答えいたします。

今おっしゃったようなことも当然、私どももそういうふうにするのとどれくらいの人数、教職員がいるのかということもいろいろ試算をしながら、その教職員が正規で雇用できるのか、嘱託といますか臨時的な要素になるのかとか、ことし2名で来年1名になったときに、すぐその方をどう対応できるのかとかということ等もひっくるめて、そしてだけでもその前に特別に支援を要する子どもたちへの対応も、学校現場は大変多くの労力と必要感を持って取り組んでおられます。そういうこと等も考え、それからまた国自体が今後制度をどう変えていくのか。今、文科省は人員増の要請、予算要求をされておりますけども、そういうこと等を考えてうちの町としてはまず、先ほど言いましたように、特別に支援を要する子どもたちの対応ということを優先して、あとは国とか県の支援、制度改正等々を待っていきたいと。優先課題はこっちのほうじゃないかというとらえ方をしております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問はしません。

この件については、また教育委員会でもいろいろな意見が出てるとも思いますし、また審議していただければなと思っています。事情はよく分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

町道庄能瀬線についてなんですが、この町道庄能瀬線は、国道8号津幡北バイパスの緑が丘交差点から森林公園側の森林を切り開き、現在建設中の河北縦断道路を谷内地内で交差して能瀬の英田郵便局横へ接続する全長2.4キロメートルの道路です。当初は14年間で総事業費15億円をかけて完成される予定でした。しかし、14年目を迎えた現在、庄能瀬線は全長2.4キロのうちの約1キロ、全体の42パーセントしか完成していません。そこで私は、ことしの6月議会の町政一般質問において、町道庄能瀬線道路工事に関する平成12年の事業開始からことし25年までの14年間の事業費と財源の内訳について質問しました。そのとき議場で私は、事業費が15億円を超えていると発言しました。15億円を超えていると言った根拠はこれなんですが、

〔中村議員第四次津幡町総合計画実施計画書（平成18年度～平成27年度）を掲示〕

ことし4月に全議員に配付された、この実施計画書にあります。この実施計画書は、津幡町第四

次総合計画に位置づけられた各施策や事業に関して、平成18年から27年までの10年間の事業費などが年度ごとに記載され、総事業費についても掲載されています。実施計画書に基づいて計算すると15億円を超える事業費となります。

ところが、町長の答弁では、庄能瀬線の14年間の事業費は12億4,000万円ということでした。議会後すぐに私は担当課に行き、なぜこんなに金額が違うのか質問しました。その回答はすぐにはいただけず、私はその後何度も疑問が生じたので、担当課とはやりとりを繰り返してきました。そして、2か月以上たった今、9月本会議直前になって、その原因などが分かったということです。事業費12億4,000万円については間違いはないということ。そして、実施計画書に誤りがあったということでした。ここでその経緯について説明していただき、訂正を求めます。

町長、答弁をよろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町道庄能瀬線の総事業費についてのご質問にお答えいたします。

6月会議でお答えいたしましたように、平成12年度の事業開始から本年度までの事業費の合計は12億4,000万円でございます。第四次津幡町総合計画の実施計画書につきましては、町道庄能瀬線の事業担当課でもございます都市建設課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 岩本都市建設課長。

〔岩本正男都市建設課長 登壇〕

○岩本正男都市建設課長 中村議員のご質問の12億4,000万円について間違いはないということ、そして実施計画書に誤りがあったということについてお答えいたします。

町長がお答えしたとおり、総事業費につきましては12億4,000万円ではありますが、本年4月の議会全員協議会において報告をさせていただいた第四次津幡町総合計画の実施計画書において、平成24年度実績見直し欄の実施年度で修正漏れがございました。本来ならば、見直しにより全体計画期間を平成12年度から平成35年度とするべきところを記載要領の取り違いから第四次総合計画の最終年次となる平成27年度としてしまいました。このことにより中村議員は、平成25年度までの事業費は全体事業費から平成26、27年度の計画事業費を差し引き、15億円を超える事業費と発言されたものでございます。中村議員の発言については間違いではなく、実施計画書において事業期間の誤りがあったことにより、今回このような誤解を招いてしまいました。改めておわび申し上げるとともに、議会の皆さまへも当該実施計画書の訂正を行いたいと思います。今後このようなことが起きないよう、適正な事務執行に努めるとともに、課内でのチェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

再質問はしませんが、つまり当初は平成12年から25年までの14年間で総事業費15億円をかけて完成される予定だったのが、それがこの実施計画書によって、平成12年から35年までの24年間で、その総事業費は16億2,550万円に見直されたということですね。27年ではなく、35年だったということだと思います。しっかり調査していただき、各担当職員の皆さまには、私は感謝しており

ます。

一方、言いにくいことも率直に言わなければなりません。そもそもこの実施計画書は、ことし3月に見直され、変更されたばかりのものです。それがその3か月後の6月議会で、町長は庄能瀬線の完成までの総事業費は22億円になると答弁されました。ことし3月に見直されたばかりの16億2,550万円の総事業費が、3か月で22億円になるということでは、この実施計画書は単に記載された数字や文言の誤りだけでは済まないのではないかと思います。また、まだ42パーセントしか完成していない道路に12億4,000万円がかかってしまったのですから、総事業費はその倍以上かかることが予想され、22億円で完成されないのではないかと。私は、これ以上の庄能瀬線の道路建設は必要ないと思っています。どうか、また今後慎重に検討を重ねてってください。

それでは、最後の質問です。

ミニボートピア津幡周辺の交通対策をとということで質問します。

ミニボートピア津幡を出て、金沢、能登方面に帰りたいという車がセンターライン上のポールの列を過ぎてすぐ、緑が丘交差点信号の手前でUターンするのを、6月、7月、8月と目撃しています。町民からもそのような車を目撃したという話も聞いています。交通ルールを守らない車が少なからずあり、大変危険だということを町は把握し、きちんと対策を講じるべきです。また、金沢、能登方面へ向かおうとする車がボートピアを出てから緑が丘の交差点で左折してすぐにUターンするために、緑が丘交差点で車がつながるといふか、そういった事態があったり、森林公園に行きたい車がなかなか前に進めなかったり、そういった現象も見られます。

ロータリーが必要なのか、あるいはすぐにUターンできないようにすることなのか、みどり市、グッドワン、警察署、国土交通省等に現状を示し、事故の起こる前にきちんとした対策をとってください。

産業建設部長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 ミニボートピア津幡周辺の交通対策をとのご質問にお答えいたします。

交通安全対策につきましては、5月23日に開催された第1回ミニボートピア津幡環境委員会でも多くの意見が出されております。その中で、運営会社である株式会社グッドワンでは、ミニボートピア津幡の開設に当たり、津幡警察署および国土交通省金沢国道維持出張所との交通安全対策に関する事前協議を重ね、看板での告知、交通誘導員の適正配置、ポストコーンの増設をしております。さらに歩行者の道路横断を防ぐための防護さくやバイパス本線から施設進入口のブロック壁を設置するなどのほか、来場経路の周知についてチラシやホームページ上および施設内に掲示するなど、きめ細かな広報を行い、交通安全対策がとられております。

ご質問の金沢、能登方面に帰る際、緑が丘交差点付近で本線をUターンする車の対策といたしましては、その開設に合わせ、津幡北バイパス本線上での当該区間はUターン禁止となり、取り締まり強化をしております。また、津幡警察署の協力のもと、緑が丘交差点などにおいて、パトカーでの街頭監視や富山方面から加茂インターでUターンする際の信号周期の短縮調整も図っていただいております。平成25年7月4日には津幡警察署との行政連絡会が開催され、現場周辺の交通安全対策について強化を図ることを確認しております。

なお、国道本線は現在片側1車線ですが、津幡町から国土交通省に対して4車線化を強

く要望しており、今後も交通状況を注視しながら、警察署や関係機関と連携し、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問なのですが、一番気になるのが、先ほど言ったボールの列を超えたらすぐに車がUターンして金沢方面に向かっちゃうんですね。どうしても車がいなければ、いないと思われる場合に。私なんかも運転していて、手前で、富山の方面から津幡へ帰るときに、3回も自分で運転して見てしまったんで、これはかなりの頻度でこういったことをされている車があるのではないかと考えております。何とか具体的にですね、このUターンができないような方策はないものなのでしょうか。

お願いします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 先ほどもお答えいたしましたけども、取り締まり強化についてやれることは事前に、それから開催後もやってきておりますし、この区間でのそういう接触事故というのも、今のところ聞いておりません。ただ、そういう場面を見たというご意見も伺っておりますし、これは先ほどからの各施設管理者、警察等にも伝えてございますし、こういう中で警らの、巡回警らの強化とか、それから発見された方の早期の通報と、そういうもので対応していければなということを思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問はしません。

ぜひ事故の起こる前に対策をお願いしたいということで、5番、中村の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党の塩谷です。

3点についてご質問いたします。

まず1点目ですが、津幡町の定住促進案というのが8月に、案ですが全協で示されましたが、それにぜひ子育て施策っていうものを入れていただくことを求めます。

6月議会で6人の議員の方から定住促進を求める一般質問があり、それを受けて8月の全協では津幡町の定住促進対策案が示されました。人口減は全国的に進行しており、過疎の集落はさらに過疎が進んでいるという状況です。金沢市のベッドタウンとして人口が増加してきた津幡町も世帯数は増加しているものの、平成23年度をピークに人口が減少してきています。65歳以上の高齢化率が高まるとともに、15歳未満の年少人口は減少しており、国勢調査の結果では、平成22年では高齢化率18.25パーセント、年少人口率16.47パーセントです。10年前の平成12年と比べれば、高齢化率は4.77パーセントの増加、年少人口率は2.89パーセントの減少です。

全国的なこの傾向は国の政治のあり方が問われていると思います。派遣労働法を改悪し、製造業にまで非正規雇用を拡大した結果、若い人たちの2人に1人は非正規雇用という雇用状況にな

っており、若者を結婚できない、子どもが産めないというところまで追い詰めています。また、正社員として就職できても、長時間労働や低賃金が待ち受けていて、働いても働いても暮らしはよくなりず、中には精神的に追い詰められていく若者が後を絶ちません。就職する際にブラック企業かどうかがとても気になるという声を聞きます。ブラック企業大賞実行委員会は、ブラック企業大賞2013に、過労死、自殺などで問題になっている居酒屋チェーンワタミを表彰しました。この企業の渡邊美樹氏は参議院選挙で当選した方です。非正規雇用をふやし、問題が表面化しても個々の企業には口を出せないと逃げてきた政府の責任は重大であると思います。労働相談会などの活動を受けて、厚労省もきのうやっと重い腰を上げ、ブラック企業に対する指導をすることを公表しました。声を上げることの大切さを感じています。

また、都会では保育園不足が若者の子育ての困難さに拍車をかけています。しかし、政府は保育所をふやそうとはしないで、保育所の設置基準を緩和し、保育環境を悪くしてでも数合わせをして乗り切ろうとしています。さらに子ども・子育て支援新制度では、介護保険制度のように保育時間の必要量を認定する仕組みや保育園を運営する企業による株主配当が合法化されます。保育時間に差ができれば、親も保育園も混乱します。親の働き方で子どもの保育時間を分けるのは差別ではないのでしょうか。保育にかかる税金を減らすことが優先されているのは、保育環境や子育て環境は悪化し、少子化に拍車をかけることになります。

人口減少問題には今述べたような問題があり、雇用のルールを確立することや子育てのしっかりした対策を持たないと根本的には解決せず、近隣の自治体で人の奪い合いをするという構図になっていることを自覚することが必要だと思います。

さて、8月の全協では、定住促進対策案が示されました。それによりますと、新婚世帯定住奨励金制度、住宅取得者借入金助成制度、空き家バンク利用奨励金制度、農村定住奨励金制度、町内雇用者奨励金制度をつくる予定だということです。木の家づくりマイホームの取得奨励事業補助金制度の併用も可能だということです。しかし、私は声を大にして言いたいのですが、若い人たちが津幡町に住んで子育てもしたいと思うには、新婚家庭や住宅に対する助成だけでは足りません。どれだけ福祉制度が整っているかということが大きな魅力となっています。

子どもの医療費を無料にしているのは、近隣の市町では、かほく市が中学3年まで、内灘町は小学校就学前まで、羽咋市は中学校3年までです。そのほか輪島市就学前まで、七尾市も就学前まで、志賀町中3まで、中能登町中3まで、小松市2歳まで、能美市は高3まで、川北町は中3までと、すでに10市町となっています。私は以前に、津幡町は金沢に隣接しており、子どもの医療費無料化をしなくても人口がふえていることをいいことに、すべき施策をさぼっているのではないかという趣旨のことを述べたことがあります。各自治体が子どもの医療費無料化をするようになれば、津幡町を選んでもらいにくくなるのは目に見えています。

人口をふやしたい、少子化に歯どめをかけたいと皆が思っている今こそ、子どもの医療費無料化を実施していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の津幡町の定住促進策に子育て政策を入れることを求めるとのご質問にお答えをいたします。

8月の議会全員協議会におきまして提示させていただきました今回の定住促進対策は、新規転

入者ならびに現町民の定住化を図るため、定住地を決める上で重要な要件である住宅取得等に係る経済的支援や働く場の創出に重点を置いて、新たに設けるものでございます。本町といたしましては、子育て政策につきましては、定住促進でのメニューではなく、少子化対策、次世代育成支援対策もあわせて、子ども・子育て支援策として推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

ご質問にあります子ども医療費の助成につきましては、塩谷議員もご存じのとおり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、私が町長に就任して以来、3年連続で通院にかかる助成対象年齢を就学前から中学校修了までへと順次拡大してまいりました。しかしながら、子ども医療費の自己負担の廃止につきましては、これまでも何度かお答えさせていただきましたとおり、町独自で行うことは現在のところ考えてはおりません。

塩谷議員が述べられました福祉制度の充実も、定住地を決める場合は大きな魅力であり、また子育て支援サービス等の充実も重要な要素の一つであることは十分認識はしております。町では、今9月会議におきまして、町内私立保育園の病後児保育サービス拡充に伴う保育園整備事業費を補正予算として提案させていただいております。このサービスは公立保育園児も利用可能であり、園児や保護者の安全、安心と子育て支援サービスの充実を図っているところでございます。

また、平成27年度施行予定の子ども・子育て支援新制度実施に向けまして今年度、子育て家庭のニーズ調査を予定しております。この調査におきまして、地域の子育てニーズを的確に把握、分析し、より有効な子育て政策を計画していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問させていただきます。

町長にお伺いします。

子どもの医療費無料化などの子育て支援の対策も大事な定住施策の一つだ、つまり福祉施策としてっていうことをお認めになっていると思います。8月に示された対策案だけで、本当に定住人口がふえてくるのか。しかも、新婚世帯にも奨励金出されるわけですから、若い人を対象にして考えていращやることは間違いないと思うんです。先ほどもおっしゃいましたように、少子化対策とか次世代育成の対策とタイアップしていくことが大変大事やと思います。私が以前に会いました、子どもさん持ってらっしゃる若いお母さんとお話したことがあるんですが、その方は津幡町にもうすでに来ておられました。家を建てておられました。そのときにお話ししてたんですけど、津幡町が子どもの医療費無料化してないっていうことは知らなかった、来て初めてしてないんやということが分かった。もし初めからそういうことが分かってたら、私は多分ここじゃない場所を選んでただろうなっていうことも言われました。だから、本当に小さい子どもさんを持ってらっしゃるお宅にとっては、大変子どもの医療費無料化になるっていうことは大きな希望だと思うんです。

ぜひ少子化対策とか次世代育成施策としては大事だということをお認めになっているようでしたら、子どもの医療費無料化っていうことに踏み出されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そして今、子育て家庭へのニーズも尋ねるアンケートも出すんでしょうかねっていうことをお

っしゃいましたので、もしそこにたくさんの方からぜひそういう無料化のサービスをしてほしい
っていうことが出ましたら、それは聞いていただけることでしょうか。

お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 幾つかの質問がございましたので答弁漏れがあるかもしれませんが、まず
最初に、子ども医療費の問題ですけれども、アンケート調査でたくさんの人が、大勢の人がやって
ほしいという要望があったらやるのかということですが、現時点ではそういうつもりはござ
いしません。

それから、この定住促進策やることによって、大幅に、大幅にと言いますか、人口がふえると
思っているのかというようなことも聞かれたような気がいたしますけれども、本音の部分で言わ
せていただきますと、どれくらいの方がふえるかと、どれくらいの数の方が多くなるのかって
いうことは、私自身は何とも今のところ分かりませんが、少なくとも現時点よりも条件が
よくなるということでございますから、それなりの結果は出てくれるんじゃないかなという
ふうに思っております。

それからもう一つ、塩谷議員は質問の中でも触れておられませんでしたけれども、あの定住促
進策の中に二世帯住宅に対しての補助金、大変申しわけないんですが金額がちょっと小さいも
んですから見逃されてるのかもしれませんが、これは私の思いがかなり入っております、
最近テレビを見ておりましたも新聞を見ましても、余り言うてはいかんことかもしれませんが
も、親子で殺人があるみたいなことがよくございます。どういうところに原因があるのかとい
うのはそれぞれに違うんだらうというふうには思いますけれども、例えば私どもが小さいときには
母親もおります、おばあちゃんもおります。私も女房たまたま家へ入ったもんですから、年
寄りも一緒にずっと生活をしてまいりました。そんな中であって、子どもが生まれて、夜中にぎ
ゃあぎゃあ泣いたときに、お年寄りがいて、その子どもを抱いて泣きやませる、もしくは若いお
母さんがきりきりとなっておっても、お年寄りがそこに来て「よしよしよし」と言って部屋に連
れていけば、例えばお母さんは、若いお母さんはゆっくり眠ることができる。また明るく日、仕
事にも行けるんじゃないのかいというようなこともあって、やはり二世帯に対して補助金を出す
こと、補助することによって、町にそんなおかしな事件が起こらないようにしたい。そんな思い
も込めて、二世帯住宅に対しての補助をさせていただくということにいたしました。

子育て支援ということに対しても、私はこれは大きなウエート、大きなウエートを占めるとい
うことは言えないかもしれませんが、わずかもかもしれませんがプラスになる、そんな仕
事ではないかなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再々質問させていただきます。

今の二世帯住宅への助成金のことは私は見落としていたと思いますので、いいことだと思いま
す。それはぜひ進めていただきたいことだと思いますが、その一方で、先ほども言いましたよう
に、やはり近隣のところもいろんな定住施策を出しているわけですから、それだけではやはり本
当に悲しい現実ですけれども人の引っ張り合いになりますよね。どちらがたくさん呼び寄せられる

かみたいな。その中に、やっぱり子どもに対する、特に若い人たちに対して子どもの医療費無料化などの子育て支援対策が充実しているのかどうかっていうことは、やっぱり大きな一つの選択肢になると思うんです。本当に今ちょっと申しましたように、19の市町のうちの半分は実際こういう政策をしているわけですね。それほど必要に応じてっていうか、要望もあってされてきたことを、どうして町長は「絶対できません」というふうに切り捨てられるのかっていうことが、私にとっては大変不思議なんです。今までもいろいろ、例えば子どもの医療費の助成もどんどん延ばしてこられましたね。だから本当にやっぱりいい政策をしようとしてらっしゃると思うので、なぜこれにだけは絶対しませんみたいなこと言われるのか。そこをもう一度だけお聞かせください。そういう可能性はないのかっていうことを。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の再々質問にお答えいたします。

県内の19市町の半分がちゃんとやってるのではないかと言われますと、私に言わせますと、じゃ半分为やってないのじゃないのかということになるんじゃないかなというふうに思っています。やらなきゃいかんというもんでもなかろうと思いますし、やりやすい、私どもの仕事しやすいということもありますし、やはりそれぞれにやはり受益者負担というのは当然ついて回るわけでございますから、何につきましてもそれはついて回る話であると私はそんな思いでもございまして、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 これ以上の質問はいたしません、やっぱりいいこと、町民が望んでいることに向かつては、やっぱり前進していただきたいなっていうことをすごく思っています。ことしの9月ですか、国会が、臨時国会が開かれますが、そこでは本当に社会保障の改悪の法案がまたいっぱい出されてくると思います。そういうことも考えたときに、本当に一人一人の暮らしが少しでも楽になるように、子育てが楽になるように、そのための施策を町が率先してやっていくということはどうしても大事なことだと思いますので、またぜひお考えいただきますようによろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、雇用促進住宅入居者の不安な思いを町長がしっかり聞きとり、政府へ廃止の閣議決定を撤回するよう要請していただきたいということです。

雇用促進住宅の問題で今精力的に活動している日本共産党の佐々木憲昭衆議院議員のホームページを見ましたら、雇用促進住宅の現状について次のように書かれていました。「雇用促進住宅は全国に約1,500宿舍、14万戸余りあり、国の住宅政策の中で公的住宅とされてきました。ところが自公政権の行政改革で全世帯を立ち退かせて建物を壊し、更地で売り払うことを閣議決定し、2007年から2021年までに処理を完了することとしていました。これに対し、不当な住宅廃止をやめさせようと全国的な反対運動が広がり、国は2009年3月に、少なくとも3年間は明け渡し手続きをしないとしました。入居者らはさらに運動を広げ、12年、2012年3月には、2013年3月末まで延期するとの回答を得ていました。今回の延期により、少なくとも2014年3月末まで明け渡し手続きを行わないことになりました。住宅廃止は延期されてきてはいますが、撤回されたわけで

はありません。雇用促進住宅は自治体への譲渡が145住宅（10パーセント）、更地にしたのは60住宅（4パーセント）にとどまりました。逆にリーマンショックの失業者や震災被災者への支援として住宅の提供が行われています」という内容です。私も厚労省の雇用促進住宅の担当課に電話で問い合わせましたところ、「2021年度までに全戸廃止の閣議決定がされていますが、今のところどうするかという動きはありません」ということでした。人が住んでいるにもかかわらず廃止すること自体、暴挙というほかありません。

津幡宿舎には現在、27世帯の方が住んでおられますが、いつ追い出しの通知が来るかと不安な思いで暮らしておられます。高齢者やひとり暮らしの方がほとんどです。「ここを追い出されたら行くところがない。長年ここに住んできたのに、この年で知らないところへ行けというのは余りにひどい」とおっしゃっています。入居者の立場に立てば、苦しさや不安な気持ちは理解できると思います。建物はもちろん町のものではありませんが、住んでいる人は津幡町民です。

町長、雇用促進住宅の方々の胸のうちの直接聞いていただけませんか。そして町長として、政府に雇用促進住宅廃止の撤回を要請していただきたいと思います。もちろん、住民の方も国会議員を通して閣議決定を撤回する要望書を出していますが、自治体の長が要請するのは重みが違ってきます。

町長、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 雇用促進住宅入居者の不安な声を聞き取り、政府へ廃止の閣議決定を撤回するよう要請せよとのご質問にお答えいたします。

雇用促進住宅の譲渡、廃止につきましては、その期限は政府の当初の予定よりも大幅に延長され、平成33年度までに完了することとされております。本町の雇用促進住宅入居状況は、平成20年では67世帯であった入居世帯が、現時点では27世帯にまで減っております。これはひとえに入居者の方々のご理解、ご協力と管理者である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の努力の結果であると思われ、今後も管理者が責任を持って行うことだと私は思っております。

雇用促進住宅の廃止につきましては、国の所有物に対する国の決定であり、国が現入居者に対しても不安を解消すべく、最大限努めるべきであると考えております。平成20年12月議会定例会におきまして、村前町長がお答えしておりますが、私も同様に、政府に対し町から撤回を要請することは考えておりません。

しかしながら、現入居者の方が町営住宅への入居を希望し、入居条件を満たす場合にあっては、町営住宅の空き状況等にもよりますが、協力できることにつきましては支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問いたします。

ちょっと今お聞きしました言葉が、同じ町民に対する言葉としてすごく冷たいなということを感じました。やっぱり本当に苦しんでいらっしゃる、しかも今言われたように67世帯あったのが27世帯になってるという事実を考えていただければ、どういう方が残っていらっしゃるかっていうことはご想像がつくと思います。その方たちの本当に今不安な気持ち、町長として自分の町に住

んでいる人たちが本当に困っていることについて、少し力を貸してやろうじゃないかという気持ちになられてもいいのではないかなということを使ったわけです。

この行政法人の管理者という方が週に1回は津幡宿舎を訪れていらっしゃるのですが、その方もやはり、例えば災害があったときの災害の住宅っていうことも必要だろうし、やはり町として考えてほしい。本当は政府が撤回してくるのが一番いいわけです。だから、そのためにも町長からもぜひその力添えをお願いしたいし、それからその住んでいらっしゃる方の声もぜひ直接聞いていただきたいのです。

すいません。2つです、再質問。住民の方と会ってお話を聞いていただけないか。まずそのことがどうかっていうことと、撤回してください。実際住んでいらっしゃるわけですから、今すぐ、今すぐって2021年度ですね、平成33年ですから、あと8年ほどしかないと思います。その間、本当に不安な気持ちでずっと過ごさなければいけないわけで、本当にここを出て行く場所がなかなかないっていう方たちなので、ぜひ政府に要請していただきたいのですが、再度ご質問いたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、例えば現在入居されてる方が町営住宅へ希望されると、入居条件を満たす場合にあっては、町営住宅の空き状況等にもよりまずけれども、協力できることにつきましては支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、直接話を聞いてほしいと、声を聞いてほしいということでございますけれども、会うまでもないっていうことを言うつもりはございませんけれども、いろんなお話は出てくるんだろうと思いますけれども、今塩谷さんがいろんなこと言われましたけれども、そんなような話であろうというふうに想像をいたします。

大変不安な思いをされてるということは私自身も理解をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 塩谷委員。

○9番 塩谷道子議員 ちょっと確認をさせてください。再質問になりますか再々になるかもしれませんが、もうすでにどういう気持ちかということは分かっているんで、わざわざ会うつもりはないというふうに解釈すればいいんですか。分かっているけれども、お話は聞きましょうというふうに解釈すればいいんですか。それが1点です。はい。

それから、あとは本当に能登のほうは大抵自治体が買い取りましたね。羽咋もそうですし、七尾もそうですし、かほく市も全部ではないですけど買い取るということ言ってますので、あと残ってるのは多分、能登のほうでは津幡と宝達志水町だけだと思うんです。だから、そういう状況にもあるということで、だんだんそういうふうに流れとしても町のほう、町っていうか、各自治体も動いているということもお考えいただきたいなっていうことをちょっとお願いしたい。

お聞きしたいのは会っていただけるかどうかです。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 申しわけないですけど、今ところは会うつもりはございません。それから、

ほかの町で買い取ったところ、市町で買い取ったところがあるという話ございました。私が町長になる前の話ですけども、当町にもそんな話があったということは聞いております。ただ、塩谷さんもこれぞ存じだと思いますけども、津幡町の促進住宅は大変古いということもあって、今5階建てで、エレベーターもついてなくて上がりおりが大変だというようなこともあります。ほかのところで買い取ったところが若干あるっていうのは、かなり新しいものではなかったのかなというような、これは私調べたわけではないので分かりませんが、津幡のような古いものではないのかなというふうに思っております。もしこの古いものを買い取るようなことになれば当然、改修するにしても金も当然お金もかかることですし、壊すという場合でもまた当然お金もかかるわけでございますから、無駄な投資になる可能性があるという判断を過去の人はされたのではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 私はちょっと調べましたが、確かにこの中では古いんです。能登の中では。でも買い取ったところが全部新しいか、比較的新しいかって言ったらそうではありません。少しは津幡町よりも新しいところも、少しぐらいいし新しくないところも含まれておりますので。それから、実際人が住んでらっしゃるところです、今。だからそういうふうに、何かその古いところだから効率って悪いしっていうような言い方はすごく冷たく感じましたので、はい。もう少し町民の方やってということもお考えいただきたいなと思いました。感想です。

3番目の質問に移らせていただきます。

小中学校の教室にエアコンを設置することを求めるという質問です。

ことは本当に暑い夏でした。テレビで熱中症対策を呼びかけない日はありませんでした。金沢の7月と8月の最高気温を調べてみましたところ、30度以上の日が26日間、35度が2日間、34度が2日間、33度が3日間でした。29度以下の日は5日間しかありませんでした。8月では、30度以上の日は27日間でした。35度が5日間、34度が3日間、33度が6日間でした。29度以下の日っていうのは3日間だけという状況でした。6月でも30度以上の日が3日間ありました。8月は夏休みだからいいとしましても、7月の気温の状況では、教室で勉強するには暑過ぎるのではないのでしょうか。

学校は家と違い、子どもたちがたくさんいるので、暑さが違います。子どもたちが熱中して勉強できるように、もう少し涼しい環境をつくってやってもいいのではないかと思います。どの学校でもパソコン室などの特別教室にはエアコンが設置されていると思いますが、教室には設置されていないと思います。私たちの子どもたちはエアコンなんてありませんでしたし、汗をかくのが当たり前でした。しかし、今は暑さが異常です。一度にすべての学年でというのは無理でしょうから、学年を決めて順次設置するということでもいいと思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

教育部長さん、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 瀧川教育部長。

〔瀧川嘉孝教育部長 登壇〕

○瀧川嘉孝教育部長 小中学校の教室にエアコンを設置することを求めるのご質問にお答えいたします。

町内の小中学校普通教室にはエアコンは設置されておりませんが、夏の暑さ対策と児童生徒の健康管理について小中学校では注意深く取り組んでいるところでもあります。対策といたしましては、教室や廊下の窓をあけ通風をよくする。熱中症対策として児童生徒に水筒を持参するようお願いし、小まめに水分補給を促す。担任は児童生徒の健康状態に常に注意を払う。保健室にスポーツドリンクを常備し、体調不良の場合に備えるなど、学校全体で児童生徒の健康管理に努めております。

今後、各教室の温度、湿度を計測するなど、有効な対策など検討していきたいと考えており、これからも児童生徒の健康管理に努めてまいります。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問いたします。

夏休みの登校日、多分ご存じやと思うんですけども、子どもたちがいない教室っていうのは窓をあけておけば結構風も通って仕事もできるような状態なんですが、そこに子どもたちがわっと来ますと本当に暑さが何か押し寄せてくるみたいな感じになりますね。人いきれというかそんなのも大きいですし、だから本当に子どもたちがもう少し勉強しやすいような環境をつくってやってもいいのではないかなという気がするんです。

エアコン設置というのは難しいだろうなと思いがちの質問だったんですが、かわりにどうか、せめて天井で回る扇風機ありますね。あんなのとかっていうのはいかがなものでしょう。それやったらちょっとできそうやとかいうことはありませんかでしょうか。

○南田孝是議長 瀧川教育部長。

〔瀧川嘉孝教育部長 登壇〕

○瀧川嘉孝教育部長 再質問にお答えいたします。

扇風機の利用によりまして、室内空気が循環され、教室の暑さ対策、それは防げると思います。といったことで、それから扇風機につきましては、冬場でも暖房機と同時に利用するというところで室内は均等に温められるなどあるかと思えます。といったことで、調査も行いながら検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 調査、検討ということで、よろしくお願いいたします。

先ほど中村議員のほうから40人、5年生になったら40人のクラスがたくさんできているということも今お聞きしましたので、本当に40人クラスに、本当に教室やったらびっしりになること分かるんです。

その中で暑い夏に本当に勉強頑張れやっていうのは本当に多分過酷な、私たちの子どもたちとはまた違う暑さですので大変だと思いますのでぜひ、せめて扇風機の件、よろしくご検討ください。

これで私からの質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

ここで、この際暫時休憩いたしまして、午後3時10分から一般質問を再開いたしたいと思えます。

〔休憩〕 午後 2 時51分

〔再開〕 午後 3 時10分

○南田孝是議長 ただいまの出席委員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 12番、道下政博です。

私のほうから 6 点にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、英語語学力向上を図る上で、特色あるイングリッシュシャワールームの開設を提案をさせていただきます。

先月 8 月末に中学生海外派遣交流事業で10名の中学生が交流を終え、帰ってまいりました。そして、今月24日には、オーストラリア、ノーザン・ビーチス校から津幡町に交流に来られる予定となっております。姉妹校交流推進事業の一環として目的はホームステイであり、当然のことながら感謝の気持ちを込めて盛大に歓迎をする必要があると思っております。随行の方々を含め、生徒の皆さんの滞在中の無事とホームステイの成功を願ってまいりたいと思います。

海外派遣交流事業の重要性については、これまで議会討論の中で長年にわたり訴え続けてきましたのでここでは多くは述べませんが、町の将来を担う中学生が親元を離れて外国人の家庭で1週間近く生活をともにする、何てすごい経験なののでしょうか。また、英語しか通じない環境での生活体験は、今後の語学力向上と人間形成のためのよい経験になることは間違いのないと思います。

さて、イングリッシュシャワールームについてであります。その語源は和製英語のようでありまして正しい英語とは言えないようではありますが、一般的に使われ始めていますのでそのまま使用させていただきます。

鳥取県教育委員会が子どもたちの学力向上を進めようとさまざまな取り組みを行っており、その中の目玉となっており、日常的に英語に触れることができる場所がイングリッシュシャワールームであります。英語を基本的に学び始める中学生の段階で、英語をシャワーを浴びるように聞くことで英語を身近に感じ、高いコミュニケーション能力を身につけるのがねらいだそうです。鳥取県内 4 校が参加した2012年 2 月の英語コミュニケーション能力テスト（G T E C）の調査で、県内の高校生の英語力について長文読解力が課題とされ、県教委が主催する高等学校学力向上推進委員会の分析でも学力中位層が減少していると指摘されたことにより、県教委は今年度から小中学、高校で英語教育を充実させるため英語教育推進室を新設し、県版副読本を作成するなど、英語教育に力を入れていくこととしたそうです。その中でもイングリッシュシャワールームは、生徒が自主的に英語に触れる機会を持ち、実社会に出てからも使える英語力を身につけられるようになるということであり、空き教室を利用し、専任の A L T（英語指導助手）1 人が常駐するようにするということだそうです。昼休憩や放課後に自由に出入りができ、おしゃべりタイムや文化祭での英語劇、英語による合唱の指導、英語での校内放送などを行うほか、実用英語技能検定（英検）の面接や英語弁論大会の指導などにも対応するものとするそうです。鳥取県教委は英語を楽しみながら学べる環境をつくり、学力の向上にもつなげたいとしており、導入する中学校を 5 月に公募し、始まるのは 8 月中旬ごろからの予定であるとの、読売新聞、2013 年 4 月19日の掲載記事を一部抜粋で紹介をさせていただきました。

決して津幡町の生徒の英語力が低いのではないかということを言いたいものではありません。誤解を生じないようにお願いをいたします。近年、当町においての英語教育は着実に前進、向上しているとの報告もいただいておりますので、平均的な英語語学力という観点での心配はしていませんが、当町が目指す文武両道の方向や、また矢田町長が目指す「目指せノーベル賞、科学のまち津幡」の理想テーマ実現に向けて、少しでも近づけていこうとするならば、英語教育の充実と英語学力向上は当然のことだと考え、今回の提案としたわけであります。また、特色ある英語教育ということを少し意識すれば、なおさら今回提案をさせていただきましたイングリッシュシャワールーム開設は新しい取り組みだと思います。

昨年12月、世界的にも有名な脳科学者である茂木健一郎先生をお迎えして、シグナスで講演をしていただきました。その講演の中で特に印象に残っていることは「矢田町長の意向で将来、この津幡町からノーベル賞を受賞するような方が誕生してもらえるようなまちづくりを目指す科学のまち構想、その心意気を大変評価している」とおっしゃったことであります。「ただ、日本人がノーベル賞をいただける確率を単純人口計算すると約200万人に1人の確率だそうで、津幡町の人口約3万7,000人で1人誕生させることができる確率はかなり低くなるでしょう」とも言われました。また「ノーベル賞に向けての科学の提出研究論文は当然、世界標準語である英語が当たり前であり、英語ができないと話にならない」とも言われました。また「まずノーベル賞を受賞するような科学者を将来育成しようとするなら、英語教育は必須であり、絶対条件だ」とも言われました。「世界の識者とのコミュニケーションを英語ですること、そして普通に英語での会話ができることは、世界の科学者にとっては当たり前のことなのであります」とも言われました。改めて、英語教育の重要性を強く認識いたしました。もう一方で、個性を尊重する教育の必要性についても同時に強調しておられましたこともつけ加えさせていただきます。

以上の観点からも、当町においては特色ある英語教育の先進的な取り組みであるイングリッシュシャワールームの開設をすることを提案をさせていただきます。

早川教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 道下議員の英語語学力向上を図る上で、特色あるイングリッシュシャワールームの開設を提案についてお答えいたします。

英語力の向上はグローバルな人材を育成する重要な要素として、教育の分野のみならず、すべての分野に共通する課題とされております。ご質問内容にもありますとおり、昨年シグナスでご講演いただきました脳科学者の茂木健一郎さんも英語力の重要性をお話しされておられました。

さて本町の取り組みについてですが、まずALT2名とCIR1名を配置していただいております。小中学校での英語活動補助や国際交流活動を推進しております。

次に、道下議員を初め、多くの議員の皆さん方にご支援をいただきまして、平成17年度より8回、毎年10名の中学生をオーストラリアに派遣し、平成24年度には本町の中学校とクイーンズランド州立ノーザン・ビーチス校が姉妹校となりました。この9月末には、ノーザン・ビーチス校の生徒の初めての受け入れに至っております。今後も海外姉妹校との交流、国際交流を推進いたしまして、同年代の生徒たちと英語を通じて切磋琢磨する経験を多く積ませていきたいというふうに考えております。

また、町の教育センターでは、これまでに5回、年に1回行ってきましたけども、5回の英語スピーチコンテストを開催しております。年々出場を希望する児童生徒数がふえてまいりました。そして、その英語会話力の向上には、実に目を見張るものがあるというふうに感じております。

そして今年度は、また新たな取り組みを行いました。夏休み期間中に小中学生を対象としたイングリッシュクラスを計3回実施いたしました。約50名の参加があり、小学生はALTや国際交流推進員と一緒にゲームなどを通して、楽しみながら英語に親しみ、中学生は英会話、リスニング、英語コラム読書感想等の交換を行いました。同様の企画は、つばた幼稚園でも10月と1月に実施を予定しております。就学前の園児にも生きた英語に触れる機会を多く提供していきたいと考えております。

今後もALTなどをさらに活用していくとともに、ICTを効果的に用いた海外との交流学习や英語科教員の指導力向上なども含めて、より効果的な英語学習ができるような環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

ご提案をいただきましたイングリッシュシャワーームの設置についてですが、名称はともかくといたしまして、休み時間や給食時間の活用も含め、あるいは空き時間の活用も含め、どういう形でどうできるかを検討していきたいというふうに考えております。津幡町の未来を担う子どもたちのために英語力を高める体制をこれからも整備をしてまいりたいというふうに考えております。

答弁を終わります。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。ぜひとも前向きな検討をお願いをしたいと思います。

それでは続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

骨髓移植提供者（ドナー）を支援する助成制度の創設をということで提案をさせていただきます。

難病に苦しむ患者を救うための画期的な法律が昨年9月に成立しました。白血病や重い貧血などの有力な治療法である造血幹細胞移植、具体的には骨髓、末梢血幹細胞、臍帯血移植を促進するための造血幹細胞移植推進法であります。この法律は、患者の命を守るために各移植財団や公的バンク、学会などが力を合わせ、衆参両院とも全会一致での成立にこぎつけることができました。そのど真ん中で汗をかいてきたのが公明党でございます。この法律によって公的バンクは国の許可制となりました。基本理念には、移植機会の公平化や細胞の安全性の確保のほか、提供者の健康の保護、臍帯血品質の確保などを掲げ、適切な管理を義務づけるものです。その一方で、安定した事業運営ができるよう、国が財政面の援助を行うことが盛り込まれました。公的バンクの安定的な運営が実現することで、初めて造血幹細胞が適切に提供されることになります。2014年3月までに法施行の予定ありますが、移植用臍帯血の品質基準づくりなどを着実に進め、できる限り早い段階での施行を目指してほしいと思っております。

造血幹細胞は、赤血球や白血球、血小板をつくり出すもとになっている細胞です。骨髓のほか、出産で得られるへその緒や胎盤の臍帯血などに存在するものです。白血球の型が合う骨髓の提供者のあっせんを骨髓バンクが行い、臍帯血の調整や保管を臍帯血バンクがそれぞれ担ってきましたが、法的な位置づけがなかったためにバンク運営は財政的な基盤が不安定で、存続すら危ぶま

れるバンクも出ておりました。そして法整備が急がれておりました。公明党はかつて220万人を超える署名を集め、1998年に臍帯血移植手術への保険適用を、翌99年には公的バンク設立を実現してきました。今回の推進法の成立に向けて党独自法案を取りまとめ、その後、当時野党4党で法案を国会に提出し、衆参両院とも全会一致で成立したのであります。

今後は、骨髄バンクへの登録者数をふやすこと、また白血病などを治療するための骨髄移植に必要なドナー（提供者）をふやすことが今後の大きな課題となります。ドナー（提供者）をふやすための取り組みとして、静岡県清水町ではドナー助成制度を設けたそうであります。骨髄を提供しようとする場合、採血や骨髄採取などで通常1週間程度の入通院が必要となるため、働いている人や企業には、経済的にも時間的にも負担がかかります。そこで、経済的負担を軽減し、ドナーを支援しようということで、ドナーご本人に1日2万円、ほかにドナーが勤務する町内の事業所に1日1万円を交付することにしました。交付対象となるのは、健康診断や骨髄採取などに必要な入通院の日数で7日間が限度となっているそうです。同町は今年度、2人分42万円の予算をつけ、これをきっかけにドナー支援の動きが他の自治体にも広がってくればドナーもふえ、移植を待っている患者さんの希望も広がるのではと期待しているとのことであります。先日、私の友人の1人が現在、白血病と闘っており、先月、骨髄移植することができました。移植後の経過が順調だと聞いて、大変喜んでおります。それもこれも、ドナーの提供者の真心のおかげさまであります。ドナー助成制度については、内灘町でも同様の動きがあるそうであります。進んでドナー登録をしてくれるような環境をつくることは、多くの命をつなぐことに直接つながります。そのためには、ドナーをふやすための取り組みが欠かせません。当町にあっても、ドナーを支援するドナー助成制度創設の提案をいたします。

矢田町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 骨髄移植提供者を支援する助成制度の創設をとのご質問にお答えをいたします。

骨髄移植は、白血病や再生不良性貧血などの血液難病の患者に骨髄移植提供者、いわゆるドナーの正常な骨髄細胞を点滴で静脈内に注入して移植する治療で、我が国では平成3年に骨髄バンクとして骨髄移植推進財団が設置され、翌年からドナーおよび患者登録の受け付けが開始されたと聞いております。平成24年9月には、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律が公布され、移植を希望される患者さんに対して国の責任のもとでより適切な移植が行われることが期待をされているところでございます。平成25年7月末現在、全国に約43万4,000人、石川県内では4,686人の方がドナー登録をしており、この20年間で骨髄バンクを介して行われた骨髄移植は1万5,000例を超えていると聞いております。

しかし、実際に骨髄を提供するには、事前検査や骨髄採取のために10日間程度の入通院が必要であると言われております。そのためのドナーの入通院費用負担はありませんが、仕事をされているドナーはその間の休業補償がなく、経済的負担等で不安を感じられる方もいることが推察されます。また、ドナーが勤務する事業者にとりましては、骨髄提供のためにドナーが休むことによる仕事への影響が懸念されております。

道下議員が言われるとおり現在、全国で20余りの自治体が骨髄移植に係るドナーや事業者への助成を行っている聞いております。本町といたしましても、ドナー登録をしている方が安心し

て骨髓を提供できる環境を整備していくため、先進自治体の事例を調査、研究し、骨髓移植助成制度の創設に向けた検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ぜひとも前向きな対処をお願いをしたいと思います。

続きまして、3点目の質問に移らせていただきます。

温水プール計画用地の新提案をさせていただきます。

温水プール計画については、第四次総合計画を作成する前のアンケート調査結果の中で、町民からの要望で当時一番人気でありました。私が議員1年生になった10年前から折に触れて一般質問を行い続け、研究もし続けてまいりました。また、矢田町長の選挙公約の一つでもあり、少しでも早く実現をしていただきたいと願っている一人であります。町長はできるだけ早い時期に実現をしていきたい旨を一般質問のたびに丁寧に答えておられましたが、まだ形にあらわれていないのが現状でございます。その原因を私なりに分析してみますと、温水プール建設とその運営費用をできれば民間企業の進出という形で実現ができることを一番の理想と考え、民間企業の参入をずっと待ち続けてきたことであります。少しでも町負担を減らしたいという方向で最大限努力をしてこられたものと理解をいたしております。が、厳しい景気状態の中で手を挙げる民間企業がなかなか出てこないのが実情であると思っております。以前、私のほうからのご縁のあった民間事業者の方をご紹介をさせていただいたこともありましたが、これまでに話がまとまることはなかったようであります。

その後、私なりに実現に向けての建設計画用地について条件を整理して考えてみました。1番目、町中心付近にあって、自転車で気軽に子どもたちやお年寄りも通うことができる地の利が重要であること。2番目には、さらに町なか以外の郊外の町民でも健康づくりや気分転換を含めて、プール帰りに買い物ができるような繁華街に近い場所が理想的であること。3番目に、現代は自動車社会でありますので、駐車場は十分に確保できることは絶対条件です。4番目、もしも町が建設することになるような場合は、土地購入費はできるだけ安く抑えたい。5番目に、また一方で、町民からの希望の多い施設であるファミリーレストラン等が入れるスペースもセットで考えられるところであればより人気の高い施設となり、より採算性の向上が相乗効果として考えることができるような広さが理想的です。

以上のような立地条件を私なりに調査、研究してまいりましたが、なかなかこれぞという案件が見当たらず悩んでいたところに、私の友人からヒントをいただいたのはこちらの案でございます。それは、役場庁舎、福祉センター横の津幡中央公園の敷地利用であります。落ちついて考えれば考えるほど、先ほど挙げた5条件をクリアできる一番の物件であることが理解できます。

中央公園はシグナス通りから向かって眺めてみますと、公園左側は子ども用の遊具が多く設置してあります遊具コーナーがあります。そこは夏休みということもあって大変にぎやかに、多くの子どもたちが楽しく遊んでおりました。きゃあきゃあと無邪気な子どもたちの声が聞こえて、いつの間にかかわいい子どもたちの光景に見とれているうちに、心なしか気持ちが和むのを覚えました。そのスペースはこのまま残すべきだなと直感的に思いました。公園の中央部分は大きな円形の芝生の広場としていろいろ利用されているのだろうなと思いました。そして、その周囲を回るようにして大きな木立を縫いながら、グラウンドゴルフコースがセットされておりました。

そこでは、西日を避けながら数人の町民が練習に励んでいる様子も見ることができました。そこで思ったことは、このグラウンドゴルフコースもできるだけ残せたらいいな、こう思いました。もう一つ、その中央公園の芝生の広場奥に矢田富雄先生の顕彰碑がありました。大変立派な石碑であり、歴史を感じるものでありました。言うまでもなく、矢田富雄先生は現矢田町長のお父さまであります。県議会議長を経験され、津幡町はもとより、石川県や旧河北郡のリーダーとして地域の発展のために尽力いただいた大先輩であり、大功労者であるとの碑文で紹介をされておりました。町民は、今後もその功労に対し顕彰の気持ちは変わらないと思いますので、顕彰碑は大切にしていける必要があると思います。そういう意味から、温水プール建設に直接影響がなければ、現在の場所でできるだけ残すべきであると思います。ただ、どうしても残すことが難しいようであれば、しかるべきよい場所への移動も考える必要が出てくるかもしれません。詳細については基本計画で考えるべき内容でありますので、同時に検討すべき内容であると思いました。この中央公園内での温水プール建設計画用地とする提案は、最初に述べました5条件をクリアできる一番よい候補地ではないかと思いましたので、今回提案をさせていただきました。

現在、町のほうでいろいろな候補地を含めて検討中だとは思いますが、この提案についてどうお考えでしょうか。

矢田町長よりお聞かせいただきたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 温水プール建設計画用地の新提案というご質問にお答えいたします。

現在、温水プール計画は、町職員で構成する基本構想プロジェクトチームを中心に進めているところでございます。先月7日にプロジェクトチームが他県の温水プール施設を視察しております。その内容は住宅地から少し遠く、バスの本数も少ない場所であっても、いろいろな工夫と良好なサービスの運営で住民の皆さんからの人気が高く、利用人数が多いものもあって聞いております。道下議員のご意見のとおり、自転車で通える場所であること、駐車場スペースを十分に確保できることは、町民皆さんの身近にあるプールとして大切な要素であります。また、体が不自由な方々や高齢者の方々が車の送迎により来場することができる、だれもが使えるプールとしても、駐車場の充実は欠かせないものであります。それらの利便性を兼ね、繁華街から近く、またファミリーレストランなどの飲食店が入ることができることで採算性を勘案した立地、そして土地購入費等初期費用を抑えることができるとして津幡中央公園の一部を建設予定地とするご提案についてですけれども、都市計画法や都市公園法の規定により建設可能な規模が制限されることもあります。建設計画地の可能性の一つとして、すでに検討することとしております。

いずれにいたしましても、各事例を参考とし、規模、設備、運営、費用等について幾つかの候補地を比較検討をしながら、津幡町に適した温水プール施設になるよう、これからも協議、検討を行い、基本構想を策定してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 温水プールにつきましては、できるだけ早い時期に、皆さん期待しておりますのでお願いをしたいというふうに思います。

それでは続きまして、4番目の質問に移らせていただきます。

降雨災害対策を万全にせよということで質問させていただきます。

先月23日から24日にかけての集中豪雨で、町内でも洪水被害がありました。新聞でも写真が掲載されました下矢田地内の床下浸水や水田の浸水被害により、農機具の被害や農作物被害等が広い範囲にわたっていました。また、上大田地区でも水田の浸水による農作物被害があったことも聞いております。上矢田、中山の洪水被害も聞いております。被災された方々には、この場をおかりしましてお見舞いを申し上げます。下矢田地内では、レスキュー隊によりボートで救助されたご婦人は「本当に怖かった。50年以上住んでいるが、こんなのは初めてだ」と、そのときの恐怖感を語ってくれました。そのとき私は思いました。何とかしなければならぬということで、今回の一般質問となったわけでございます。昨日、夕方の集中豪雨の後にも気になって見に行ってきました。もう少しで堤防また橋を越しそうなところまで能瀬川の水面が上がっていましたが、その後雨が弱くなったので大丈夫だと思い、帰ってまいりました。それも、たった30分間ほどのどしゃ降りの集中豪雨でありました。たった30分の豪雨で危険な状態になってしまうのであります。

近年の集中豪雨の原因は、地球温暖化の影響とも言われておりますが、国や自治体が基準としている50年確率である1時間に50ミリの降雨基準での防災対策では、もう対応が十分でなくなっていることが明らかになってきていると思います。津幡町ではまだ死亡者やけが人等の被害は出ておりませんが、全国では毎日のように被害報道が続いています。今となれば、降雨基準に問題があると思います。基準である1時間に50ミリを超える雨が降れば、河川のはんらんにつながる可能性がぐんとアップしてしまいます。近年は、全国では50ミリを超え、100ミリを超えるようなこともしばしばの状況であり、大変危険であります。また、河北潟への排水機場についても、基準は時間50ミリが基準となっているようで、大雨のときはいつも内心、大変心配をしております。同様の問題があり、これからの時代はいつ50ミリを超えるか分かりません。

根本的な災害対策基準の問題であります。今後、洪水被害が出ないような万全な対策についてどう考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

矢田町長お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 降雨災害対策を万全にせよとのご質問にお答えいたします。

これまでの50年確率を基準とした災害基準はすでに通用しなくなっている、今後の対策はどうするのかとのご質問でございますけれども、風水害につきましては、平成23年9月の台風23号の紀伊半島大水害や平成24年7月の九州北部地方の豪雨災害、ことしに入ってから8月上旬に発生した秋田県での豪雨災害や8月下旬に発生した山陰地方の豪雨災害など、国内各地で豪雨等による災害が発生しております。全国の災害の発生状況を見ましても、これまでの想定されてきた基準はすでに通用しなくなっているようであります。気象庁でも、これまでの災害で警報を初めとする防災情報により重大な災害への警戒を呼びかけたものの、十分に伝わらず、迅速な避難行動に結びつかなかったことを踏まえて、大規模な災害が切迫していることを伝えるために、新たに本年8月30日から命を守る行動を呼びかける特別警報を創設し、運用しております。

今回の災害を踏まえての対策として、河川の管理者と検証しながら、堆積土砂の除去や改修など、浸水被害の減災に向けて進めていきたいと思っております。なお、大規模な河川改修を実施するこ

とは、現在の町の予算や国の補助制度から考えて不可能であると考えております。また、たとえ50年確率を基準とした対策を講じて、それ以上の災害が発生するおそれもあり、被害を完全に防ぐことは不可能であると思います。豪雨災害の際に人的被害等が発生しないよう、自分たちの地域は自分たちで守るという地域での防災意識を高め、また命を守る行動をとるためにも、ふだんから防災意識を高め、避難場所等を把握し、どのような行動をすればよいのかを考えておくことが大切であると思います。

また、河北潟沿岸部に配置しております排水機場は農地の浸水を防ぐことを目的として設置されております。多額の費用がかかる排水機場は、補助事業の活用が欠かせず、農林水産省の補助事業基準に基づき、20年確率による降雨を基準として整備を行っていることから、50年確率を超えた基準での整備、拡充は大変難しい状況であります。現実的な問題として豪雨災害が発生していることから、幅広い情報収集に努め、少しでも早く排水機の運転をするなど、現在の設備を最大限に生かして対策に当たりたいと思います。しかしながら、近年全国各地で見られます豪雨被害から、国の基準の見直しや排水対策事業の拡充など、事業の改善が考えられますので、情報を注視し、必要な箇所にできる限りの対策を施していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ただいまの答弁では50年確率をすぐ見直すのは難しいということで、私も理解をできます。それはおっしゃるとおりですが、何とか厳しい状態になるだろうと想定されるところについて、そのときにはこうやるっていうことをはっきりと防災対策といいますかの中でくみ上げておいていただいて、いざというときにはすぐ出動できる体制をつくっていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、5番目の質問に移らせていただきます。

情報メール配信サービスの項目をふやし、項目選択制にすることを提案いたします。

当町では現在、防災、気象、火災、消防、防犯、交通についてのメール配信サービスが行われています。このサービスを受けるには、あらかじめメール受信登録をする必要があります。町の広報紙等に印刷してあります四角いバーコードであるQRコードを利用した登録方法もありまして、意外と簡単に登録ができて大変便利なものでありますので、利用しておられない方はぜひ利用していただきたいと思います。

このメール配信サービスでは、気象情報のほかにクマ出没情報や火災情報、特別な犯罪情報、不審者情報、交通事故情報など、生活に必要な特別情報がいち早く手元に届くことは大変ありがたいことであります。最近、ある町民の方から提案をいただいたのですが、そのメール配信サービスの項目にお隣かほく市では市のニュースも配信されているらしいと聞きました。ぜひ津幡町でも提案してもらいたいとのことでありますので、項目を加えていただきたいことを今回提案をさせていただきます。

また、白山市では余りにも項目が多過ぎると混雑してしまうことも考えられるので、個人で項目を選べる項目選択制にしているということも聞き、よいことだなとも思いました。

以上のことから、津幡町としては、これまでの防災メールに加えて町のニュースも配信できるように発展させていただきたいと思います。あわせて、項目を選択できるような柔軟性を持たせられれば、なお利便性が向上するのではないかと思いますので、同時に提案をいたします。

矢田町長、いかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 情報メール配信サービス項目をふやし、項目選択制を提案するとのご質問にお答えいたします。

当町では平成18年9月から防災メール配信を開始いたしましたが、メール配信の遅延解消のため、昨年7月1日からメール配信システムを新システムに移行し、配信能力も大幅に向上したことから、登録をされている方にも評価を得ております。システム改修に伴いまして、配信内容を4項目の中から選択できるものとし、防災・気象の項目では気象警報、地震、避難勧告や避難指示などが主な配信情報となっております。火災・消防の項目では主に火災情報を、防犯・交通の項目では犯罪、不審者情報などを配信することとしております。生活・その他の項目では今年度何度も配信しておりますクマ目撃情報や行方不明者の捜索に当たり、情報提供を呼びかける情報を配信しております。新たに登録される方につきましては、4つの項目から必要な項目のみを選択し、情報を取得されているようですが、以前からシステムにご登録いただいている方は新システムに移行し、項目別の情報を取得ができることを気づかずに利用している方も多数いらっしゃるようでございます。

かほく市では安全、安心に係るもののほか、かほくチャンネル番組ガイドや学校ごとの学校情報を提供しているようですし、白山市は観光情報やイベント情報の項目を設けて情報を提供しているようでございます。津幡町では生活・その他の項目でイベント情報等のメール配信も可能ではございますが、メールの配信頻度が多くなればメール受信を煩わしく思われている方も多いの現状でもあり、メール配信サービス全体の解除が懸念されることから見送っているところでございます。現実には、登録の解除を防ぐために、メール配信の時間帯もできる限り夜間の配信等は控えるよう、受信される方に配慮し、送信しているところでございます。このことから、当初の目的の安全、安心に特化した形で今後も運用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

今ほどは夜中のメール配信は配慮しているということでお聞きました。実は、私も夜中に雨の災害の例えば警報とかがですね、解除になっているのに、次の朝しかメール配信してこないのちょっと遅いなというふうなことなんですけど、そういう配慮があったということを今回気づかせていただきましてありがとうございます。また今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、最後の6番目の質問に移らせていただきます。

観光対策委員会の設置を再度提案するということで質問させていただきます。

平成27年4月には北陸新幹線が開業し、熾烈な観光誘客合戦が始まります。正しくは始まるというよりも、これまで準備してきたことのよい成果が出るのか出ないのかの結果が出る時期がもう目の前、1年半後だということになります。平成22年12月議会で総合観光対策プロジェクトチームの設置を提案いたしましたときの答弁で、町長は「既存の産業建設部内の観光交通室で北陸新幹線の開通を見据えた観光振興策に取り組んでいる」との答弁でありました。そこでの成果は

どうだったのでしょうか。

また、プロジェクトチーム設置規程をすでに定めており、これまでふるさとCMの制作を課題に各課の職員が選任され、取り組んでいるとのことでありましたが、ふるさとCMの制作課題のためのプロジェクトチームのレベルの話が私がしていたわけではありません。あれから約2年半が経過いたしました、私が訴えたレベルの対策は進んだのでしょうか。また、準備は十分にできているのでしょうか。

平成27年新幹線で金沢におりた観光客は、さて何人がどんな思いで津幡町を目指してくるのでしょうか。どうしても津幡町に立ち寄りたいと思わせる理由づけはできたのでしょうか。そう思わせるための仕掛けづくりを考え、受け入れ準備をして、帰り際にはたくさんの津幡町の観光土産を買ってもらって帰る。そのストーリーが大事なのだと思います。また、そうなるための準備ができなければ、観光客のほとんどを観光文化都市金沢と世界農業遺産の能登半島と加賀観光温泉にとられてしまうと思います。そういう意味からハイレベルの観光対策が津幡町に必要ということは随分前からだれでも分かっていることであり、これまでに幾度も提案してきたこともあります。

それを準備するための案を練る観光対策委員会を外部の有識者や情熱のある委員に参加していただき、方向性を検討、決定し、具体的な事務作業は観光交通室で行うような形で準備を進めることがよいのではないかとこのことを再度提案いたします。もう時間がありません。最後のチャンスだと思います。万全な対策を準備して平成27年を迎えていきたいと思っています。同じく27年は、全国市町村レガッタも津幡町で開催予定となっております。

矢田町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 観光対策委員会の設置を再度提案することのご質問にお答えいたします。

本町の観光推進業務につきましては、平成24年4月の機構改革で、業務が多岐にわたっていた産業経済課を2課に分けたことにより、産業経済課観光交通室から交流経済課観光交通係としております。その体制で引き続き町の観光推進業務や町営バスのほか、新幹線対策、並行在来線対策などの交通関係行政の業務に取り組んでいるところでございます。

ご質問にもありますとおり、北陸新幹線金沢開業を1年半後に控え、町内観光地への誘客が大きな課題でもあり、今後に向けた大きな期待の一つにもなっているところでございます。中でも「義仲と巴」と題したNHK大河ドラマ化につきましては、当町を含む4県34市町村で構成する義仲と巴広域連携会議が北陸新幹線金沢開業の翌年である平成28年の放映を目標として誘致推進活動を行っております。目標どおり放映されるためには、ことしから来年が正念場であり、富山県小矢部市を初め、関係自治体等とも協力しながら、今まで以上に誘致推進活動に力を注ぐことが極めて重要であると認識しております。

さて、ご質問の観光対策委員会の設置についてでございますが、平成22年12月議会定例会での道下議員のご質問に答弁させていただきましたとおり、大河ドラマ誘致に関しましては大河ドラマ誘致推進協議会および実行委員会が誘致活動の中心として引き続き取り組んでいただいております。また、物産や観光振興につきましては、町観光協会や町観光ボランティアガイド、町商工会および関係機関と連携し、町内外で開催されますイベントへの積極的参加も含め、組織力を生

かした取り組みを展開し、対応したいと考えているところでございます。具体的には、町商工会青年部が推進しております「つ〜バーガー」やご当地の食として知名度がある「倶利伽羅そば」、「おまん小豆」を活用した商品などの町物産の売り込みの強化に加え、県内初の森林セラピー基地に認定されました石川県森林公園の観光誘客のため、森林公園地域振興会と金沢森林組合からなるエコグループが取り組むPR活動の支援などでございます。また現在、河北郡市1市2町の観光に関する河北エリア北陸新幹線開業対策ワーキンググループを各市町担当職員などで組織し、県首都圏戦略課職員のアドバイスを受けながら、観光誘客に向けた河北エリアでの観光コースの設定と商品化に向けた取り組みを本年5月から開始したところでございます。この組織のほか、県観光戦略部や県観光連盟、北陸広域観光推進協議会等とも連携し、情報提供を受けながら広域的観点からの本町の観光PRに努めているところでございます。

今後は、これら既存の組織と連携し、観光客の皆さまが本町を満喫していただけるよう、多様な観光施策に取り組んでまいりたいと思いますので、皆さまのご支援、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

いよいよ1年半後の一番大変な時期といえますか、忙しい時期になってまいりました。何とか息切れせずにですね、27年を迎えられるように、ぜひとも期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、16番 洲崎正昭議員。

〔16番 洲崎正昭議員 登壇〕

○16番 洲崎正昭議員 9月会議の最後の質問者となりましたけれども、皆さんには大変お疲れだろうと思いますし、また外は大きな雨が降っておりますのでそれも気になられてらっしゃると思いますけれども、しばらくお時間をいただきたいなというふうに思います。実は先ほど、休憩中に先輩議員から「おい、お前、いつから以来の質問やいや」ということを聞かれたんですけども、私自身が何年何月が最後の質問だったか覚えてないくらい久しぶりの一般質問になりますけれども、恐らくここにいらっしゃる議員の方の半数以上の方々、私の一般質問を聞かせたことがないだろうと思います。年寄りが今さらと思われずに、おつき合いを願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これまで私は、私なりに執行部に対し、さまざまな局面で意見を申し上げてきましたが、やはり一般質問という本会議の場で質問し、意見を申し上げることによって、議員の皆さん方はもちろんのこと、町民の方々とも問題意識を共有できるのではと思い立ち、この壇上に立った次第であります。

本日は、3点について質問をいたします。

まず最初でありますけれども、6月会議前に中条地区振興会から要望書として提出されましたJR津幡駅東側改札口の整備についてお尋ねをしようと思っておりますが、その前に、6月会議で黒田議員から質問があった倶利伽羅駅と津幡駅間の新駅建設について、現在の進捗状況につい

てお聞きいたします。

と申しますのも、そのときの答弁では、新駅設置は3億円以上が必要と試算されましたが、定住促進にもつながるため関係機関と検討していくとの答えであったように記憶しております。ただその後、7月中旬ごろに、この件についてテレビ、新聞等で取り上げられておりました。この時期外れとも思えるようなときに報道されたということは、この新駅について何か進展があったのかどうか。この点についてお答えをいただきたいと思います。私自身も、この新駅ができるとするならば、運動公園や倶利伽羅塾の利便性も高まり、また現在計画中の農業公園の整備にも弾みがつくものと考えており、ぜひ実現をしていただきたいなと思っている一人でもあります。

さて、この新駅も重要課題であります。冒頭に申し上げましたＪＲ津幡駅の東側改札口整備についてであります。ＪＲ津幡駅は今年度、駅前駐輪場が約3億2,000万円で全面改築され、自転車、バイクを合わせて715台収容の駐輪場として整備され、さらにその屋上は35台収容の自動車の駐車場として整備されることとなっております。近々工事に着工されることとなっております。また、津幡駅構内の歩道橋もＪＲ、県、町の予算を合わせて約5億7,000万円ほどでバリアフリー化事業としてエレベーターの設置と歩道橋の新設が25、26年の2か年事業として計画され、この工事も近々着工されることとなっております。

私ごとになりますけれども、東京にいました私のおばが足が悪くて車いすを利用しておりました。私の家へ墓参りで帰ってくるとき、津幡駅にはエレベーターがないため金沢駅でおりて、タクシーで私の家まで来ておりました。そのときいつも「エレベーターがあれば、若いとき利用した津幡駅でおりることができるのに」とよく言われたことを思い出し、町民の待ち望んだ施設がようやくできるとの思いで、大変喜んでいるところであります。

少し前置きが長くなりましたけれども、ＪＲ津幡駅の東側は、平成16年3月に制定されました津幡町都市計画マスタープランの将来地域構造図（南部地域）では「森林保全ゾーンとあわせて、中高層モデル住宅ゾーン、石川高専に隣接して研究型企业等誘致ゾーン、また沿道サービス型工業ゾーンを想定し、さらに景観形成の方針として駅から石川高専周辺に至る道路においては、安全な歩行空間の創設を駅東広場の整備を含めて検討します」とされております。平成16年3月制定後、この構想は全く検討もされていないようではありますが、これも無理からぬことだと思っております。その時々を経済情勢や町の財政状況等、さまざまな要因で一朝一夕に実現するようなものではないことも十分認識をしております。しかし、この全く手のつけられなかった状況が今回、町当局が少しやる気を出せばできるのではという状況が生まれてきております。ＪＲや県との協議はもちろん必要であります。バリアフリー化事業での歩道橋をもう一スパン延ばし、東口を設置することは不可能ではないと思われます。幸い、駅東側には今は使用されていないＪＲの貨物ヤードの敷地があります。これを利用させていただければ可能だろうと思っております。東側改札口が実現すれば、石川高専の学生さんの通学形態が画期的にようになることはもちろんのこと、駅を利用する工場、住宅等の誘致にも弾みがつくと思われます。平成27年春の金沢までの新幹線開通を見据え、津幡町がさらなる発展を目指すためにも必要と言えます。

この点について、町当局の考え方をお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 倶利伽羅地区の新駅とＪＲ津幡駅の東側改札口の設置についてのご質問にお答

えいたします。

まず、ＪＲ倶利伽羅駅とＪＲ津幡駅間の新駅建設につきましては、倶利伽羅地区振興会より要望をいただき、その後、６月会議で黒田議員の質問に「事業費等を含め、さまざまな調査、研究を行っている状況である」と、お答えしたとおりでございます。７月にテレビ報道された中には一部建設スケジュールもあったようでございますが、具体的には何も決まっておりません。今後もＩＲいしかわ鉄道株式会社や関係機関などと連携をとり、検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ＪＲ津幡駅の東側改札口の設置につきましては、洲崎議員のお話のとおり、将来的な土地利用計画や連絡道路、駅前整備等も含め、大きな整備構想であり、事業化には多大な経費や十分な検討が必要であろうかというふうに思います。本町といたしましては、土地利用の方針や交通施設整備を含めた環境整備の方針を定めた上で、地域住民の方々、商工関係者、そして関係機関から構成される協議会等の組織づくりを行い、住民の意見が十分反映された基本計画を策定し、都市計画マスタープランに盛り込み、事業化を図っていきたいと考えております。時間を要するものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、この新駅と津幡駅東口の件につきましては、定住促進、企業誘致、学術振興、観光振興などの分野における将来の津幡町の活性化に大きく寄与できるものと考えております。そして、そのことは津幡町の明るい希望となるものと認識をしており、時間がかかるかもしれませんが、真剣に前向きに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 洲崎議員。

○16番 洲崎正昭議員 都市計画マスタープラン、これは質問ではないんですけれども、都市計画マスタープランに盛り込んでいかれるということでもありますけれども、現実今、都市計画マスタープランには載っているわけなんです。今の答弁では前向きにというご答弁いただきましたので、若干物足りない部分もありますけれども、現時点ではこの程度の答弁かなと思うことにして、

〔議席から笑い声あり〕

これでこの質問を終わりたいと思います。

次は、成人式の開催時期についてお尋ねをしたいと思いますけれども、当町の成人式は皆さんよくご存じのように、ことしも８月15日に開催され、私も出席いたしました。成人を迎えた多くの若者が簡素な服装で出席をしておりました。中にはちょっと若干、んと思うような方もおりましたけれども、大半の方々は簡素な服装で出席をしてらっしゃいました。この真夏の成人式は、昭和44年から実施されているものでありますけれども、以前は輪島市など幾つかの市町で当町と同じように８月に開催されておりました。現在では当町だけとなっております。

１月から８月に変更された理由としては、雪の問題、また８月の場合はお盆の墓参りに帰省する人が多いということ、それと最も大きな理由として、華美な成人式ではなく、だれもが気軽に平服で参加できる簡素化された成人式を目指したものと聞いております。私自身、成人式には当時、学生として東京にいたため、旅費等のこともあり出席しませんでした。また、同級生の女性からは、親に晴れ着を着たいと言えないので参加しないという話も聞いたりもしました。この開催日の変更は、当時の町長の大英断であり、私もこの決定には当時、もろ手を挙げて賛成したものであります。

ただ近年、社会情勢を当時と比べると大きく変貌をとげております。晴れ着等は借りることが常態化しており、比較的安価に着飾ることができるようになりました。それと同時に、女の子の親御さんからは、1月の成人式を望む声も多く聞くようになりました。私は現在の8月の成人式に反対をするものではありません。がしかし、1月の成人式を望む町民の方々の声も無視できないのではと思っております。

また、県内では10市7町が1月に成人式を実施しており、1市が4月に開催しております。そこで、このあたりで町民の方々の意向を調査してみる必要があるのではと思います。これまでのような成人者に対する意向確認ではなく、成人式予備軍とも言える子どもたちを持つ父母の意見を聞いてみてはいかがでしょうか。これは子どもを持つ親すべてでもいいわけでありますけれども、その意見を聞き、このまま8月の成人式がいいのか1月に戻したほうがいいのか検討することも必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 成人式の開催時期についてのご質問にお答えいたします。

津幡町では昭和44年から県下に先駆けて、旧盆の8月に成人式を開催し、定着しております。ことしも去る8月15日に、町外在住者を含む521名の対象者に対し377名の出席をいただき開催いたしました。

成人式の開催時期につきましては、県外の大学への進学者や県外企業への就職者の増加などにより、8月の旧盆の帰省にあわせ成人者が集まりやすいことや年々華美になる成人式を簡素化し、成人者の家庭に対し、晴れ着などに要する負担軽減に配慮するなど、当時の社会情勢などを考慮し、8月開催に至ったものであるというふうに聞いております。また、8月15日の終戦記念日に成人式を開催することにより、成人者が平和宣言を宣誓し、恒久平和の大切さや平和を思う気持ちを後世に継承していくことの大切さを再認識するいい機会だと考えております。

しかしながら、洲崎議員も指摘しておられますように、近年では10市7町が1月に成人式を開催しており、8月開催はいよいよ津幡町だけとなってしまいました。また、過去に成人式出席者を対象に実施したアンケートの回答に「軽装でよかった」や「友人が帰省する旧盆でよかった」などの意見がある一方、「振袖が着たい」、「成人の日の開催がよい」などのさまざまな意見があることも承知いたしております。

夏の成人式の開催も45回を数えております。さらに成人式をよりよいものとするため、将来成人式を迎える子どもたちやその家庭および成人式を終えた方に対しても意向調査を実施し、成人者本人やそのご家族関係者にも満足していただけるような成人式となるように、開催時期や式の内容について、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 洲崎議員。

○16番 洲崎正昭議員 ぜひ一度、調査をして検討いただきたいなと思います。1月成人式を望む方々は、やはり検討して、最終的に8月そのまま続行ということになっても、検討していただくということで納得されるものであるというふうに思いますので、お願いいたします。

それでは最後に3点目でありますけれども、現在町内で実施されております地籍調査についてお尋ねをしたいと思います。

地籍調査は県内では当町を含めて加賀市、かほく市、白山市、志賀町、宝達志水町、中能登町で実施中であります。未着工は七尾市、珠洲市であり、野々市市では完了しております。これは面積が小さいということもありますので、すでに完了しています。また、金沢市を含む5市4町では現在、休止中となっています。石川県全体の進捗率は2012年度現在で14.5パーセントと、全国の進捗率50パーセントに比べ、大幅に低い状況であります。ただその中でも当町の進捗率は、同じく2012年度の数値では7.5パーセントであり、現在進行中の3市4町の中では最も低い値となっております。

地籍調査は、土地の境界を確定した上で土地の面積を確定し、また昔の絵図面が主となっている公図を現地に合ったものに改めることが目的であります。この調査が未実施であったため、過去に阪神・淡路大震災では災害復旧がおくれた地区もあったと聞いており、また東日本大震災後の復旧作業でも土地の境界が確定できず、復旧や都市計画の実施が難航しているようにも聞いております。地籍調査がなされていれば、地権者の立ち会いがなくても境界が確定できます。復旧がより迅速に進んだのではと思われま。

当町でも本年4月4日未明に、彦太郎畠付近を震源とするマグニチュード4.3、震度4の地震が発生しております。

その上、森本・富樫断層帯が当町の直下に存在し、将来、マグニチュード7.2程度の地震が発生する可能性があると言われております。

もし当町で大震災が発生したときの復旧のためにも、この地籍調査は当町にとって非常に重要な事業とも言えます。

当町の地籍調査は第四次総合計画に基づいて実施されているものでありますが、この事業が着手された平成18年度は2,870万円で、これは予算、事業費でありますけれども、2,870万円で川尻地区から着手しております。翌19年度は2,570万円、20年度は1,510万円、21年度は1,960万円で井上、中条地区で調査を実施しています。しかしその後、22年、23年、24年度は1,000万円前後の事業費であります。今年度についても1,150万円の事業費となっております。しかもそのうち、約600万円近くが事務費であります。実質事業費は500万円前後となっている状況であり、事務費に比較して実質、現地に投下できる事業費が非常に少なく、費用対効果の面からも非常に不経済な予算執行と言わざるを得ません。これでは進捗率7.5パーセントも無理からぬことだと思えます。ただし、当町は山間部を多く抱えている関係上、進捗率が低くなることも理解しておりますが、それを差し引いてもお世辞にも進んでいるという状況ではありません。山間部については、ほ場整備や土地改良が実施された地区にはその測量データを利用し、それ以外の土地は地籍調査と山村境界基本調査等をあわせて実施すべきであろうと思われま。いずれにしても、市街地の地籍調査自体が遅々として進んでいない状況は否定できません。

財源の問題もありますが、私はもっと進捗を高める必要があるのではと常々考えておりました。この9月会議が終われば、来年度の予算編成作業に入る時期になります。来期26年度は、財源等が許せば大幅に事業費を増額し、進捗を高めてはいかがでしょうか。あえてこの時期に質問をさせていただくことにいたしました。町としては現在の進捗状況をどのようにとらえているのか。また、今後どのように取り組むつもりでいるのか、お尋ねをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 地籍調査についてのご質問にお答えいたします。

地籍調査事業は1筆ごとの土地について、所在、地番、地目、地積、これらを明らかにすることにより、土地の権利関係の明確化、公共事業の円滑化、災害時の境界の復元および公租公課等の負担の公平化など、土地に関するあらゆる施策に利用できる基礎資料を作成するための重要な事業でございます。

津幡町では平成17年度に川尻地内において初めて事業に着手し、平成21年度までは農地を主として調査を行ってまいりました。平成22年度以降は着手済み地区における農地の調査がほぼ完了したことや平成21年度に閣議決定された第6次国土調査事業十箇年計画で人口集中地区の住宅地を優先的に実施するよう方針が打ち出されたことに伴いまして、住宅地を調査区域として地籍調査事業を推進してまいりました。

ご指摘のとおり現在、町全体の進捗率は平成24年度末で7.5パーセントとなっております。その内訳は、町の面積110.44平方キロメートルから国有林や公有水面等を除外した調査対象面積108.44平方キロメートルのうち、調査済み3.51平方キロメートルと国土調査法第19条第5項に基づくほ場整備事業や土地区画整理事業区域など、国土調査の成果と同一の効果があると指定された4.65平方キロメートルを合わせた8.16平方キロメートルとなるものであります。この進捗率が伸びないのは、国・県の補助金の縮減や住宅地を調査区域としているため、土地1筆当たりの面積が狭いことや土地の境界、権利関係が複雑であるなどの理由から、農地での調査と比較すると調査面積が少なくなるためであります。しかしながら、現在の進捗率の状況からしますと、事業完了までに膨大な年数がかかってしまうこと、また近年、本町や周辺の自治体においても多くの自然災害が発生しており、万が一の災害が発生した際の迅速な復旧のためにも進捗率を上げることは重要であると考えております。

地籍調査に係る事業費につきましては、国費が50パーセント、県費が25パーセント、町が25パーセントとなっておりますが、町の補助対象経費負担分の80パーセントに特別交付税の措置があり、実質の町負担割合は全体の5パーセントで実施できる事業となっております。石川県内では、今年度からこれまで休止していた金沢市、小松市が事業再開し、平成26年度からは七尾市が事業に着手する予定と聞いております。予算的にも厳しい時期でございますが、平成26年度より事業規模を拡大すべく、県はもとより、国に対しましても石川県国土調査推進協議会の会長の立場といたしましても、事業費確保を強く要望してまいりたいと思っているところでございます。

また、当町としましても、より調査の効率化を図り、地籍調査事業を推進したいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○南田孝是議長 洲崎議員。

○16番 洲崎正昭議員 この地籍調査につきましては、やはり住宅地の中に昔からの宅地の中に非常に境界のはっきりしない部分がたくさんあるわけなんです。今、地籍調査が入ってきたらはっきりするわいやという話も地元であることは事実です。やはり一部の方は待ち望んでいることも事実でありますので、今後また進捗率を高めるようお願いをしたいと思います。

以上3点について、本当に久しぶりになりますけれども質問させていただきましたけれども、今、津幡町は執行部から先ほど来、一般質問の中に、前の同僚議員の一般質問にもありましたけれども、定住促進策に見られるように、人口の減少対策やら、それから新幹線開通効果をいかに当町に取

り組むか、また高齢化率が20パーセントを超えるために、当町にも高齢化対策が喫緊の課題となっていることも事実であります。それ以外にさまざまな課題が山積しておりますが、限られた財源の中で、住んでよかった、住みよいまちづくりに執行部としてもさらに邁進していただきますことを熱望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で16番 洲崎正昭議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜閉 議＞

○南田孝是議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4 時29分

平成25年 9 月11日（水）

○出席議員（18名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	岡 本 昌 広	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	田 縁 義 信	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	吉 岡 洋
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	総務課長補佐	山 崎 明 人
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第2号）

平成25年9月11日（水）午前10時開議

日程第1 議案第59号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第3号）から
議案第74号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（萩坂分団車）CD-I型）
まで

請願第7号から請願第11号まで

陳情第6号

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）

日程第3 議会議案第7号 森林吸収源対策および地球温暖化対策に関する地方の財源確保の
ための意見書から

議会議案第9号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書まで

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第2号の2）

追加日程第1 議案上程（議案第75号）

（質疑・委員会付託）

議案第75号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

（休憩）

議案第75号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

追加日程第2 議会議案第10号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書および

議会議案第11号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 日程第1 議案第59号から議案第74号まで、請願第7号から請願第11号までおよび陳情第6号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

森山時夫総務常任委員長。

〔森山時夫総務常任委員長 登壇〕

○森山時夫総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第59号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第8項 防災費

第9款 消防費 第1項 消防費

第2表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第66号 津幡町税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第67号 津幡町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例について、

議案第68号 津幡町環境整備基金条例について、

以上、2件の条例の制定については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第69号 津幡町税条例の一部を改正する条例について、
議案第70号 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第72号 市と町との境界変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第74号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（萩坂分団車）CD—I型）は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第7号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第10号 「米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止」を国に求める請願、

請願第11号 「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願、

以上、2件の請願については、いずれも全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄文教福祉常任委員長。

〔角井外喜雄文教福祉常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第59号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第1項 教育総務費から

第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第60号 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、

議案第61号 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第65号 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第71号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全会一致を

もって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、陳情第6号 国の教育予算を拡充することについては、賛成少数により不採択といたしました。

なお、文教福祉常任委員会から教育予算の拡充を求める意見書として新たなものを提出することといたしましたので、ご報告いたします。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 酒井義光産業建設常任委員長。

〔酒井義光産業建設常任委員長 登壇〕

○酒井義光産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第59号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
第8款 土木費	第2項 道路橋梁費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 公共土木施設災害復旧費
	第2項 農林水産施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第62号 平成25年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第63号 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第64号 平成25年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）、

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第73号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第8号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第9号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

なお、産業建設常任委員会から鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書として新たなものを提出することとしましたので、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 私は請願7号と請願8号には反対討論を、請願10号と請願11号には賛成討論をします。

初めに、請願7号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書の提出を求める請願に反対の意見を述べます。東日本大震災後、地震が頻発し、今後また大きな地震に見舞われるのではないかというおそれがあります。さらに豪雨、竜巻など、大規模な被害が日本列島を襲っています。経験したことのないようなというような修飾語が何度使われたことでしょうか。したがって、請願に書かれていますように、高度経済成長期に整備されたライフラインや社会資本の老朽化に対して計画的な長寿命化を早期に行うことは、ぜひとも必要なことです。

しかし、政府への具体的な要望の中に防災・減災等に資する国土強靱化基本法を滑り込ませ、対策を強化することを求めることには警戒が必要です。私も初めのうちは大切な政策だと思っておりましたが、この法律を使って何が行われてきたかを見ると、安易に賛成するわけにはいきません。

安倍政権下で阿蘇くじゅう国立公園内で立野ダム建設が強引に進められようとしています。立野ダムはダム建設ラッシュの一段落した1983年に事業を開始したものの、30年間本体工事が着手されないままでした。国土強靱化を掲げる安倍政権は今年度28億円の予算を計上し、来年度は37億9,000万円を概算要求しています。市民団体立野ダムによらない自然と生活を守る会の中島康代表は、次のように話しています。「阿蘇カルデラの切れ目は最も地盤の弱いところ。建設予定地一帯は断層が集中し、溶岩が冷却した割れ目だらけです。工事では地盤の強度を高めるためセメントミルクを大規模に注入するとしていますが、それだけ岩盤が弱いということです。地すべり等の危険がつきまといまいます。熊本市の洪水流量のうち立野ダムで洪水調整するのは、わずか8パーセント。ダム以外の代替案で十分対応可能です。例えば水田の保全、河川改修、遊水池の整備、荒れた人工林の間伐などをこそ提案します」というふうに話しています。

ダム建設は、費用が当初見込まれるよりどんどん膨らみます。当初予定の総事業費に匹敵する425億円がすでに使われ、総事業費は2倍の917億円を見込むようになりました。ダム建設は大手ゼネコンがもうかるだけで、地域経済の活性化にはなりません。

国土強靱化という政策は、公共事業をばらまき、大手ゼネコンがもうかる仕組みをつくる隠れみのになっている危険性があります。国土強靱化の名で莫大なお金が使われることになるので、この請願には反対します。

次に、請願第8号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出を求める請願について、反対意見を述べます。請願には、若者の置かれている厳しい現状や若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指すということについてはそのとおりだと思います。雇用のルールを確立し、労働基準法が遵守される社会になることは、若い世代だけでなく、すべての世代に共通する願いです。しかし、この請願には地域限定、労働時間限定の正社員制度を導入するようという要望が入っています。この制度が導入されると、さきに述べた社会実現とは相入れない制度となりますので、反対します。

この限定正社員制度、またの名を首切り自由化法案と呼ばれている制度です。この制度は安倍政権の成長戦略として提唱されているものです。成長戦略とは聞こえがいいわけですが、実態は企業が成長するために必要な政策、つまり人件費を削減し、一番大変な解雇を企業にとってもっと楽なものにしようとするものです。安倍政権が一番企業の活動しやすい国をつくると言っていることの中身がこれです。

限定正社員というのは働く地域を限定するというもので、正社員といっても給料は初めから低く設定されています。入社した企業が、自分が入社した企業が他県へかわるとき、出ていくというときには、本人は別の事業所へ移ることはできず、当然解雇となります。いつ解雇になるか分からないような、しかも給料が低く抑えられている労働形態を若者たちは希望しているでしょうか。ノーです。

この請願の1に書いてある正規・非正規の格差是正、子育て支援、最低賃金の引き上げ、ブラック企業に対する立入検査、企業名の公表などにはもちろん賛成ですが、限定正社員の導入を求めているという部分があることから、この請願には反対します。

次に、請願第10号 「米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止」を国に求める請願について賛成の意見を述べます。オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める請願は6月にも提出されましたが、それから3か月の間に米軍機の重大な事故が2回も起こりました。昨日の常任委員会では、そのことは全く話し合われずに不採択になったという報告でしたので、大変残念に思います。

私は2つの観点から反対をしますので、意見を述べます。

一つは、安全かどうかという問題です。米軍機による事故が幾つも幾つも繰り返され、安全が確保されていません。今からいろいろなことを述べますが、これらはしんぶん赤旗と北陸中日新聞から記事を読んで、まとめて述べさせてもらいます。

7月26日には、オスプレイが7月26日、日本時間では27日ですが、アメリカのネバダ州で基地外にハードランディング、硬着陸というそうです、をしました。しかし、実態が明らかになるにつれて、その事故が最も重大な事故であるクラスAであったこと、ハードランディングではなくクラッシュ、墜落と表現されていることが分かりました。機体は火災も起こし、事故機は修復不

能だということです。また、沖縄へ飛び立つはずだった1機のオスプレイの、すみません、沖縄へ飛び立つはずだったオスプレイのうちの1機は岩国の基地に残っています。これは機体に不具合が生じており、飛び立てないということです。オスプレイの機体の左右に回転翼があるという構造上、電気、油圧系統が長くなり、修理に時間がかかるという構造的な欠陥が指摘されています。

さらに、沖縄県民を恐怖に落とした事故はこれだけではありませんでした。8月5日、オスプレイではありませんが、米軍のヘリコプターが沖縄県宜野座村のキャンプ・ハンセン内の山林に墜落しました。地元の消防車も駆けつけましたが入れてはもらえず、原因究明や水源地の安全も確認することはできませんでした。

沖縄以外でも米軍機の事故に恐怖を抱いているのが伊方原発を抱える愛媛県です。四国上空は岩国基地と普天間飛行場を結ぶ米軍機の飛行ルートに当たり、低空飛行訓練も行われています。オスプレイと見られる米軍機が5回飛来。機体やプロペラの動きがはっきり確認できるほど低く飛んでいたこともありました。日米合意では原発上空は飛ばないとなっているのですが、伊方原発の上空を飛んでいたことが確認されています。全国的にも原子力関連施設の上を米軍機が飛んでいることが報告されています。しかも、地元自治体には報告されることはありません。伊方原発に関して重要なことは、この周辺で米軍機による事故が1979年以降9回あるということです。そのうち墜落という大事故は4回です。このように危険な飛行を認めていいのかという問題です。

もう一つの問題は、安保条約とは何かという問題です。6月議会でも日米安保がある限り日本はノーと言えないという意見がありました。しかし、日本は憲法を持つ主権国家です。日本には憲法の上に安保があるのでしょうか。安保条約を読んでも「憲法上の規定に従うことを条件として」というのが第3条にあります。第5条には「自国の憲法上の規定及び手続に従って」と書いてあります。決して安保が憲法の上にあるというわけではありません。日本国民は安保によって守られているのではなく、憲法によって守られているのであって、だめなことはだめという姿勢を政府はアメリカに対してはっきり言うことが重要だと思います。

また、沖縄に配備されている米軍は海兵隊であり、殴り込み部隊とも言われているもので、戦争が起きたときにまず一番に相手国に殴り込んでいく部隊であります。日本を守るための部隊ではありません。もう一つつけ加えておきますが、第2条には「締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め」とあります。これは改定されてからつけ加えたと聞いております。毎年アメリカから日本経済に対する要望が出されています。公共事業をふやせとか郵政民営化をせよという要望は有名ですが、これはこの第2条から来ています。今回のTPP参加もこの延長線上ではないかと思われます。

日本国憲法が名実ともに暮らしの中に生かされるためにも、日米安保という軍事同盟をなくして、これは10条に、申し出があれば、10年以上経過していればできると書いてあります。東アジア全体が、東南アジアのように平和友好条約でつながることがとても大切だと思います。アメリカのほうだけ見ていては世界の情勢が分からないと思いますが、世界はすでに日本国憲法の示す道、国による紛争があっても、それを戦争にはしないという方向で話し合い、外交の道を求めて防ぎます。この2点からこの請願に賛成します。

最後に、請願第11号「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願について、賛成の意見を述べます。消費税増税については、新聞でも賛成、反対の立場がどんな意見なのかという

ことが特集されています。増税賛成の人からは経済が上向き始めていると盛んに言われていますが、私たちの実感としては、給料は上がりず、年金が先延ばしにされ、また減らされていくということもあります。また年金、介護などは上げられ、本当にたまったものではありません。これに消費税が引き上げられたらどうなるのかというたくさんの不安の声を聞いています。ボーナスが上がった企業もありますが、給与の基本給が上がってはいません。そのことが問題です。また、それも一部の企業にとどまっているという状態です。また、物価も上り始めています。秋の臨時国会では社会保障の改悪に向けた手順を決めるプログラム法案が出されようとしていますので、将来的には社会保障の負担分がふえることになり、また受診控えなども広がり、病気の重症化ひいては医療費の増大、それらが懸念されるという状況です。

景気がよくなりかけているというのは、あくまで一部の大企業に限られていまして、今増税されたら、この景気は後戻りすると思います。何しろ経済の6割は国民の購買力にかかっています。甘利大臣が消費税を上げることについて、また大企業への設備投資減税などもするというのを言いましたが、やはり大企業への手当てでしかありません。

そしてもう一つは、この消費税増税が財界からの要望だということで、17パーセント、20パーセントまで引き上げることまで求めています。さらに中小企業、中小零細業者は、消費税を価格に転嫁できないという問題があります。この問題につきましては、湖東さんという元静岡大学の先生が話しておられますので、ちょっと紹介します。「財界がこれほど消費税に執着する理由は、輸出還付金です。消費税の税率が上がるほど、輸出大企業への還付金がふえるわけです。トヨタ自動車は、11年度には約1,700億円還付金をもらっています。輸出大企業に戻ってくる1年間の還付金は全体でおよそ2兆5,000億、上位20社だけで1兆1,751億円にのぼっています。消費税収のうち4分の1は大企業に返してしまうというわけです。反対に、商店や下請けなど、通常の競争条件にある中小零細業者はほとんど転嫁できません。政府は「消費税は消費者が払っているのだ。事業者は消費者から預かっているのだ。だから手つかずに納めなさい」と言いますが、それは錯覚で、消費税は価格の一部なのです。価格は取引の都度、力関係や条件によって変わります。中小業者は実際には価格に消費税を転嫁できていないにもかかわらず、納税しなければなりません。赤字でも納めなければならない。だから消費税の滞納額は他の税金に比べ群を抜いて多いのです」というようないろんな問題点があります。

今、消費税を上げることは、今の日本の経済をまた奈落の底に突き落としかねないので、私はこの請願に賛成です。

以上、私の討論を終わります。

○南田孝是議長 次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 総務常任委員会に付託されました請願第11号 「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願について、反対の意見を述べさせていただきます。

請願内容は、アベノミクスは庶民には景気回復の実感はなく、急激な円安が庶民の家計や中小企業の経営を直撃し、最近の世論調査でも来年4月の消費税増税に6割近い人が反対し、今消費税の大増税を強行すれば暮らしが成り立たなくなる。消費はさらに落ち込んで、地域経済は大打撃を受け、またデフレをさらに悪化させ、税収はふえるどころか、国の財政をさらなる危機に追い込むことは明白であるというような内容であります。また記憶にある前政権時の行政刷新会

議、事業仕分けでありますけども、そのときは豪華な会場を設営して、無駄遣い排除と銘打って、その仮定数字に到達すべき手法で国民の前にさらけ出し、聞く耳もなく一方的にぼっさりぼっさり切り捨てる荒手法で国民に関心を持たせただけのものでした。後には撤回や見直し、特に地方行政には大きな混乱を与えました。

それに従い、今回の安倍政権による消費税増税審議は、報道でも事細かく開示され、国民一人一人の安心生活をかんがみて是非を広範囲の団体から聞く政府の集中点検会合が6日間、計7回に及び、60人の有識者が意見表明、議論を交わした結果、増税を見送ると財政の信認の低下や社会保障の財源不足になる理由で60人中44人、7割強が予定どおりの容認、これは4月からの増税の容認、また税率期間の見直し条件つきでやむなしと答えた方も11人など、増税に前向きな考えを示した出席者は約9割強が国が直面している危機感を感じ取っているように思います。

今後、景気動向、低所得者の対策などを考慮して、政府内で経済指数や日銀短観等の結果を踏まえ近々に総理が最終決断される今、こうした趣旨の請願書は適切ではなく、反対と考えます。

以上で、私の反対討論を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「12番、道下」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 私のほうから請願第7号、そして請願第8号、この2件について賛成討論をさせていただきます。先ほど塩谷議員のほうから反対討論がありましたので、それについて反論と、また理解を求める討論をさせていただきたいと思います。

最初に、請願第7号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書の提出を求める請願、これについて賛成の討論を行います。先ほどの塩谷議員の反対討論の中で、大まかな趣旨については賛成するが、熊本県の立野ダム、これについては反対。そういう意味合いを含めて国土の強靱化策について反対をするというような内容でございました。とするならば、この請願に賛成をし、熊本県立野ダム、これについては反対をする。こういうふうな明確な討論をすべきではなかったかなというふうに思います。そういう意味からすると、趣旨については賛同できる内容であるということですので、私のほうからはしっかりとこの点を訴えていきたい。また、理解をしていただきたい。そして、昨年の12月の衆議院選、またことし7月の参議院選、しっかりとこの与党・自民党、公明党が訴えてきた国土強靱化対策、政策、そしてまた防災・減災ニューディール政策について信任を得た。こう理解をいたしております。そういう意味ではしっかりと大規模災害等の災害対策については進めていく必要がある。こう強く思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

続きまして、請願第8号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の討論を述べさせていただきます。塩谷議員の請願に対する反対理由の論点は、請願の実施4項目の中の3番目であります通称限定正社員と呼ばれている制度について、制度導入後、危惧される内容を例に挙げての反対討論であったと思います。

まず誤解のないように、説明の前に請願文中の実施4項目を短く紹介し、前文を読み上げた上で討論したいと思います。まず、実施4項目ですが、1番目、世帯収入の増加に向けて、環境整

備をすること。2番目に、労働環境の悪化に対して対策を強化すること。3番目、この点について塩谷議員から指摘がありましたが、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など、多元的な働き方を普及、拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、このテレワークというのは聞きなれない言葉です。なので簡単にご説明したいと思います。勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し、時間や場所の制限を受けずに柔軟に働くことができる形態を言うということでございます。そして、在宅勤務などの導入を促進すること。これが3番目でございます。4番目は、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施、活用されるように努めること。以上が、この4項目でございます。

前文を読んでご理解をしていただきたいと思います。ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。中でも、働く貧困層と言われるワーキングプアから抜け出せずに結婚をあきらめざるを得ない若者の増加や仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。よって、政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、4項目の事項について適切に対応を講じるよう強く求めます。これが前文でございます。非常に分かりやすい内容かと思います。この前文には、ほとんどの背景は紹介をされております。

今回この意見書を作成するまでに、公明党青年委員会では、本年3月から5月にかけて全国でワーク・ライフ・バランスに関するアンケートを実施し、28万6,037人の方からの回答をいただきました。それをもとに見えてきたさまざまな改善点や課題について取りまとめた中からの実施項目であります。アンケートは何のために仕事をしているのかとの質問を初め、8項目の質問からの答えを取りまとめて集計しております。限定正社員の制度についてはもちろん、メリット、デメリットがあることは当然承知の上であります。ただ、アンケートをもとに明確な根拠があって意見書案ができ上がり、この請願の提出となったものでありますので、塩谷議員の断定的な批判には当たらないことを主張いたしまして、道下政博からの若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出を求める請願に賛成の立場での討論といたします。議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 ほかに討論はありませんか。

〔「5番、中村」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

私は、請願第10号 「米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止」を国に求める請願に賛成の立場で討論します。

昨年9月、10万人を超える沖縄県民大会が示したものは、オスプレイ配備計画の撤回と普天間

基地の閉鎖、撤去を求める沖縄県民の強い思いでした。沖縄のこのような思いを私たちは無視できるのでしょうか。

私がこの請願に賛成する第一の理由は、政治的などんな理由であれ、歴史的などんな理由であれ、今のままではオスプレイ配備によりアメリカ海兵隊が固定化され、沖縄がこれからも米軍の基地とされてしまうおそれがあるからです。

そして、この請願に賛成する第二の理由は、沖縄以外でもオスプレイの低空飛行7ルートが想定されて、実際に全国各地で低空飛行訓練が実施されているということです。ハワイでもフロリダでも環境破壊につながるということで飛行が中止されたオスプレイが、日本では環境アセスメントすら開かれないのはどうしたことなのか。米軍が日本国内で低空飛行することが許されるのか。ついこの間、9月6日のことですが、滋賀県高浜市の陸自饗庭野演習場の日米共同訓練でオスプレイが使われることが正式に発表されています。それに対し、9月29日には、オスプレイ来るな、日米合同軍事演習反対の集会が計画されているそうです。津幡町には演習場などありませんが、仮に津幡町の上空をオスプレイが飛び、米軍による軍事訓練がなされるということになれば、反対する市民の気持ちが理解できるはずです。

そして、この請願に賛成する第三の理由は、アメリカはルールを無視して訓練しているという現実です。例えば徳島県の飯泉知事は、徳島県内で低空飛行を行わないということやルートの情報提供などについて、防衛省を通じて要請していたにもかかわらず、ことし3月、当初九州上空だったルートが突然、和歌山から四国上空に変更されて、オスプレイの低空飛行訓練が実施されたことに対し、強行はまことに遺憾として、知事名の要請書を小野寺防衛相に改めて送っています。また、戦闘機が日米地位協定で義務づけられた事前報告がないままに夜間飛行、低空飛行訓練で上空を飛ぶことが何度もあります。鳥取県の平井知事も、日本政府が公式に認めないオスプレイの飛行ルートがあると指摘した上で、夜間や低空飛行といったルール違反は現実にある。訓練のあり方が日米間で正常化されていないと声を上げています。全国7ルート、高度150メートル以下、あるいは低空飛行訓練、そしてこのルールを無視した米軍の飛行訓練について、日本政府はアメリカ政府に対し中止を求めるべきです。

この請願について賛成か反対かと問われれば、以上の理由から私は賛成します。

以上です。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第59号から議案第74号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第74号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第7号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書の提出を求める請願を採決い

たします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、請願第7号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第8号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、請願第8号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第10号 「米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止」を国に求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者14人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第10号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号 「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者14人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第11号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 国の教育予算を拡充することについてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

＜同意上程＞

○南田孝是議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、9月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今9月会議に提案をさせていただきました議案のうち、決算審査特別委員会に付託されます案件を除き、すべてご決議を賜りましたことにつきまして、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育委員会委員5人のうち北村明達氏が平成25年9月30日をもって任期満了となることから、後任に津幡町字川尻ヨ156番地 山本祝男氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

同意第5号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議会議案第7号から議会議案第9号までを一括して議題といたします。

森山時夫総務常任委員長提出の議会議案第7号 森林吸収源対策および地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についての趣旨説明を求めます。

森山時夫総務常任委員長。

〔森山時夫総務常任委員長 登壇〕

○森山時夫総務常任委員長 それでは、議会議案第7号 森林吸収源対策および地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第109条第6項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

この意見書につきましては、本9月会議の総務常任委員会で協議した結果、全員の賛同を得て、本日提出させていただくものであります。提出者は、総務常任委員長 森山時夫。

この意見書をかいつまんで朗読し、趣旨説明とさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっております。森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっております。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的に総合的に実施することが不可欠であります。

森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であります。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現するよう強く要望いたします。

記

- 1 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全などを

推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第7号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議会議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、角井外喜雄文教福祉常任委員長提出の議会議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

角井外喜雄文教福祉常任委員長。

〔角井外喜雄文教福祉常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄文教福祉常任委員長 議会議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書。

提出者、津幡町議会文教福祉常任委員長 角井外喜雄。

地方自治法第109条第6項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

前文は省略いたしまして、項目のみを読み上げます。

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること。
- 2 校舎の耐震化、修繕費、教育備品の確保など、学校教育環境の整備に必要な予算措置を行うこと。
- 3 「子どもと向き合う時間の確保」を図り、授業時数増に対応し、きめの細かい教育ができるように、教職員定数改善計画を策定すること。
- 4 「いじめ」「自殺」「不登校」など、子どもたちを取り巻くさまざまな問題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の増員を図り、相談窓口を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。
皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第8号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議会議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、酒井義光産業建設常任委員長提出の議会議案第9号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

酒井義光産業建設常任委員長。

〔酒井義光産業建設常任委員長 登壇〕

○酒井義光産業建設常任委員長 議会議案第9号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書。

提出者、産業建設常任委員長 酒井義光です。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第109条第6項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

先ほど、委員長報告の中で、請願第9号 鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める請願に委員会として全会一致で不採択といたしましたでしたが、委員からの意見として海獣の被害のない当町にとって海獣被害対策を求める必要はない、また狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図るとの部分が差別的文言ではないかという意見が出され、不採択といたしました。

鳥獣による災害の防止対策は当町でも当然必要であることは全員理解しており、委員会発議で本意見書を提出させていただくものであります。よって、前文は省略いたしまして、要点だけ述べさせていただきます。

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の確保、育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。
議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。
議会議案第9号を採決いたします。
この採決は、起立によって行います。
お諮りいたします。
原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。
よって、議会議案第9号は、原案のとおり可決されました。
ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午前11時11分

〔再開〕 午前11時12分

○南田孝是議長 会議を再開いたします。
お諮りいたします。
ただいま、町長から議案第75号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号）が提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。
よって、議案第75号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議案上程＞

○南田孝是議長 追加日程第1 議案第75号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。
これより町長に提案理由の説明を求めます。
矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 先ほどは、津幡町教育委員会委員任命につきご同意を賜り、まことにありがとうございました。

ただいま追加提案をさせていただきました**議案第75号** 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、8月23日に発生いたしました集中豪雨災害などについて早期の復旧を図るべく、歳入歳出それぞれ4億3,451万円を増額補正するものでございます。

まず、歳出の主なものを説明いたします。

2款総務費80万円の増額は、職員の災害対策に係る時間外勤務手当などの防災費であります。

8款土木費500万円の増額は、町が管理する準用河川の堆積土砂等の除去を行うための河川費でございます。

11款災害復旧費4億2,871万円の増額は、町道や河川に係る災害復旧を補助事業や単独事業として実施する公共土木施設災害復旧費1億29万円および農地へ崩落、流入した土砂の撤去や原材料支給などを単独事業として、また農地や農林施設などの災害復旧を補助事業として、それぞれ実施する農林水産施設災害復旧費3億2,842万円でございます。

以上の歳出補正予算に係る充当財源といたしまして、12款分担金及び負担金519万9,000円、14款国庫支出金および15款県支出金を合わせて2億5,887万5,000円、21款町債1億220万円をそれぞれ計上するとともに、その不足分につきましては18款繰入金として財政調整基金繰入金6,823万6,000円を充てるものでございます。

続いて、第2表地方債補正は、農林施設災害復旧事業ほか1件について、限度額をそれぞれ変更するものでございます。

詳細につきましては、各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前11時17分

〔再開〕 午後1時10分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第75号を議題といたします。

＜委員長報告＞

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

森山時夫総務常任委員長。

〔森山時夫総務常任委員長 登壇〕

○森山時夫総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第75号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第2款 総務費 第8項 防災費

第2表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものがあります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 酒井義光産業建設常任委員長。

〔酒井義光産業建設常任委員長 登壇〕

○酒井義光産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第75号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第8款 土木費 第3項 河川費

第11款 災害復旧費 第1項 公共土木施設災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものがあります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第75号を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

請願第7号および請願第8号の採択に伴い、議会議案第10号および議会議案第11号を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第10号および議会議案第11号を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 追加日程第2 荒井 克議員ほか2名提出の議会議案第10号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書、酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第11号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書を一括して議題といたします。

＜趣旨説明・質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

以上の議会議案2件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案2件については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第10号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者 2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第11号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者 1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第11号は、原案のとおり可決されました。

以上、本9月会議で可決されました議会議案第7号から議会議案第11号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉議・散会＞

○南田孝是議長 以上をもって、本9月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成25年津幡町議会9月会議を散会いたします。

午後 1 時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 中村 一子

署名議員 森山 時夫

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表	7
1. 決算審査特別委員会委員の選任について	11
1. 請 願	12
1. 陳 情	17

平成25年津幡町議会9月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	1番 八十嶋孝司	1 学校現場に教員防災士を育成せよ	教 育 長
		2 再生エネルギーの推進を問う	町 長
		3 山間地河川の安全対策を県に要望せよ	町 長
2	4番 荒井 克	1 災害時における防災行政無線の機能性は	総 務 部 長
		2 全国市町村交流レガッタ津幡大会への取り組みは	町 長
3	3番 黒田 英世	1 森林公園の活性化と交流人口の増加につなげよ	町 長
		2 県水受水タンクの耐震性は	上下水道課長
		3 特定図書閲覧制限について	教 育 長
4	2番 西村 稔	1 職員歴10年目主体の行政改革について	町 長
5	5番 中村 一子	1 中山間地域の洪水対策について	町 長
		2 あがた公園の防災備蓄倉庫設置計画は洪水を考慮したものとなっているのか	町 長
		3 町立小中学校の少人数学級化へのビジョンは	教 育 長
		4 町道庄能瀬線の総事業費等の訂正を	町 長
		5 ミニボートピア津幡周辺の交通対策を	産業建設部長
6	9番 塩谷 道子	1 津幡町の定住促進案に子育て政策を入れることを求める	町 長
		2 町長は雇用促進入居者の不安な思いを聞き取り、政府へ廃止の閣議決定を撤回するよう要請せよ	町 長
		3 小中学校の教室にエアコンを設置することを求める	教 育 部 長
7	12番 道下 政博	1 英語語学力向上を図る上で特色あるイングリッシュシャワールームの開設を	教 育 長
		2 骨髄移植提供者（ドナー）を支援する助成制度の創設を	町 長
		3 温水プール建設計画用地について	町 長
		4 降雨災害対策を万全にせよ	町 長
		5 情報メール配信サービス項目をふやし、項目選択制を可能にせよ	町 長
		6 観光対策委員会の設置を	町 長
8	16番 洲崎 正昭	1 倶利伽羅地区の新駅とJR津幡駅東側改札口の設置について	町 長
		2 成人式の開催時期について	町 長
		3 地籍調査について	町 長

平成25年9月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会総務常任委員長 森 山 時 夫

森林吸収源対策および地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

森林吸収源対策および地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策および地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命、財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、政府におかれては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会文教福祉常任委員長 角 井 外喜雄

教育予算の拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

教育予算の拡充を求める意見書

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っており、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。しかし近年、日本の教育は「いじめ」「自殺」「不登校」など、さまざまな深刻な問題を抱えている。

これらの問題を少しでも解決していくためには、学校、保護者、自治体のみならず、国も子どもたち一人一人に対してきめ細かな対応を行う必要がある。

教育は未来への先行投資であり、自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは極めて重要である。そのためには、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させる必要がある。

よって、政府におかれては、2014年度政府の概算要求に向けて、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること。
- 2 校舎の耐震化、修繕費、教材備品の確保等、学校教育環境の整備に必要な予算措置を行うこと。
- 3 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、授業時数増に対応し、きめの細かい教育ができるように、教職員定数改善計画を策定すること。
- 4 「いじめ」「自殺」「不登校」など、子どもたちを取り巻くさまざまな問題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の増員を図り、相談窓口を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会産業建設常任委員長 酒 井 義 光

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

野生鳥獣による農作物被害は深刻化し、被害は経済的損失にとどまらず、農林業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加、また生態系に著しい悪影響を与えている。

シカ、イノシシ、サルなど野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年以降は毎年200億円を上回る状況となっている。

鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。

こうした鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ、平成19年に議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が全会一致で成立した。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、さまざまな被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることになった。

平成24年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになったが、集中的かつ効果的な鳥獣による被害防止対策を早急に講じる必要がある。

よって、政府におかれては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の確保、育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員 荒 井 克
賛成者	津幡町議会議員 道 下 政 博
同	津幡町議会議員 谷 下 紀 義

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

一昨年の東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生している。そうした中、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される首都直下地震および南海トラフ巨大地震に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっている。

また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国と言える。さらに近年ふえている局地的豪雨は、地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしている。

そこで、国民の生命、財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋梁、上下水道、電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防、砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考える。

よって、政府におかれては、下記の事項について早急な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災および発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画および総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の趣旨を踏まえ、早急な対策を講じること。
- 2 発生確率が極めて高いと言われる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、早急な対策を講じること。
- 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和および財政上、税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、早急な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 11 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員	酒 井 義 光
賛成者	津幡町議会議員	八十嶋 孝 司
同	津幡町議会議員	中 村 一 子

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条並びに津幡町議会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。

中でも、働く貧困層と言われるワーキングプアから抜け出せずに結婚をあきらめざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。

よって、政府におかれては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、下記の事項について適切に対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 世帯収入の増加に向けて、政労使による賃金の配分に関するルールづくりを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
- 2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
- 3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及、拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
- 4 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施、活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成25年津幡町議会 9 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第59号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第8項 防災費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 地方債補正	原案可決
議案第66号	津幡町税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について	〃
議案第67号	津幡町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例について	〃
議案第68号	津幡町環境整備基金条例について	〃
議案第69号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第70号	津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第72号	市と町との境界変更について	〃
議案第74号	財産の取得について（消防ポンプ自動車（萩坂分団車）CD－I型）	〃
請願第7号	大規模地震等災害対策の促進を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第10号	「米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止」を国に求める請願	不 採 択
請願第11号	「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願	〃

平成25年津幡町議会 9 月会議
常任委員会議案審査結果表
文教福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第59号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第60号	平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第61号	平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第65号	平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第71号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
陳情第6号	国の教育予算を拡充することについて	不採択

平成25年津幡町議会 9 月会議
常任委員会議案審査結果表
産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第59号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第7項 防犯と交通安全対策費 第4款 衛生費 第2項 環境衛生費 第5款 労働費 第3項 清掃費 第6款 農林水産業費 第1項 労働諸費 第7款 商工費 第1項 農業費 第8款 土木費 第2項 林業費 第11款 災害復旧費 第1項 商工費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第5項 住宅費 第1項 公共土木施設災害復旧費 第2項 農林水産施設災害復旧費	原案可決
議案第62号	平成25年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第63号	平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第64号	平成25年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第73号	町道路線の認定について	〃
請願第8号	若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第9号	鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出を求める請願	〃

平成25年津幡町議会 9 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第75号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第2款 総務費 第8項 防災費 第2表 地方債補正	原案可決

平成25年津幡町議会 9 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第75号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第8款 土木費 第3項 河川費 第11款 災害復旧費 第1項 公共土木施設災害復旧費 第2項 農林水産施設災害復旧費	原案可決

選任第 7 号

決算審査特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、決算審査特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 5 年 9 月 4 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

決算審査特別委員会委員
八十嶋孝司
荒井 克
森山 時夫
角井外喜雄
酒井 義光
塩谷 道子
向 正則

受理番号	請願第7号	受理年月日	平成25年8月21日	付託委員会	総務常任委員会
件名	大規模地震等災害対策の促進を求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字東荒屋リ59 公明党津幡支部津幡東地区員 関 沢 隆			紹介議員	道 下 政 博
一昨年の中日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生しています。そうしたなか、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「首都直下地震」および「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっています。 また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえます。さらに近年増えている局地的豪雨は地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしています。 そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋梁、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考えます。 よって、以下の事項について早急な対策を講じるよう政府に強く要望すること、ご賛同、ご協力願います。 記 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災および発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（衆院で継続審議）の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること 2 発生確率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和および財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第8号	受理年月日	平成25年8月21日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字東荒屋リ59 公明党津幡支部津幡東地区員 関 沢 隆			紹介議員	道 下 政 博
ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。 中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。 よって、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう政府に強く求めることに、ご賛同、ご協力願います。 記 一、世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること 一、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること 一、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する環境整備をすすめるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること 一、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第9号	受理年月日	平成25年8月21日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	鳥獣・海獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字東荒屋リ59 公明党津幡支部津幡東地区員 関 沢 隆			紹介議員	道 下 政 博
野生鳥獣及び海獣による農作物・漁業被害は深刻化し、被害は経済的損失に止まらず、農林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加、また海洋生態系に著しい悪影響を与えています。 シカ、イノシシ、サルなど野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年以降は毎年200億円を上回っており、また、トド、アザラシ等の海獣による漁業被害額も近年は20億円を超える状況（北海道調べ）となっています。 鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられます。 こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年に、議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特措法」が全会一致で成立。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることになりました。 平成24年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになりましたが、集中的かつ効果的な鳥獣及び海獣による被害防止対策を早急に講じる必要があります。 よって国に、鳥獣・海獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望すること、ご賛同、ご協力願います。 記 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。 2 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充すること。また、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と狩猟者の社会的地位向上の促進を図ること。 3 海獣被害に対しては、追い払いなどの防除対策事業、個体数調整のための調査捕獲事業、及び生息域などの把握のためのモニタリング事業をより一層推進すること。 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第10号	受理年月日	平成25年 8 月23日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	「米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止」を国に求める請願				
請 願 者 住所氏名	石川県河北郡津幡町字加賀爪ホ70 代表 納 口 清 隆			紹介議員	塩 谷 道 子
【請願趣旨】 日米両政府は、日本国民、沖縄県民の強い反対を無視して欠陥機MV－22オスプレイ24機・2個飛行中隊を世界一危険な普天間基地に強行配備しました。 オスプレイは、開発段階から何度も墜落事故を繰り返し、これまでに少なくとも36人が死亡しており、構造的欠陥機であることは世界に知られています。 MV－22の移駐・配備前にモロッコやフロリダで相次ぎ起きた墜落で、沖縄県民の恐怖と抵抗が高まるなか、日米両政府はこれらの事故が機体の構造によるものではなく人為ミスによるものであることを強調し、2012年 9 月19日に開かれた日米合同委員会でMV－22の安全確保策を「合意」しました。この「合意」は、「普天間基地への配備ありき」の姿勢を露骨に示したものであり、認めるわけにはいきません。 沖縄県では、普天間基地への配備前の昨年 9 月、「オスプレイ配備計画を直ちに撤回し、普天間基地の閉鎖・撤去」を求める県民大会が10万以上の参加で開かれ、「オール沖縄」の意思を確認しました。 その後も「オスプレイ配備撤回」「普天間基地の閉鎖・撤去」「米軍基地返還」を求めて県内各地で住民大会が何回も開かれています。 普天間基地に配備されたオスプレイは連日、人口密集地での飛行、夜間飛行、低空飛行など「違反飛行」を繰り返しています。 全国 7 つのルートで高度150メートル以下の低空飛行を含む訓練など、沖縄と日本本土のあらゆる場所での訓練が想定されています。沖縄以外でも、徳島や愛媛、高知の各県での低空飛行訓練が目撃されています。 事故の危険性が指摘される飛行方法を米軍施設上空に限定したり、人口密集地上空の飛行を避けるなどの日米合意も守られていない状況のもとで、全国 7 つのルートでの訓練が本格化すれば、沖縄だけでなく日本国民を危険にさらされることになります。オスプレイの配備は許されません。 私は、下記事項の実現を求めます。 【請願項目】 政府は、オスプレイ配備の撤回と全国各地での低空飛行訓練中止をアメリカ政府に求めること以上、地方自治法第124条の規定により、請願いたします。					

受理番号	請願第11号	受理年月日	平成25年 8 月23日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	石川県金沢市新保本4-66-4 消費税廃止石川県各界連絡会 加 藤 忠 男			紹介議員	塩 谷 道 子
【請願趣旨】 安倍首相は秋の臨時国会前に、来月4月から消費税率8%を実施するかどうか決断すると言われています。しかし、安倍政権が進める「アベノミクス」は、株価と長期金利の乱高下を招き、庶民には景気回復の実感はありません。一方、賃金と中小企業の設備投資は下がり続け、急激な円安が庶民の家計や中小企業の経営を直撃しています。最近の世論調査でも、来年4月の消費税増税に6割近い人が反対しています。 こんなときに消費税の大増税を強行すれば、くらしが成り立たなくなり、消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃をうけます。またデフレをさらに悪化させます。税収は増えるどころか、国の財政をさらなる危機においこむことは明白です。 消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されましたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方です。低所得者ほど負担が重い税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくありません。財政再建の財源としては、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切りかえ、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、大企業・高額所得者・資産家に応分の負担を求めることなどが必要だと考えます。消費税増税を中止し、内需拡大をはかり、社会保障を拡充することこそ最善の景気対策です。 住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止するよう政府に求める意見書の採択・送付を求めます。 以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により請願いたします。 【請願項目】 1、消費税増税中止を求める意見書を採択し、政府に提出していただくこと					

受理番号	陳情第 6 号	受理年月日	平成25年 8 月21日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	国の教育予算を拡充することについて				
陳 情 者 住所氏名	石川県河北郡津幡町字加賀爪ヌ70番地 石川県教職員組合河北支部 執行委員長 中 木 大 進				
【主 旨】					
「教育予算の拡充を求める意見書」を貴議会において採択し、行政当局等へ提出されたい					
【陳情理由】					
新学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっており、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要です。 30年ぶりの法改正で小学 1、2 年生に35人学級が導入されました。しかし、今年度はその拡充において予算措置されていません。文部科学省が2010年に実施した調査では、保護者の約 6 割が「望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げており、また、国内の各府県の調査においても、少人数学級編成で「個別指導がしやすくなった」「教員はきめ細かい対応をしている」など肯定的な意見を述べられたほか、不登校の出現率や欠席率の低下、いじめの発生件数の減少など、その効果は明らかです。国際的にみても、日本はOECD諸国平均に比べ 1 学級あたりの児童生徒数や、教員 1 人当たりの児童生徒数はとりわけ多くなっています。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合や一般政府総支出における教育費の割合はOECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位であり、対して、教育支出における私費負担の割合はOECD平均の倍です。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、非正規教職員の増大などにみられるように教育条件の格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 こうした観点から、2014年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう、強く要望いたします。					
記					
1. OECD諸国並みの、ゆたかな教育環境を整備するため、35人以下学級の完結および30人以下学級を推進すること。					
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること。					
3. 校舎の耐震化、教材備品・修繕費等、学校教育環境の整備充実に必要な予算措置を行うこと。					
4. 子どもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うこと。					